

第3期

長泉町子ども・子育て支援事業計画

(令和8年3月改定版)



令和8年3月

長泉町

全てのこどもの
健やかな成長を育む
まち ながいずみ
を目指して



近年、わが国では、共働き世帯や未婚者の増加、仕事と子育ての両立への不安や子育てに経済的な負担を感じる家庭の増加などの要因により、出生数は年々減少し、少子化の進行が続いています。このような中、国では、令和5年4月にこども家庭庁を発足し、同年12月には「こども大綱」が策定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられました。

「こどもまんなか社会」の実現は、全てのこども・若者が、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすようになることや、こどもを産み、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、こども・若者はもちろん、子育て当事者の幸せの追求において重要なことであります。そのため、常にこどもの最善の利益を第一に、誰一人取り残さず、こどもの健やかな成長を町全体で応援していきたいと考えております。

このたび、当町では、より一層こどもや子育てに関する支援施策の推進を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期長泉町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「全てのこどもの健やかな成長を育むまち ながいずみ」を基本理念とし、5つの基本方針を掲げて、具体的な支援施策を推進してまいりますので、町民の皆様、関係各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様、また、貴重なご意見をいただき、ご審議にご尽力いただきました「長泉町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

長泉町長 池田 修

目 次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 1 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 計画の策定体制 | 3 |
| 5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進 | 4 |
| 第2章 長泉町のこども・子育て環境を取り巻く現状 | 5 |
| 1 統計データからみる現状 | 5 |
| 2 アンケート調査結果からみる現状 | 16 |
| 3 こどもの意見聴取結果からみる現状 | 23 |
| 第3章 本計画の基本的な考え方 | 30 |
| 1 基本理念 | 30 |
| 2 基本方針 | 31 |
| 3 施策の体系 | 32 |
| 第4章 施策の推進 | 33 |
| 基本方針1 親と子の心身の健康を守るまち | 33 |
| 基本方針2 全ての家庭が安心して子育てできるまち | 40 |
| 基本方針3 のびのび子育てにスクラムを組むまち | 46 |
| 基本方針4 子育て世帯へのきめ細かな支援に取り組むまち | 52 |
| 基本方針5 こどもの豊かな学びと遊びを支えるまち | 61 |
| 第5章 各事業の量の見込み及び確保の方策 | 72 |
| 1 教育・保育提供区域の設定 | 72 |
| 2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の推計の考え方 | 72 |
| 3 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保 | 92 |
| 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 | 92 |
| 第6章 計画の推進に向けて | 93 |
| 1 計画の推進体制 | 93 |
| 2 計画の進行管理 | 94 |

| | | |
|--------------------|-------|-----|
| 資料編 | ----- | 95 |
| 1 こども大綱と本計画の整合 | ----- | 95 |
| 2 長泉町子ども・子育て会議条例 | ----- | 98 |
| 3 長泉町子ども・子育て会議委員名簿 | ----- | 99 |
| 4 計画の策定経過 | ----- | 100 |

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国では少子化が急激に進行し、労働力人口の減少や地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、令和5年は統計を取り始めて以降、最低となる1.20を記録し、出生数も72万7,277人と過去最少となりました。その要因としては、共働き世帯や未婚の増加、また、仕事と子育てとの両立に負担感や不安感を感じる家庭の増加、経済的な負担などが挙げられます。

このような現状を受け、国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、同年12月には「こども大綱」が策定されました。この「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、おかれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

本町においては、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期長泉町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、“笑顔があふれるまち ながいずみ～子どもが輝き 子育てが楽しい 心ふれあうまちをめざして～”を基本理念に掲げ、教育・保育や子育て支援サービスの提供体制の整備を図り、未来の長泉町を支えるこどもたちの成長を地域で支え、未来に夢と希望をもてるまちづくりを進めてきました。

このたび、令和6年度をもって計画期間が終了することから、子ども・子育て支援策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期長泉町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

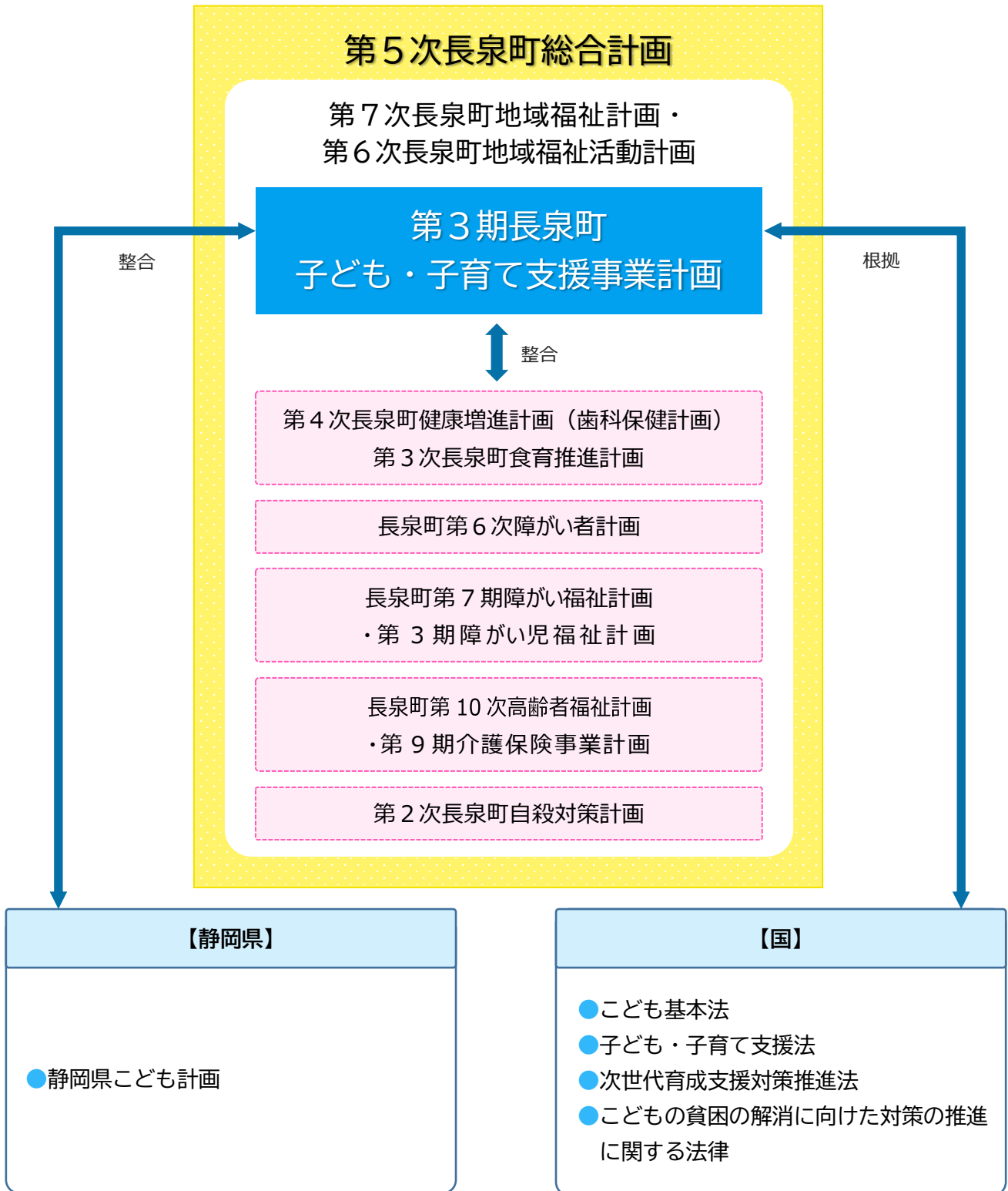
（1）法令根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」を包含しています。

なお、こども基本法第10条第2項で「市町村こども計画」の策定が努力義務とされていることから、本計画と、子ども・若者育成支援推進法に基づく「長泉町子ども・若者計画」（令和7年度中に策定予定）を一体として、こども基本法に基づく「長泉町こども計画」として位置づけることとします。

(2) 関連諸計画との整合

本計画は、本町の最上位計画である「第5次長泉町総合計画」における基本計画の施策を推進するための推進プランとして位置づけ、策定するものです。また、本町の福祉分野の上位計画である「第7次長泉町地域福祉計画・第6次長泉町地域福祉活動計画」をはじめ、関連計画との整合性を図るものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画期間内において、子ども・子育て支援に関連する状況に変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|--------------------------------------|-------|-------|-------|---|-------|-------------|--------|--------|-------------|
| 第5次長泉町総合計画 | | | | | | | | | |
| 第7次長泉町地域福祉計画 ・第6次長泉町地域福祉活動計画 | | | | | | 次期計画 ※予定 | | | |
| 第2期長泉町 子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度) | | | | 第3期長泉町 子ども・子育て支援事業計画 (本計画) | | | | | 次期計画 ※予定 |

4 計画の策定体制

(1) 町民アンケート調査（子ども・子育て支援に関するアンケート調査）

本計画において確保すべき教育・保育及びその他の子育て支援の「量の見込み」を算出し、子育て支援施策の検討の基礎資料とするため、小学5年生までの児童をもつ保護者を対象に、教育・保育及びその他の子育て支援に関する現状や今後の利用希望を把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。
(調査結果は16ページから)

(2) こどもの意見聴取

本計画の策定にあたって、国の「こども大綱」の方針に基づいてこどもの視点を尊重したものとするため、町内の学校へ通う小学生・中学生・高校生を対象に、Webアンケートによる意見聴取を実施しました。
(聴取結果は23ページから)

(3) 子ども・子育て会議による協議・検討

本計画の策定においては、町民の幅広い意見を取り入れることができるよう、福祉分野・保健分野の関係者、関係団体、有識者などで構成する「長泉町子ども・子育て会議」において、計画の策定に関して必要な事項の協議・検討を実施しました。

(4) パブリック・コメントの実施

本計画の策定段階で町民より幅広く意見を募り、計画への反映に努めるため、令和7年2月1日から3月2日までの期間でパブリック・コメントを実施しました。

5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、Sustainable Development Goalsの略であり、平成27年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12（2030）年までの国際目標です。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現を目標とした17のゴールと169のターゲットで構成されており、社会・経済・環境にまたがる多くの課題への、総合的な取り組みを求めるものです。

本計画の上位計画である「第5次長泉町総合計画」では、SDGsを推進するとしていることから、本計画においても、SDGsを踏まえて各施策を推進するものとします。

SDGsの17のゴールのうち、本計画と主に関連のあるものは次の8つです。



貧困をなくそう



飢餓をゼロに



すべての人に
健康と福祉を



質の高い教育を
みんなに



人や国の不平等を
なくそう



住み続けられる
まちづくりを



平和と公正を
すべての人に

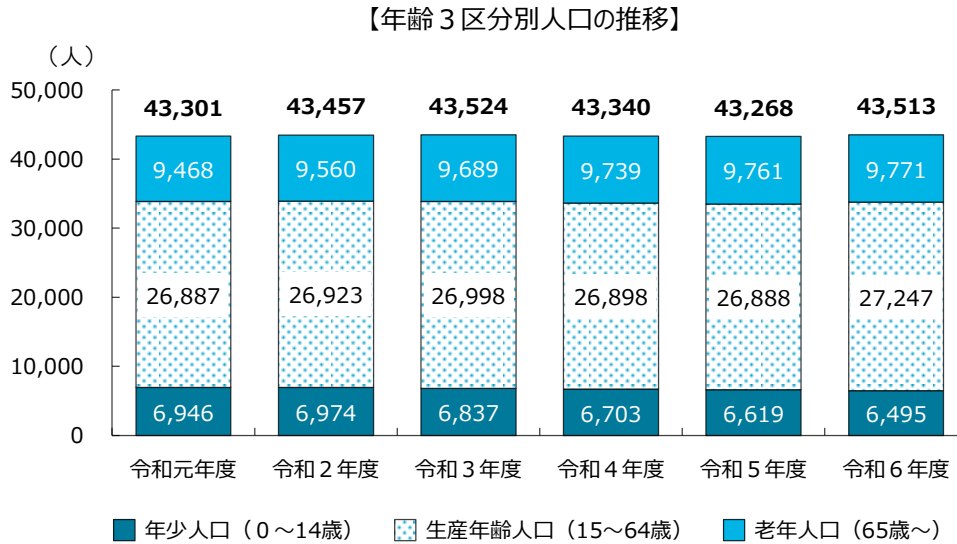


パートナーシップで
目標を達成しよう

第2章 長泉町のこども・子育て環境を取り巻く現状

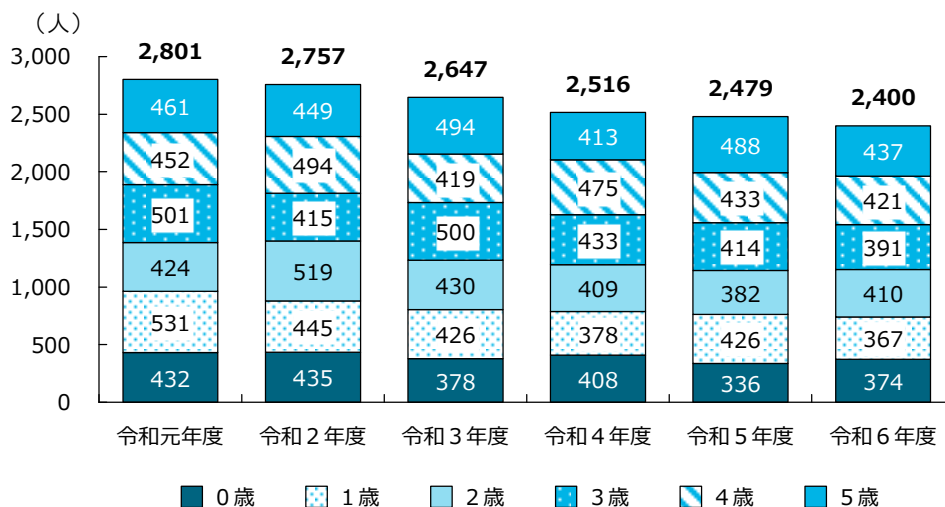
1 統計データからみる現状

(1) 人口の状況



年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、令和6年度においては43,513人となっています。年少人口（0～14歳）は、令和3年度以降減少傾向にあり、令和6年度においては、6,495人となっています。生産年齢人口（15～64歳）は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、令和6年度においては27,247人となっています。老年人口（65歳～）は、令和元年度以降増加傾向にあり、令和6年度においては9,771人となっています。

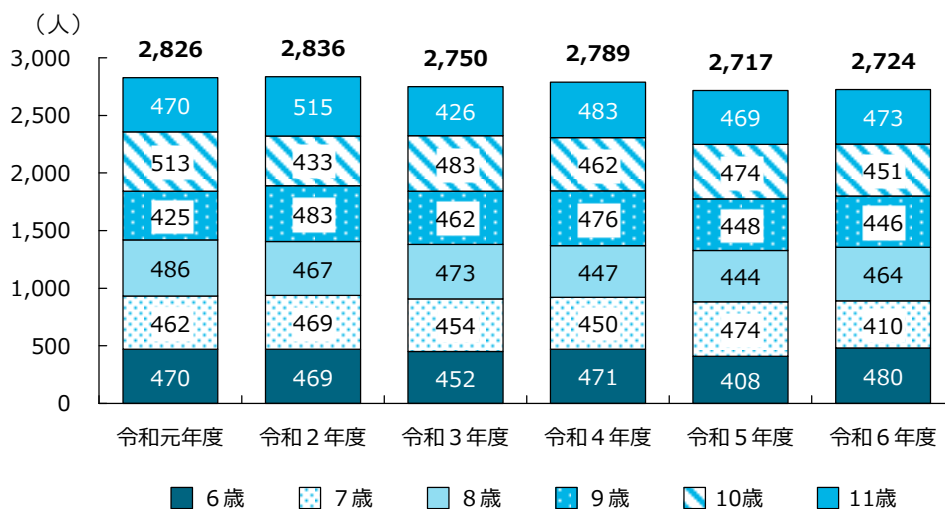
【年齢別就学前児童数の推移】



資料：住民基本台帳(各年度4月1日現在)

年齢別就学前児童数の推移をみると、児童数の合計人数は、令和元年度以降減少を続けており、令和6年度においては2,400人となっています。年齢別でみると、どの年齢においても増減を繰り返して推移しています。

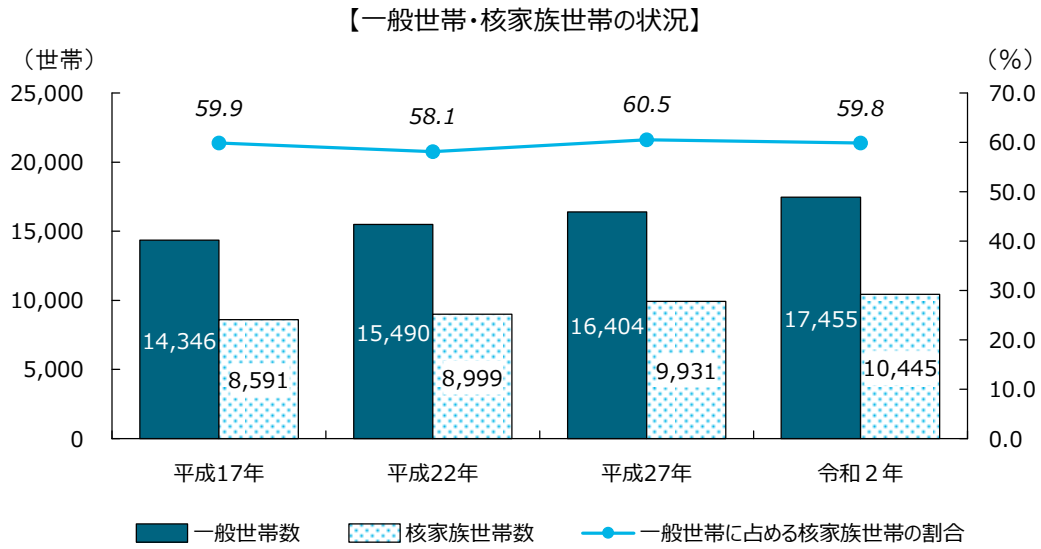
【年齢別就学児童数の推移】



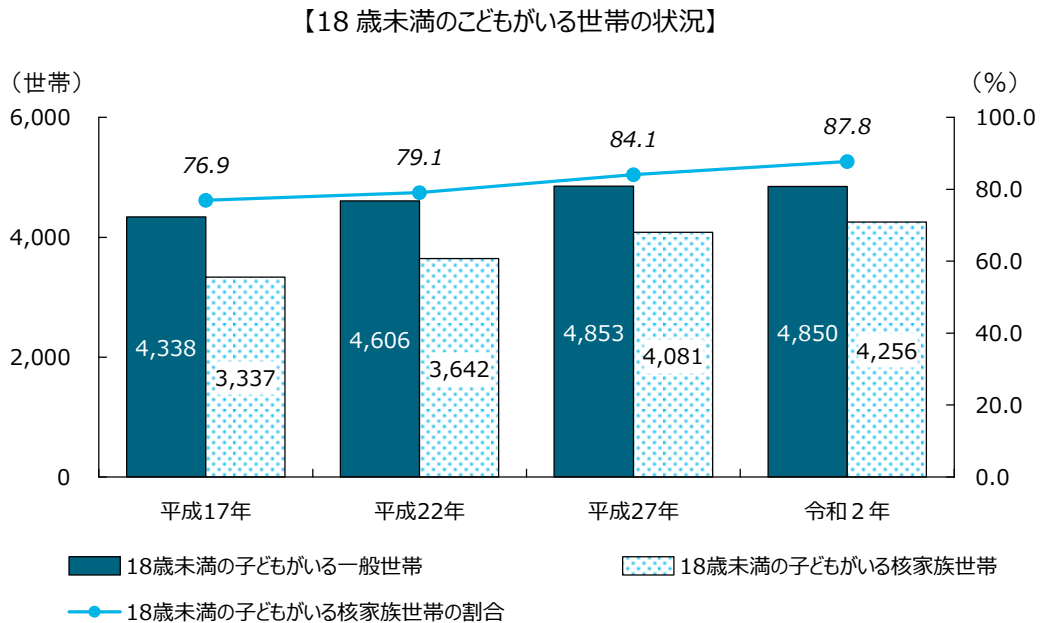
資料：住民基本台帳(各年度4月1日現在)

年齢別就学児童数の推移をみると、児童数の合計人数は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、令和6年度においては2,724人となっています。年齢別でみると、令和元年度から令和6年度にかけて、6歳・9歳・11歳は増加、7歳・8歳・10歳は減少しています。

(2) 世帯の状況

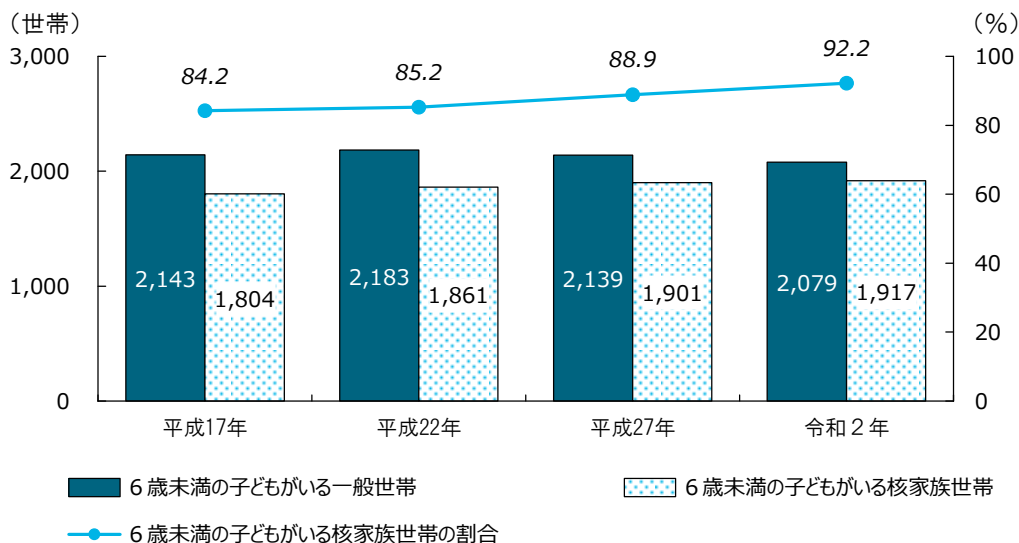


一般世帯・核家族世帯の状況を見ると、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成17年以降6割前後で推移しており、令和2年においては59.8%となっています。



18歳未満のこどもがいる世帯の状況を見ると、18歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は、平成17年以降増加傾向にあり、令和2年においては87.8%となっています。

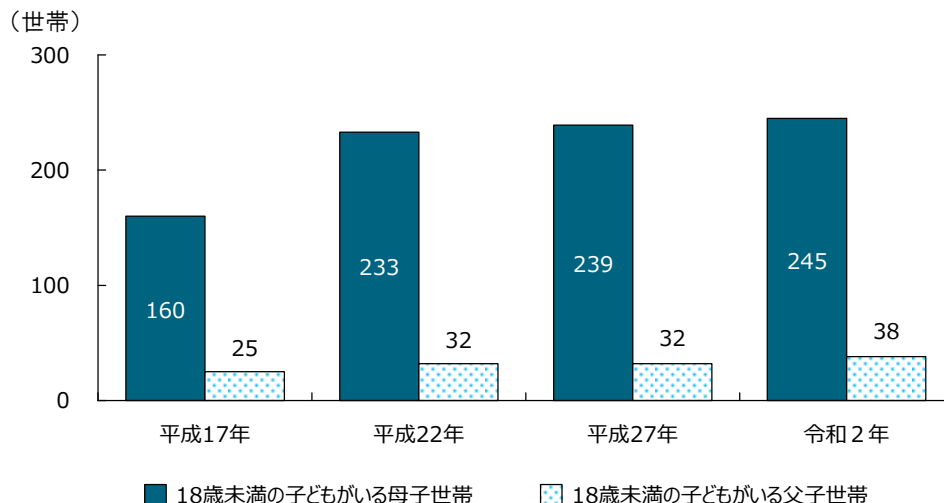
【6歳未満の子どもがいる世帯の状況】



資料：国勢調査

6歳未満の子どもがいる世帯の状況を見ると、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は、平成17年から平成22年にかけてはほぼ横ばい、その後増加し、令和2年においては92.2%となっています。また、6歳未満の子どもがいる一般世帯数は、平成22年以降減少傾向にある一方、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は、やや増加傾向にあります。

【18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移】

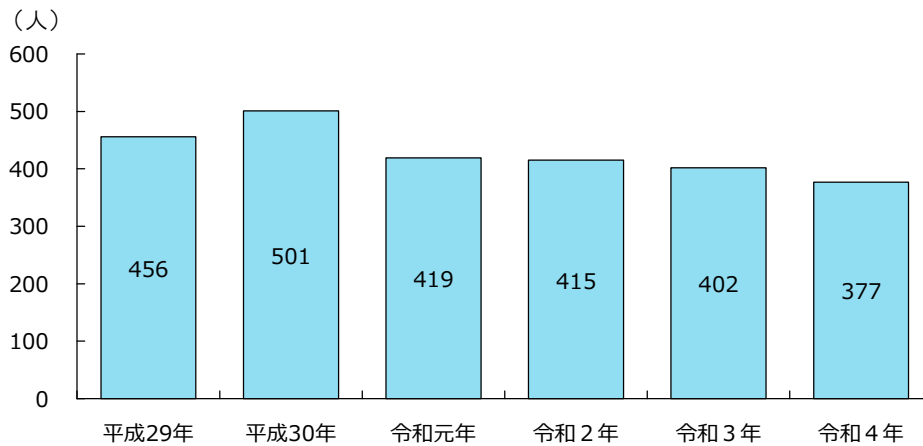


資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移を見ると、母子世帯は、平成17年から平成22年にかけておおむね70世帯増加、その後は横ばいで推移しており、令和2年においては245世帯となっています。父子世帯は、平成22年以降横ばいで推移しており、令和2年においては38世帯となっています。

(3) 出生の状況

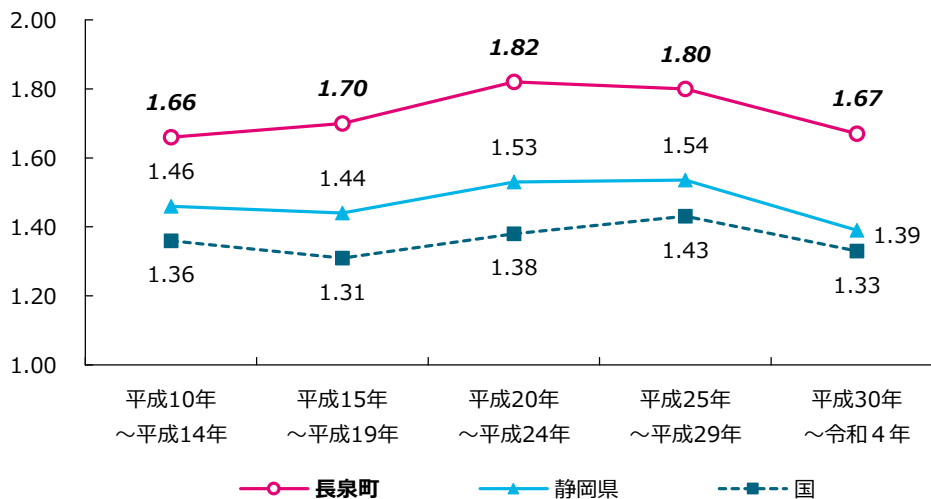
【出生数の推移】



資料：静岡県人口動態統計

出生数の推移をみると、平成29年から平成30年にかけて約50人増加、その後減少に転じています。令和元年以降は400人前後で推移していましたが、令和4年においては377人まで減少しています。

【合計特殊出生率の推移】

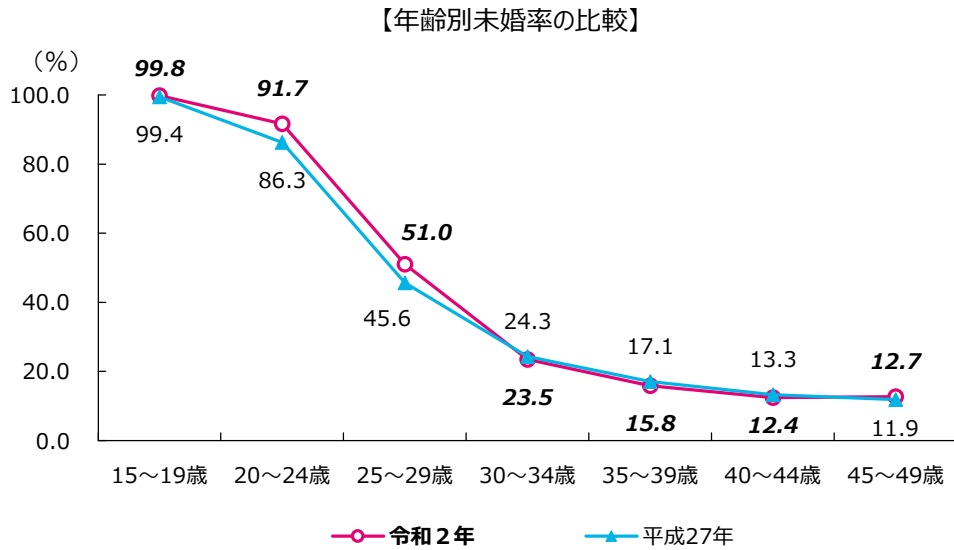


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

※合計特殊出生率：一人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

合計特殊出生率の推移をみると、平成20年～平成24年に1.82まで上昇しています。その後は低下しており、平成30年～令和4年には1.67となっていますが、静岡県や国の数値を上回って推移しています。

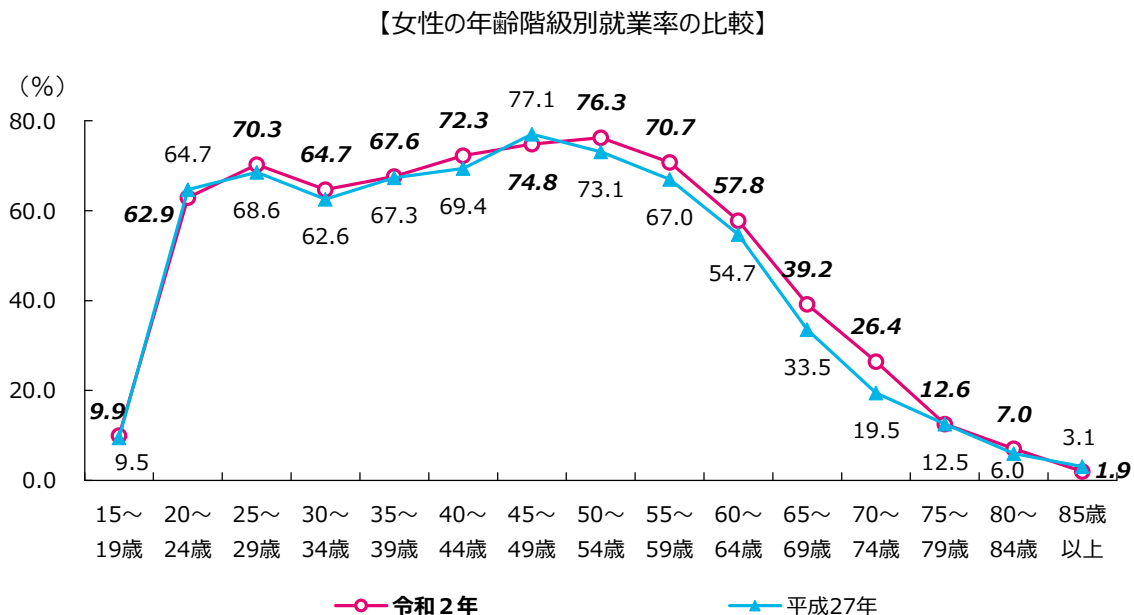
(4) 婚姻の状況



資料: 国勢調査

年齢別未婚率の推移をみると、令和2年において、15～24歳で9割以上、25～29歳では約半数まで低下し、35歳以上では約1～2割となっています。平成27年と比較すると、20～29歳で未婚率がやや上昇し、30歳以上ではほぼ同様の割合となっています。

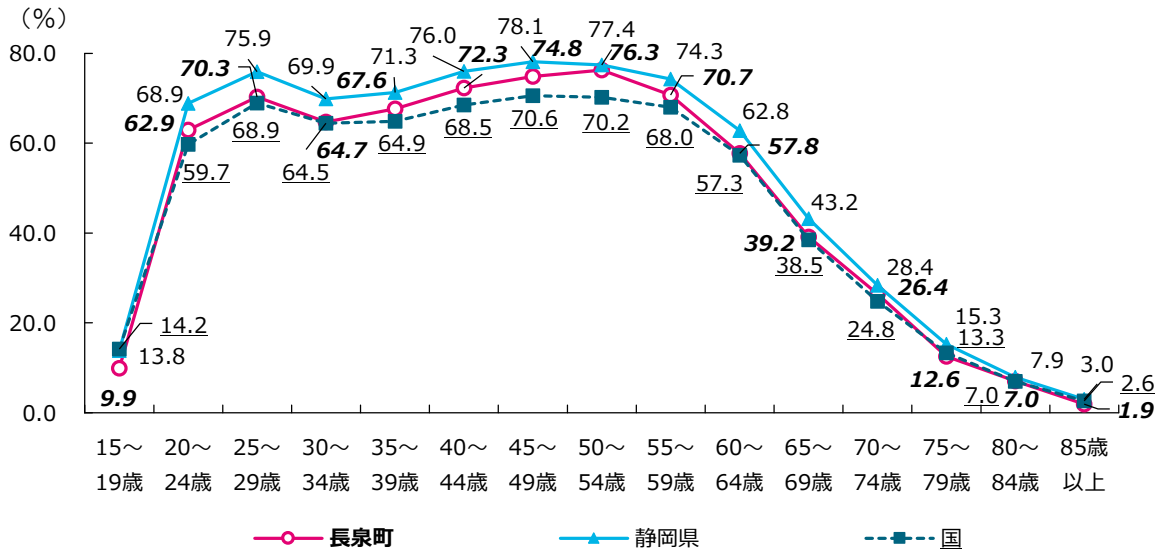
(5) 就業の状況



資料: 国勢調査

女性の就業率は、結婚・出産・子育ての時期にあたる25～39歳において一旦低下する『M字型曲線』を描きます。本町の女性の年齢階級別就業率をみると、平成27年・令和2年において、30～34歳でやや低下がみられるものの、20～59歳ではおおむね6～7割の就業率を維持しています。また、令和2年においては、平成27年と比較し、50～74歳でやや高い就業率を維持しています。

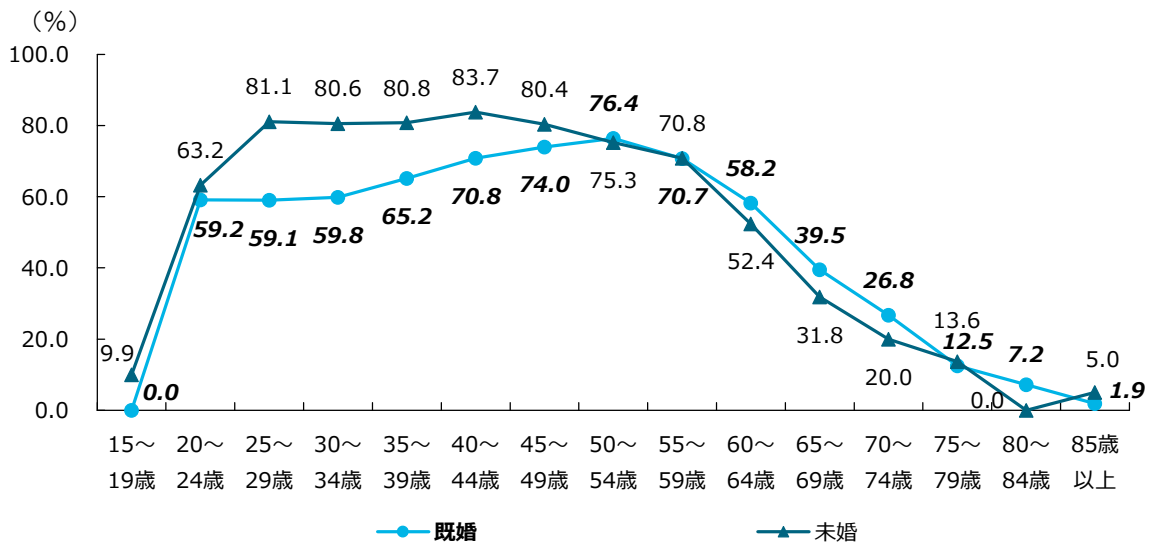
【女性の年齢階級別就業率（静岡県・国比較）】



資料：令和2年国勢調査

本町の女性の年齢階級別就業率を静岡県と比較すると、どの年齢階級においてもその数値をやや下回っています。国の数値と比較すると、どの年齢階級においてもその数値をやや上回っています。

【女性の年齢階級別就業率（既婚・未婚比較）】



資料：令和2年国勢調査

女性の年齢階級別就業率の、既婚・未婚の比較をみると、20～49歳までは未婚の就業率が既婚の就業率を上回っています。その後、60～74歳においては、その状態が逆転し、既婚の就業率が未婚の就業率を上回っています。

(6) 幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所の状況

【幼稚園園児数】

| | | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
|--------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 長泉幼稚園 | 3歳児 | 14 | 11 | 26 | 17 | 7 |
| | 4歳児 | 18 | 17 | 12 | 23 | 18 |
| | 5歳児 | 27 | 19 | 17 | 13 | 20 |
| | 合計 | 59 | 47 | 55 | 53 | 45 |
| 南幼稚園 | 3歳児 | 30 | 13 | - | - | - |
| | 4歳児 | 33 | 34 | - | - | - |
| | 5歳児 | 26 | 32 | - | - | - |
| | 合計 | 89 | 79 | 0 | 0 | 0 |
| 東幼稚園 | 3歳児 | 20 | 13 | 10 | 14 | 8 |
| | 4歳児 | 23 | 20 | 13 | 9 | 12 |
| | 5歳児 | 17 | 25 | 20 | 13 | 8 |
| | 合計 | 60 | 58 | 43 | 36 | 28 |
| 桃沢幼稚園 | 3歳児 | 17 | 16 | 21 | 15 | 13 |
| | 4歳児 | 20 | 18 | 19 | 25 | 14 |
| | 5歳児 | 24 | 19 | 17 | 20 | 28 |
| | 合計 | 61 | 53 | 57 | 60 | 55 |
| エンゼル幼稚園 | 3歳児 | 93 | 87 | 91 | 77 | 66 |
| | 4歳児 | 104 | 96 | 85 | 98 | 76 |
| | 5歳児 | 84 | 101 | 93 | 86 | 99 |
| | 合計 | 281 | 284 | 269 | 261 | 241 |
| 園児数合計 | | 550 | 521 | 424 | 410 | 369 |

資料:こども未来課資料(各年度1月1日現在)

本町の幼稚園園児数の合計は、令和元年度以降は減少傾向にあり、令和5年度の園児数は369人となっています。令和2年度から令和3年度にかけては、「南幼稚園」が幼稚園から認定こども園に移行されたことも減少の要因となっています。

【保育園園児数】

| | | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
|--------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 竹原保育園 | 0～2歳児 | 47 | 41 | 42 | 38 | 44 |
| | 3～5歳児 | 77 | 74 | 69 | 65 | 64 |
| | 合計 | 124 | 115 | 111 | 103 | 108 |
| 中央保育園 | 0～2歳児 | 34 | 34 | 35 | 33 | 34 |
| | 3～5歳児 | 60 | 60 | 58 | 64 | 67 |
| | 合計 | 94 | 94 | 93 | 97 | 101 |
| 長窪保育園 | 0～2歳児 | 59 | 57 | 56 | 57 | 51 |
| | 3～5歳児 | 85 | 78 | 81 | 73 | 75 |
| | 合計 | 144 | 135 | 137 | 130 | 126 |
| このはな保育園 | 0～2歳児 | 41 | 49 | 49 | 47 | 45 |
| | 3～5歳児 | 61 | 57 | 59 | 57 | 60 |
| | 合計 | 102 | 106 | 108 | 104 | 105 |
| 聖心保育園 | 0～2歳児 | 55 | 50 | 51 | 50 | 48 |
| | 3～5歳児 | 62 | 62 | 61 | 60 | 64 |
| | 合計 | 117 | 112 | 112 | 110 | 112 |
| 園児数合計 | | 581 | 562 | 561 | 544 | 552 |

資料:こども未来課資料(各年度1月1日現在)

本町の保育園園児数の合計は、令和元年度以降は減少傾向にありましたが、令和4年度から令和5年度にかけてやや増加しており、令和5年度の園児数は552人となっています。なお、保育園等の待機児童数は、令和元年度に9人、令和2年度に2人となりましたが、令和3年度に0人となって以降は、3年連続で0人となっています。(いずれの年度も4月1日現在)

【認定こども園園児数】

| | | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
|--------------|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 北こども園 | 0～2歳児 | 25 | 29 | 28 | 27 | 28 |
| | 3～5歳児 (幼稚園部) | 113 | 112 | 116 | 113 | 112 |
| | 3～5歳児 (保育園部) | 53 | 61 | 59 | 58 | 60 |
| | 合計 | 191 | 202 | 203 | 198 | 200 |
| 南こども園 | 0～2歳児 | - | - | - | - | - |
| | 3～5歳児 (幼稚園部) | - | - | 58 | 47 | 47 |
| | 3～5歳児 (保育園部) | - | - | 31 | 49 | 69 |
| | 合計 | 0 | 0 | 89 | 96 | 116 |
| あそかこども園 | 0～2歳児 | 50 | 46 | 42 | 43 | 45 |
| | 3～5歳児 (幼稚園部) | 15 | 16 | 18 | 18 | 18 |
| | 3～5歳児 (保育園部) | 49 | 43 | 42 | 41 | 42 |
| | 合計 | 114 | 105 | 102 | 102 | 105 |
| あまねこども園 | 0～2歳児 | 43 | 42 | 41 | 37 | 41 |
| | 3～5歳児 (幼稚園部) | 13 | 15 | 17 | 18 | 19 |
| | 3～5歳児 (保育園部) | 38 | 38 | 42 | 45 | 45 |
| | 合計 | 94 | 95 | 100 | 100 | 105 |
| 園児数合計 | | 399 | 402 | 494 | 496 | 526 |

資料:こども未来課資料(各年度1月1日現在)

本町の認定こども園園児数の合計は、令和元年度以降は増加傾向にあり、令和5年度の園児数は526人となっています。令和2年度から令和3年度にかけては、「南こども園」が幼稚園から認定こども園に移行されたことも増加の要因となっています。

【小規模保育事業所園児数】

| | | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
|-------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| ほこあぼこ保育園 | 0歳児 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 1歳児 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 2歳児 | 8 | 6 | 8 | 8 | 8 |
| | 合計 | 19 | 17 | 19 | 19 | 19 |
| ほこあぼこ 第二保育園 | 0歳児 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 1歳児 | 11 | 8 | 8 | 7 | 8 |
| | 2歳児 | 2 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 合計 | 16 | 19 | 19 | 18 | 19 |
| アドバンふくろう 保育園 | 0歳児 | 4 | 6 | 5 | 6 | 6 |
| | 1歳児 | 9 | 6 | 7 | 6 | 6 |
| | 2歳児 | 4 | 7 | 6 | 4 | 7 |
| | 合計 | 17 | 19 | 18 | 16 | 19 |
| えるまーキッズ 保育園 | 0歳児 | 7 | 2 | 2 | 3 | 2 |
| | 1歳児 | 4 | 5 | 5 | 4 | 5 |
| | 2歳児 | 1 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| | 合計 | 12 | 11 | 12 | 12 | 12 |
| チェリッシュの森 おりいぶ園 | 0歳児 | 0 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 1歳児 | 5 | 5 | 7 | 6 | 7 |
| | 2歳児 | 0 | 7 | 5 | 7 | 6 |
| | 合計 | 5 | 18 | 18 | 19 | 19 |
| チェリッシュの森 ゆうかり園 | 0歳児 | 0 | 6 | 6 | 5 | 6 |
| | 1歳児 | 0 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| | 2歳児 | 0 | 5 | 6 | 6 | 7 |
| | 合計 | 0 | 18 | 19 | 17 | 19 |
| 夢咲き保育園 長泉 | 0歳児 | - | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 1歳児 | - | 5 | 6 | 6 | 7 |
| | 2歳児 | - | 3 | 7 | 7 | 6 |
| | 合計 | - | 14 | 19 | 19 | 19 |
| 園児数合計 | | 69 | 116 | 124 | 120 | 126 |

資料:こども未来課資料(各年度1月1日現在)

本町の小規模保育事業所園児数の合計は、令和元年度に3事業所、令和2年度に1事業所が開所した影響により増加しており、令和5年度の園児数は126人となっています。

2 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

●調査の目的

令和2年3月に策定した「長泉町子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、町民の教育・保育・子育て支援に係る事業の“現在の利用状況”や“今後の利用希望”を把握し、本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の“量の見込み”を算出する基礎資料とすることを目的に実施しました。

●調査設計

- (1) 調査地域 長泉町全域
- (2) 調査対象 ①就学前児童：町内の幼稚園・保育所（園）及び認定こども園に通うこどものいる家庭
②小学生：町内の小学生（1～5年生）のこどものいる家庭
- (3) 標本数 ①就学前児童：1,110人
②小学生：975人
- (4) 調査方法 ①就学前児童：郵送配布－郵送回収、施設配布－施設回収
②小学生：学校配布－学校回収
- (5) 調査期間 ①就学前児童：令和6年1月22日～令和6年2月7日
②小学生：令和6年1月22日～令和6年2月7日

●回収結果

| | 配布・発送数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|--------|-------|-------|
| 就学前児童 | 1,110人 | 892人 | 80.4% |
| 小学生 | 975人 | 764人 | 78.4% |

※有効回収数とは、回収数のうち、無記入や拒否等の無効票数を除いた数

●調査回答者の属性

(1) 調査回答者

| 項目 | | 合計 | 母親 | 父親 | その他 | 無回答 |
|-------|---------|-------|------|-----|-----|-----|
| | | | | | | |
| 就学前児童 | 回答者数（人） | 892 | 808 | 77 | 4 | 3 |
| | 構成比（%） | 100.0 | 90.6 | 8.6 | 0.4 | 0.3 |
| 小学生 | 回答者数（人） | 764 | 698 | 65 | 0 | 1 |
| | 構成比（%） | 100.0 | 91.4 | 8.5 | 0.0 | 0.1 |

(2) 調査対象のこどもの年齢

①就学前児童

| 項目 | | 合計 | 4月以降 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 無回答 |
|-------|---------|-------|------|-----|-----|-----|------|------|------|-----|
| | | | 生まれ | | | | | | | |
| 就学前児童 | 回答者数(人) | 892 | 23 | 74 | 85 | 70 | 190 | 232 | 204 | 14 |
| | 構成比(%) | 100.0 | 2.6 | 8.3 | 9.5 | 7.8 | 21.3 | 26.0 | 22.9 | 1.6 |

②小学生

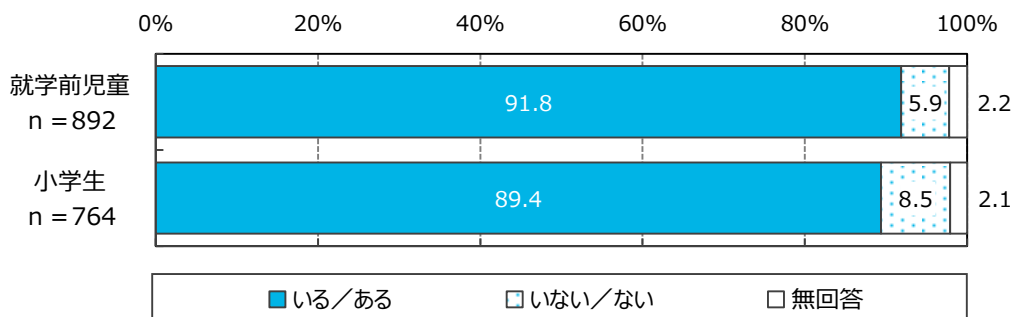
| 項目 | | 合計 | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 無回答 |
|--------|-------|------|-----|---------|------|------|------|-----|
| | | | 小学生 | 回答者数(人) | 764 | 216 | 208 | 109 |
| 構成比(%) | 100.0 | 28.3 | | 27.2 | 14.3 | 14.8 | 14.8 | 0.7 |

●調査結果の見方

- ✓ 回答率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ✓ 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答可の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ✓ グラフ中の「n (Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- ✓ 平成30年度調査との比較は、各項目において5.0ポイント以上差異があるものについてコメントしています。

(2) 調査結果の抜粋

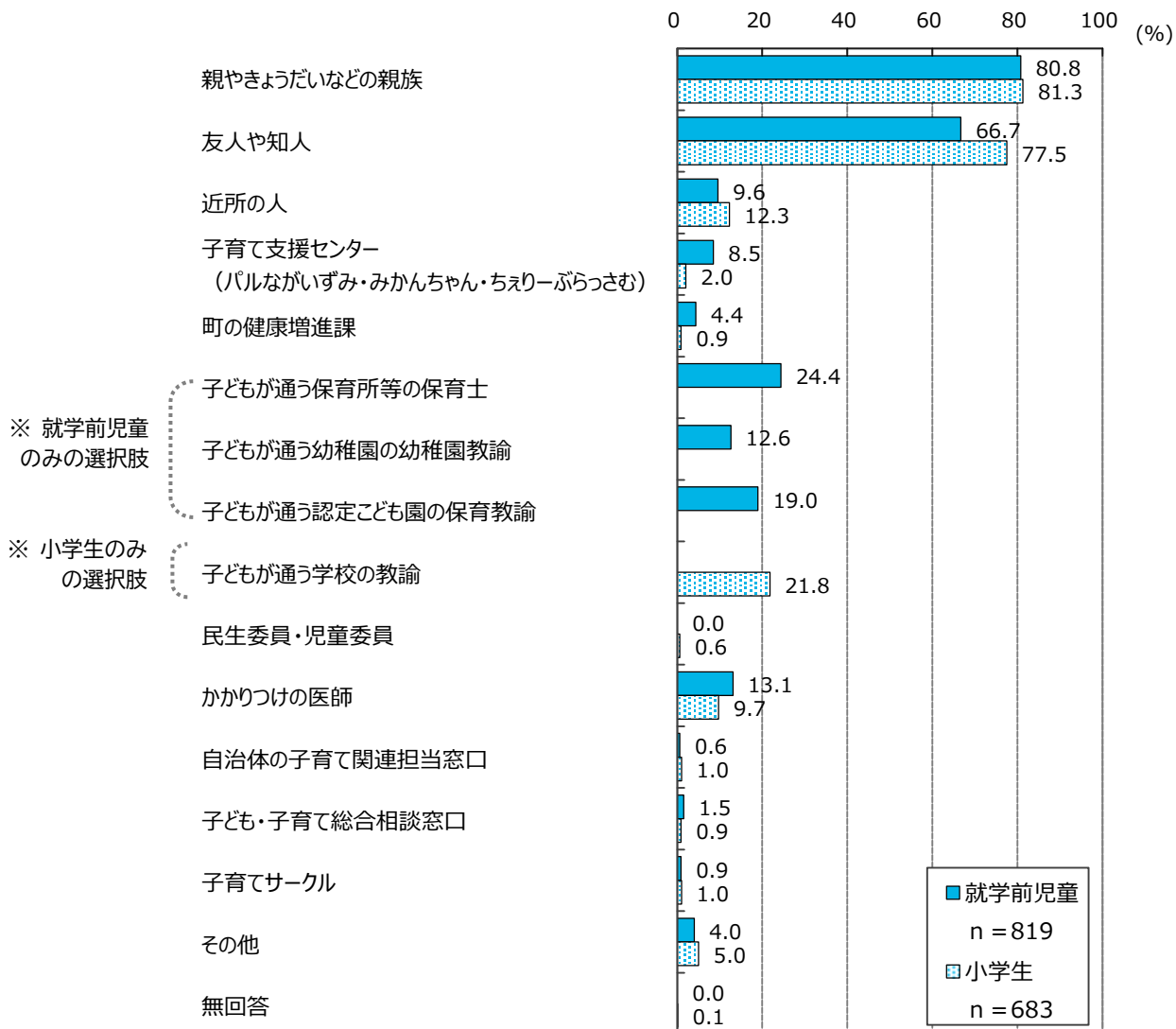
●子育て(教育・保育を含む)をする上で気軽に相談できる人・場所の有無



子育てをする上で気軽に相談できる人・場所の有無については、「いる/ある」(就学前児童：91.8%、小学生：89.4%)が就学前児童、小学生ともに約9割を占めています。

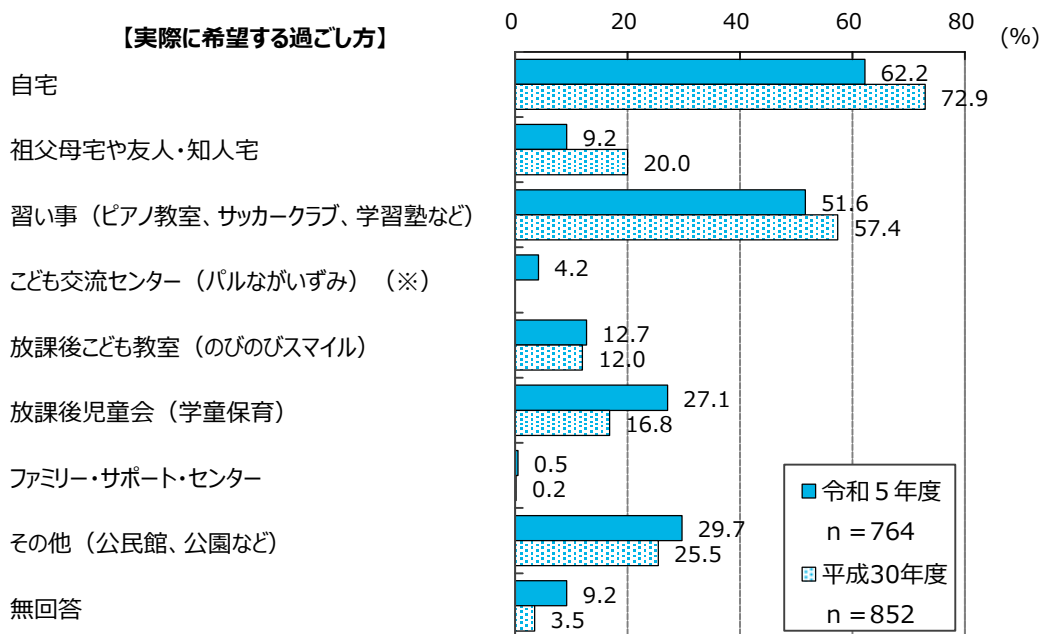
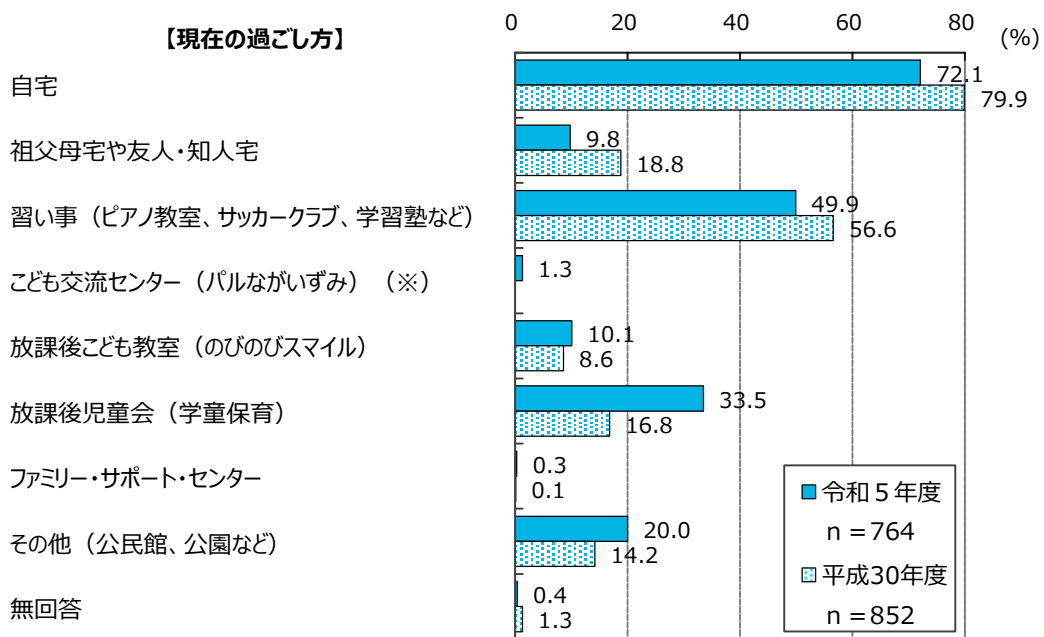
●子育てに関する相談先（複数回答可）

※「子育てをする上で気軽に相談できる人・場所の有無」において「いる／ある」と回答した方のみ



その相談先については、就学前児童において「親やきょうだいなどの親族」が 80.8%と最も多く、次いで「友人や知人」が 66.7%、「子どもが通う保育所等の保育士」が 24.4%などとなっています。小学生においては「親やきょうだいなどの親族」が 81.3%と最も多く、次いで「友人や知人」が 77.5%、「子どもが通う学校の教諭」が 21.8%などとなっています。

●放課後の過ごし方について（小学生のみ）（複数回答可）

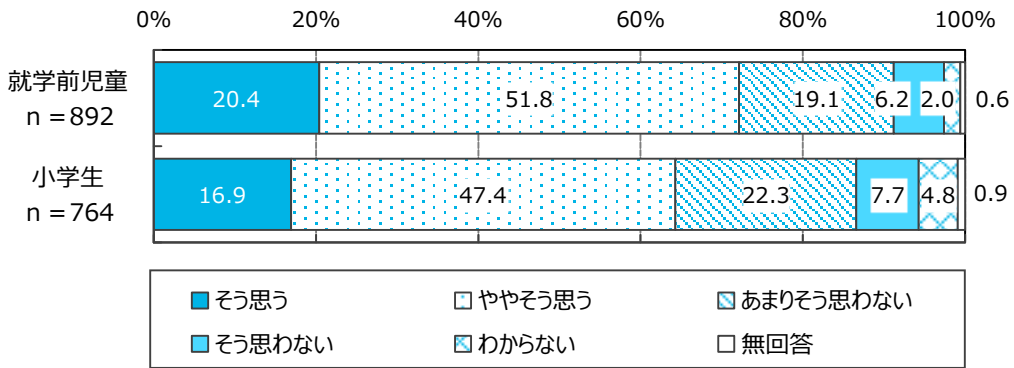


※現状・希望ともに「こども交流センター（パルながいずみ）」は令和5年度のみを選択肢

現在の放課後の過ごし方については、「自宅」が 72.1%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 49.9%、「放課後児童会（学童保育）」が 33.5%などとなっています。平成 30 年度と比較すると、「放課後児童会（学童保育）」が 16.7ポイント、「その他（公民館、公園など）」が 5.8ポイント、それぞれ増加しています。

実際に希望する放課後の過ごし方については、「自宅」が 62.2%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 51.6%、「その他（公民館、公園など）」が 29.7%などとなっています。平成 30 年度と比較すると、「放課後児童会（学童保育）」が 10.3ポイント増加しています。

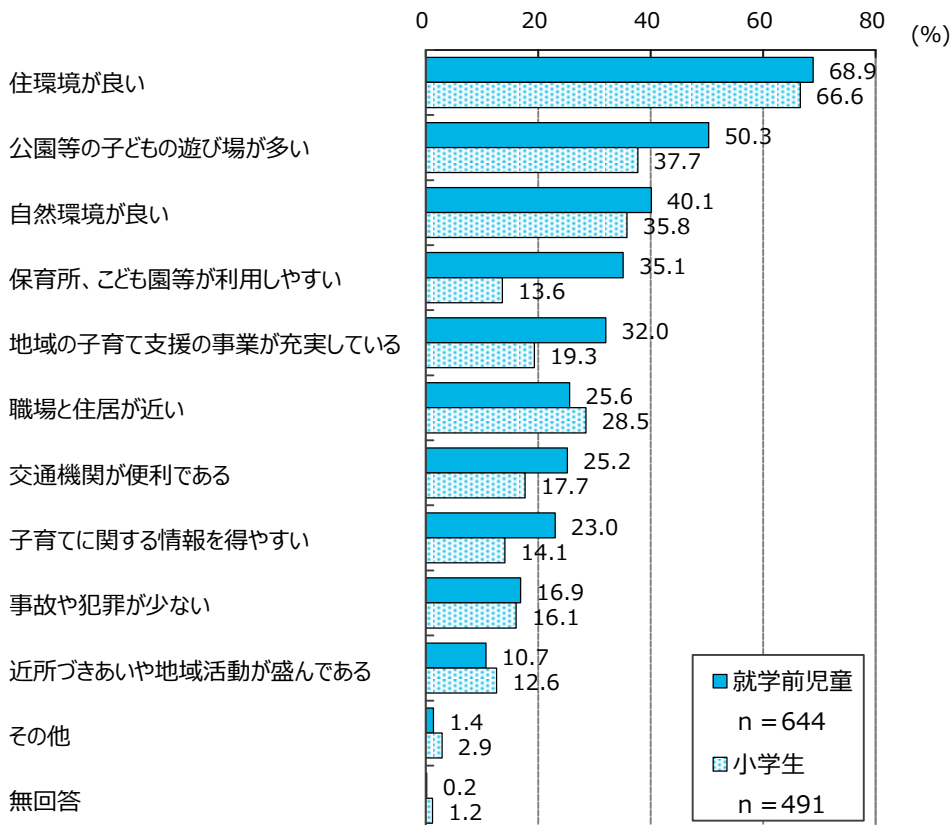
●子育ての環境や支援が充実していると思うか



長泉町は子育ての環境や支援が充実していると思うかについては、就学前児童において「そう思う」20.4%と「ややそう思う」51.8%を合計した『そう思う』は 72.2%となっています。小学生においては「そう思う」16.9%と「ややそう思う」47.4%を合計した『そう思う』は 64.3%となっています。

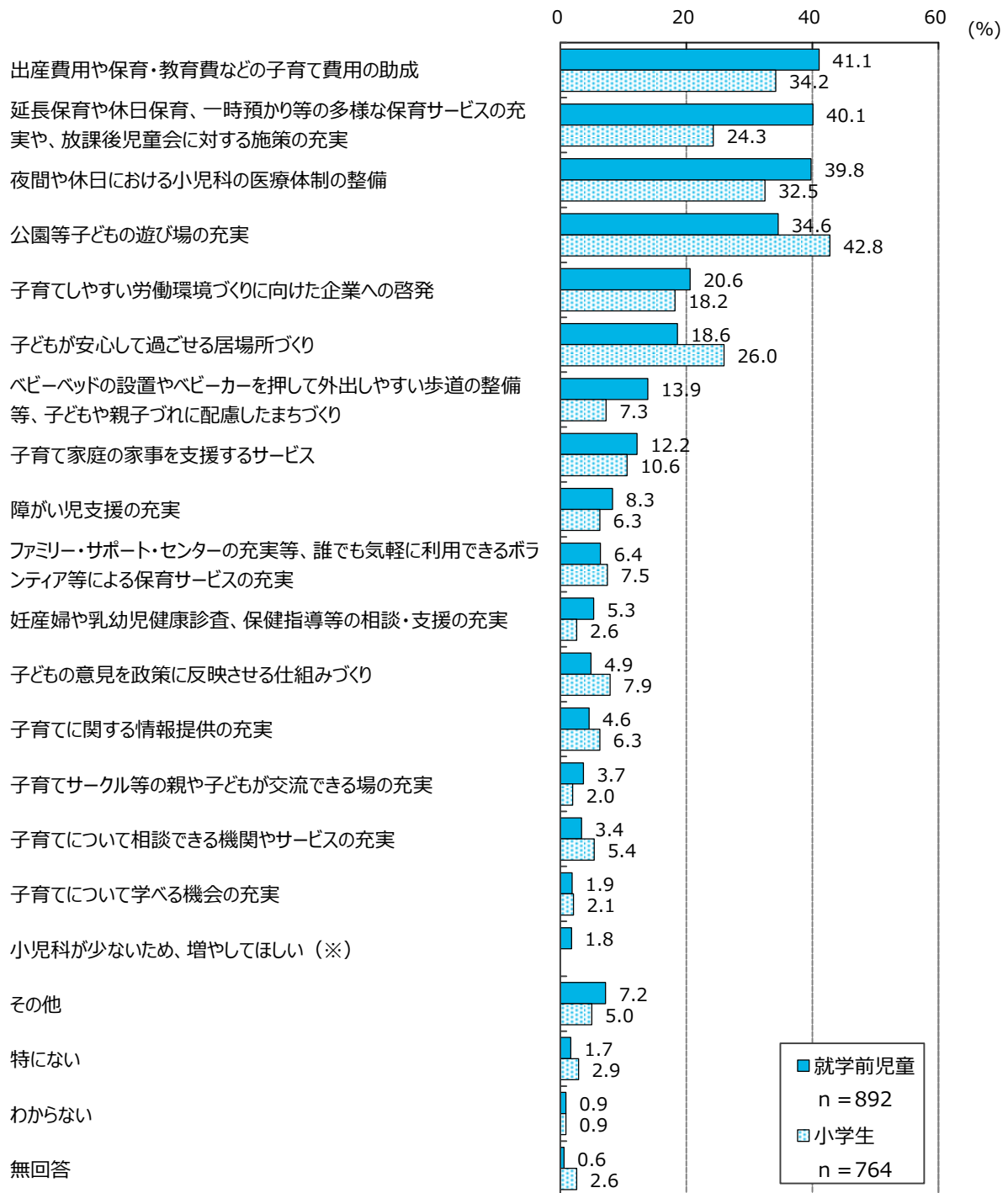
●子育てしやすいまちだと思う理由（複数回答可）

※「子育ての環境や支援が充実していると思うか」において『そう思う』と回答した方のみ



子育てしやすいまちだと思う理由については、就学前児童・小学生ともに「住環境が良い」（就学前児童：68.9%、小学生：66.6%）が最も多く、次いで「公園等の子どもの遊び場が多い」（就学前児童：50.3%、小学生：37.7%）、「自然環境が良い」（就学前児童：40.1%、小学生：35.8%）などとなっています。

●子育て環境をさらに良くしていくために重要な施策（3つまで回答可）

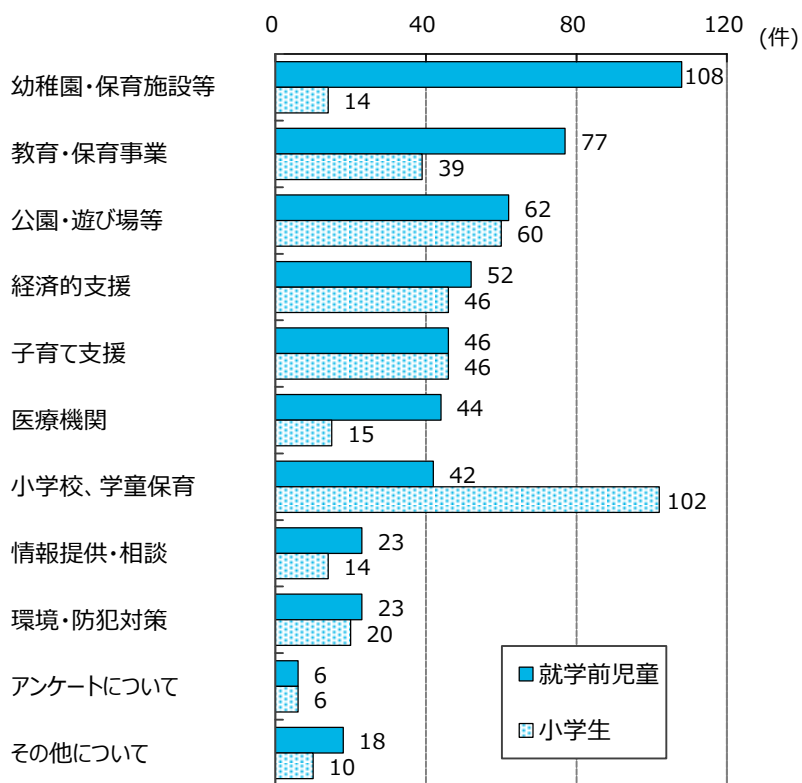


※「小児科が少ないため、増やしてほしい」は「その他」の記入で件数が多かったもの（就学前児童のみ）

子育て環境をさらに良くしていくために重要な施策については、就学前児童において「出産費用や保育・教育費などの子育て費用の助成」が41.1%と最も多く、次いで「延長保育や休日保育、一時預かり等の多様な保育サービスの充実や、放課後児童会に対する施策の充実」が40.1%、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が39.8%などとなっています。小学生においては「公園等子どもの遊び場の充実」が42.8%と最も多く、次いで「出産費用や保育・教育費などの子育て費用の助成」が34.2%、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が32.5%などとなっています。

●自由意見のまとめ

【自由意見の件数】



長泉町に対する、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する意見を上記の項目に整理・分類しました。就学前児童において「幼稚園・保育施設等」が108件で最も多く、次いで「教育・保育事業」が77件、「公園・遊び場等」が62件などとなっています。小学生においては「小学校、学童保育」が102件で最も多く、次いで「公園・遊び場等」が60件、「経済的支援」「子育て支援」がともに46件などとなっています。

3 こどもの意見聴取結果からみる現状

(1) 調査の概要

●調査の目的

町内の学校へ通うこどもに対し、“現在の居場所”や“こどもにとって町を住みやすくするにはどうしたらよいか”という項目にて意見を聴取し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

●調査設計

- (1) 調査地域 長泉町全域
- (2) 調査対象 町内の学校へ通う小学6年生、中学2年生、高校1年生
- (3) 標本数 ①小学生 447人
②中学生 448人
③高校生 299人
- (4) 調査方法 インターネット回答
- (5) 調査期間 令和6年9月20日～令和6年10月11日

●回収結果

| | 標本数 | 回収数 | 回収率 |
|-----|------|------|-------|
| 小学生 | 447人 | 332人 | 74.3% |
| 中学生 | 448人 | 370人 | 82.6% |
| 高校生 | 299人 | 205人 | 68.6% |

●調査回答者の属性

(1) 性別

| 項目 | | 合計 | 男 | 女 | その他 | 無回答 |
|-----|---------|-------|------|------|-----|-----|
| | | | | | | |
| 小学生 | 回答者数(人) | 332 | 164 | 166 | 2 | 0 |
| | 構成比(%) | 100.0 | 49.4 | 50.0 | 0.6 | 0.0 |
| 中学生 | 回答者数(人) | 370 | 182 | 185 | 3 | 0 |
| | 構成比(%) | 100.0 | 49.2 | 50.0 | 0.8 | 0.0 |
| 高校生 | 回答者数(人) | 205 | 113 | 89 | 3 | 0 |
| | 構成比(%) | 100.0 | 55.1 | 43.4 | 1.5 | 0.0 |

(2) 学校・学年

| 項目 | | 合計 | 北小学校 | 長泉小学校 | 南小学校 |
|-------|---------|-------|------|-------|------|
| | | | | | |
| 小学6年生 | 回答者数(人) | 332 | 93 | 142 | 97 |
| | 構成比(%) | 100.0 | 28.0 | 42.8 | 29.2 |

| 項目 | | 合計 | 北中学校 | 長泉中学校 |
|-------|---------|-------|------|-------|
| | | | | |
| 中学2年生 | 回答者数(人) | 370 | 166 | 204 |
| | 構成比(%) | 100.0 | 44.9 | 55.1 |

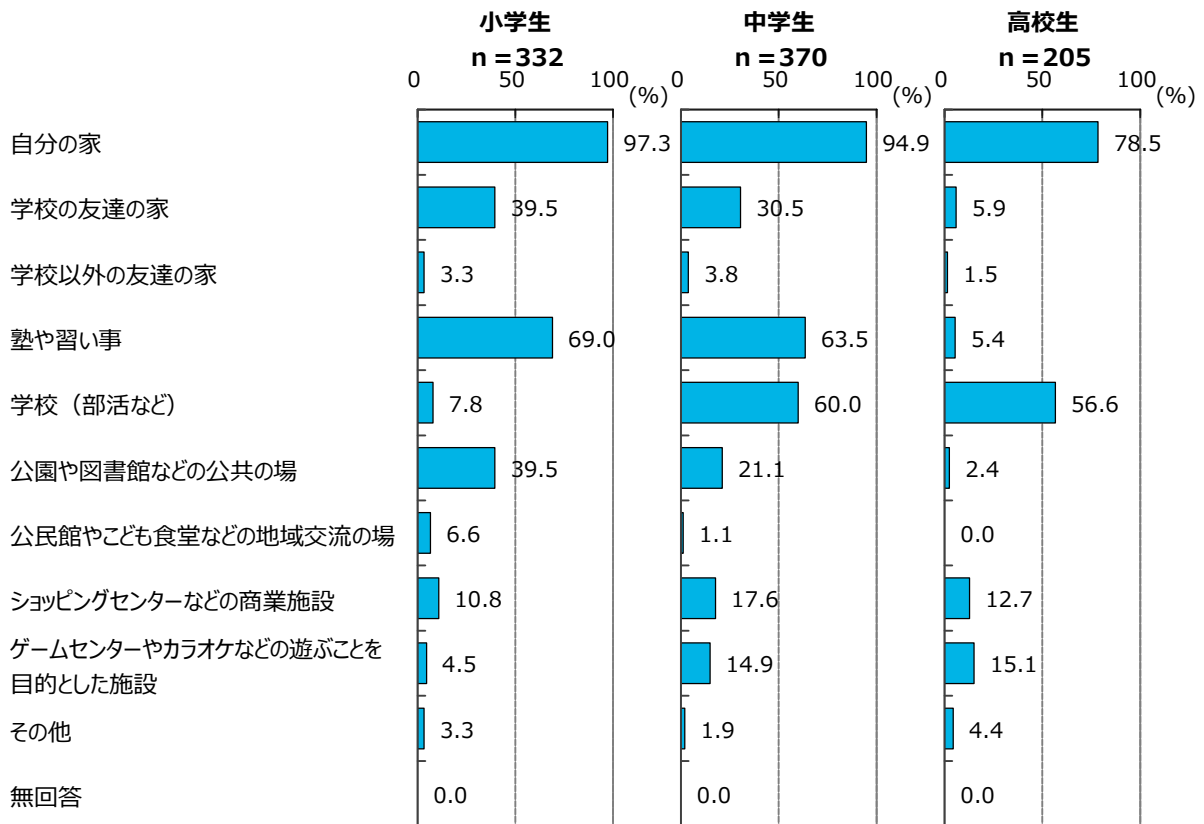
| 項目 | | 合計 | 高校1年生 |
|-------|---------|-------|-------|
| | | | |
| 高校1年生 | 回答者数(人) | 205 | 205 |
| | 構成比(%) | 100.0 | 100.0 |

●調査結果の見方

- ✓ 回答率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ✓ 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答可の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ✓ グラフ中の「n (Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。

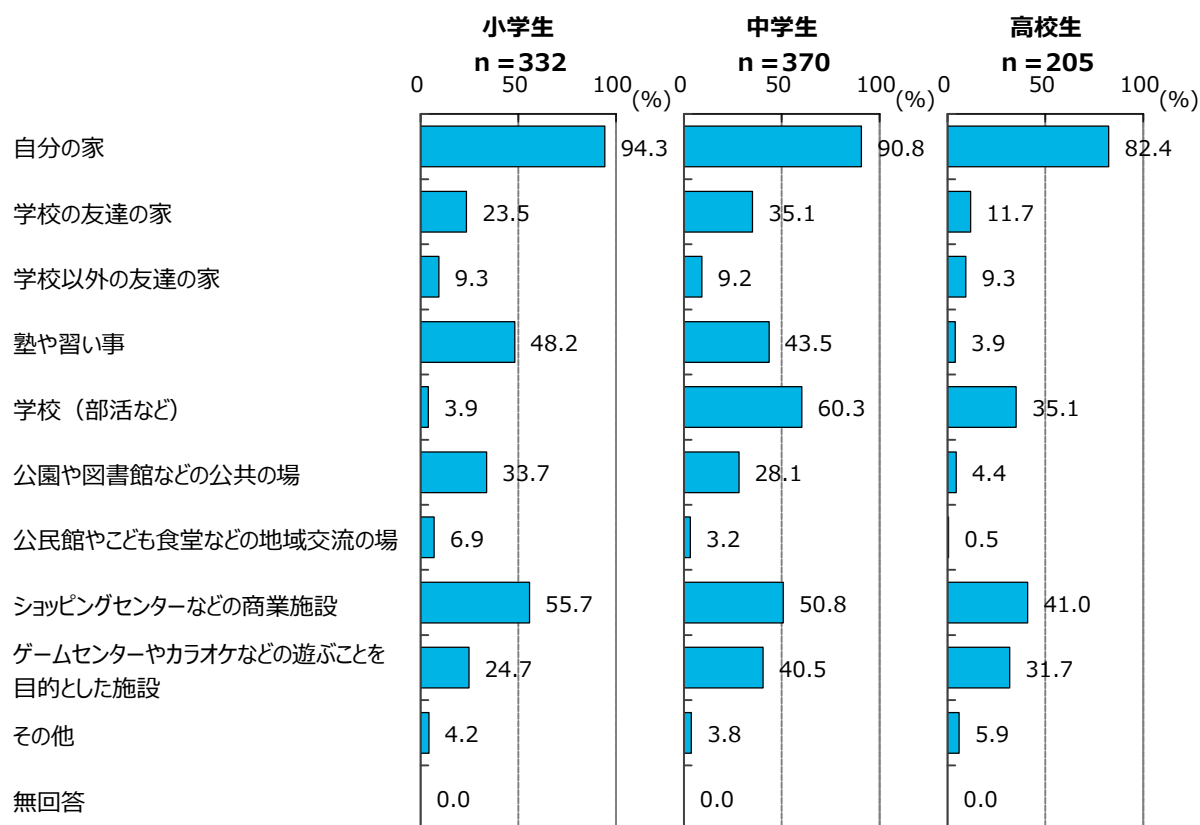
(2) 調査結果

●平日の放課後をすごしている場所（複数回答可）



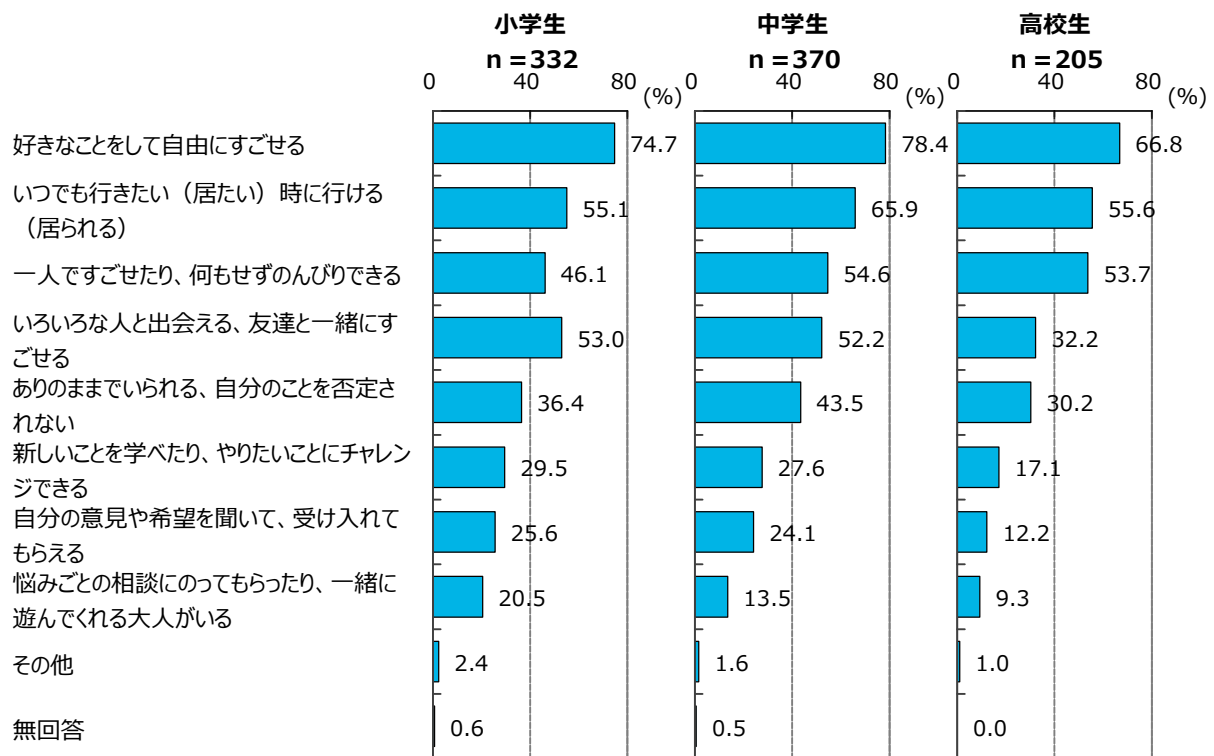
平日の放課後をすごしている場所については、小学生・中学生において「自分の家」（小学生：97.3%、中学生：94.9%）がともに9割以上を占めています。次いで、「塾や習い事」（小学生：69.0%、中学生：63.5%）が多くなっています。高校生においては「自分の家」が78.5%と最も多く、次いで「学校（部活など）」が56.6%、「ゲームセンターやカラオケなどの遊ぶことを目的とした施設」が15.1%などとなっています。

●休日をご過ごしている場所（複数回答可）



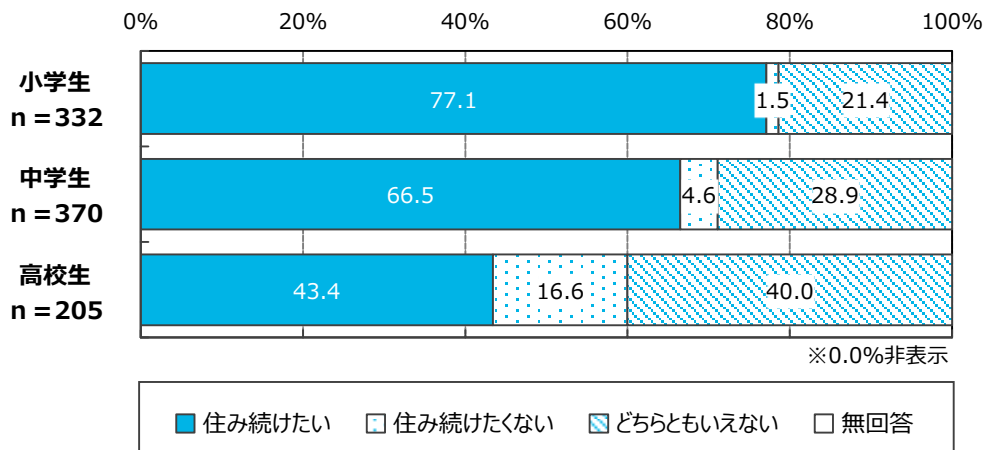
休日をご過ごしている場所については、小学生において「自分の家」が 94.3%を占め、次いで「ショッピングセンターなどの商業施設」が 55.7%、「塾や習い事」が 48.2%などとなっています。中学生においては「自分の家」が 90.8%を占め、次いで「学校（部活など）」が 60.3%、「ショッピングセンターなどの商業施設」が 50.8%などとなっています。高校生においては「自分の家」が 82.4%と最も多く、次いで「ショッピングセンターなどの商業施設」が 41.0%、「学校（部活など）」が 35.1%などとなっています。

●日ごろすごしている居場所が「もっと居心地がよい」ところになると思う条件（複数回答可）



日ごろの居場所が『もっと居心地がよい』ところになると思う条件については、小学生において「好きなことをして自由にすごせる」が 74.7%と最も多く、次いで「いつでも行きたい（居たい）時に行ける（居られる）」が 55.1%、「いろいろな人と出会える、友達と一緒にすごせる」が 53.0%などとなっています。中学生・高校生においては「好きなことをして自由にすごせる」（中学生：78.4%、高校生：66.8%）が最も多く、次いで「いつでも行きたい（居たい）時に行ける（居られる）」（中学生：65.9%、高校生：55.6%）、「一人ですごせたり、何もせずのんびりできる」（中学生：54.6%、高校生：53.7%）などとなっています。

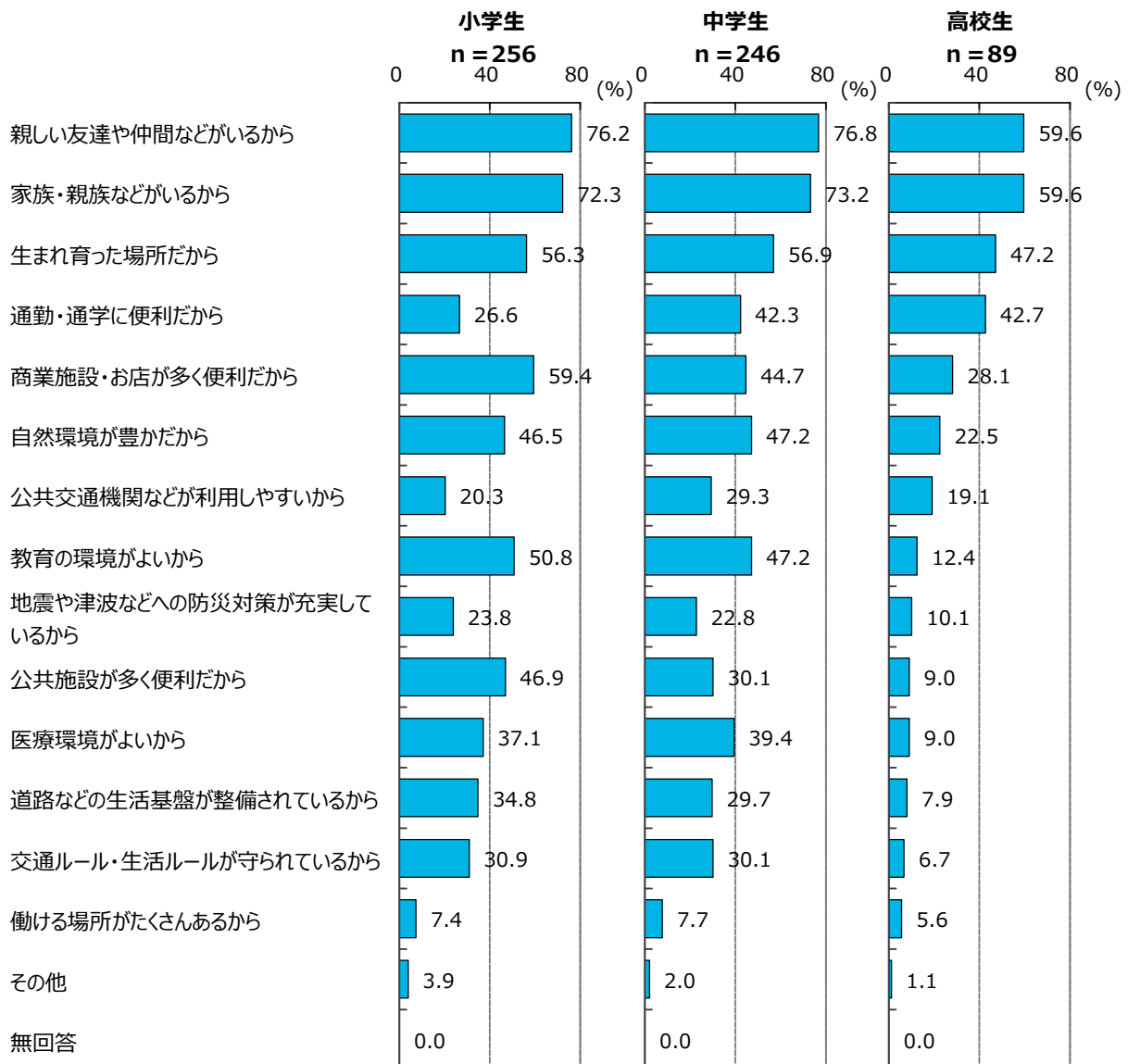
●今住んでいる場所に住み続けたいと思っているか



今住んでいる場所に住み続けたいと思っているかについては、「住み続けたい」が、小学生において 77.1%、中学生においては 66.5%、高校生においては 43.4%となっています。また、「住み続けたくない」が、小学生において 1.5%、中学生においては 4.6%、高校生においては 16.6%となっています。

●「住み続けたい」と思う理由（複数回答可）

※「今住んでいる場所に住み続けたいと思っているか」において「住み続けたい」と回答した方のみ



「住み続けたい」と思う理由については、小学生において「親しい友達や仲間などがいるから」が76.2%と最も多く、次いで「家族・親族などがいるから」が72.3%、「商業施設・お店が多く便利だから」が59.4%などとなっています。中学生においては「親しい友達や仲間などがいるから」が76.8%と最も多く、次いで「家族・親族などがいるから」が73.2%、「生まれ育った場所だから」が56.9%などとなっています。高校生においては「親しい友達や仲間などがいるから」「家族・親族などがいるから」がともに59.6%と最も多く、次いで「生まれ育った場所だから」が47.2%、「通勤・通学に便利だから」が42.7%などとなっています。

第3章 本計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町においては、これまで「笑顔があふれるまち ながいずみ～ 子どもが輝き 子育てが楽しい 心ふれあうまちをめざして～」を基本理念に掲げ、子育て支援に関する取り組みを推進してきました。

また、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定され、こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考えること、そしてこども自身の意見を政策に反映する「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。この「こどもまんなか社会」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、おかれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送れることがあるべき姿とされています。

本町では、「第5次長泉町総合計画」において、『みんなでつくる 輝きつづける“ちよどいい”まち～優しく育む 豊かで安心な ながいずみ～』を目指すまちの姿としています。総合計画との整合を図るため、そのうちの基本目標2「全ての人の成長と活躍を 育む ながいずみ」を踏まえ、本計画では、以下の基本理念を定め、より充実した子育て支援施策を推進していきます。

基本理念

全てのこどもの健やかな成長を育むまち ながいずみ

2 基本方針

基本方針1 親と子の心身の健康を守るまち

妊娠・出産期、育児をする時期における健康診断やさまざまな相談の充実を図ることは、母親だけでなく子どもの健やかな成長につながります。本町においては、妊産婦の保健指導・健康診断をはじめ、乳幼児の健康診断の充実を図り、親と子の健康増進・維持を推進していきます。なお、地域救急医療体制の確保により、母子ともに安心して地域で医療を受けられる体制整備を図ります。また、こどもの健康づくりの面において、家庭や学校でとる食事をもとにした食育を推進し、こどもの健康的な生活を支える取り組みの充実を図ります。

基本方針2 全ての家庭が安心して子育てできるまち

日々の子育てを安心して行うためには、子ども・子育て支援事業だけでなく、経済面の支援や、子育て家庭の保護者への就業面での支援を充実することが必要不可欠です。本町においては、経済的支援や仕事・子育て両立の推進など、さまざまな面に関して支援を行い、全ての家庭が安心して子育てできるまちを目指します。

基本方針3 のびのび子育てにスクラムを組むまち

現代の社会においては、子育て家庭を取り巻く環境や、子ども自身を取り巻く状況が大きく変化し続けているため、子育てを家庭のみで行うにはやや困難な状況となっており、地域をあげての子育てサポートが重要となってきています。本町においては、家庭における子育て力・教育力向上の後押しとして、地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。また、地域全体で子育てを行うことへの強化として多方面からの視点を持った相談機能の充実や放課後子ども教室など、こどもの居場所づくりを推進していきます。

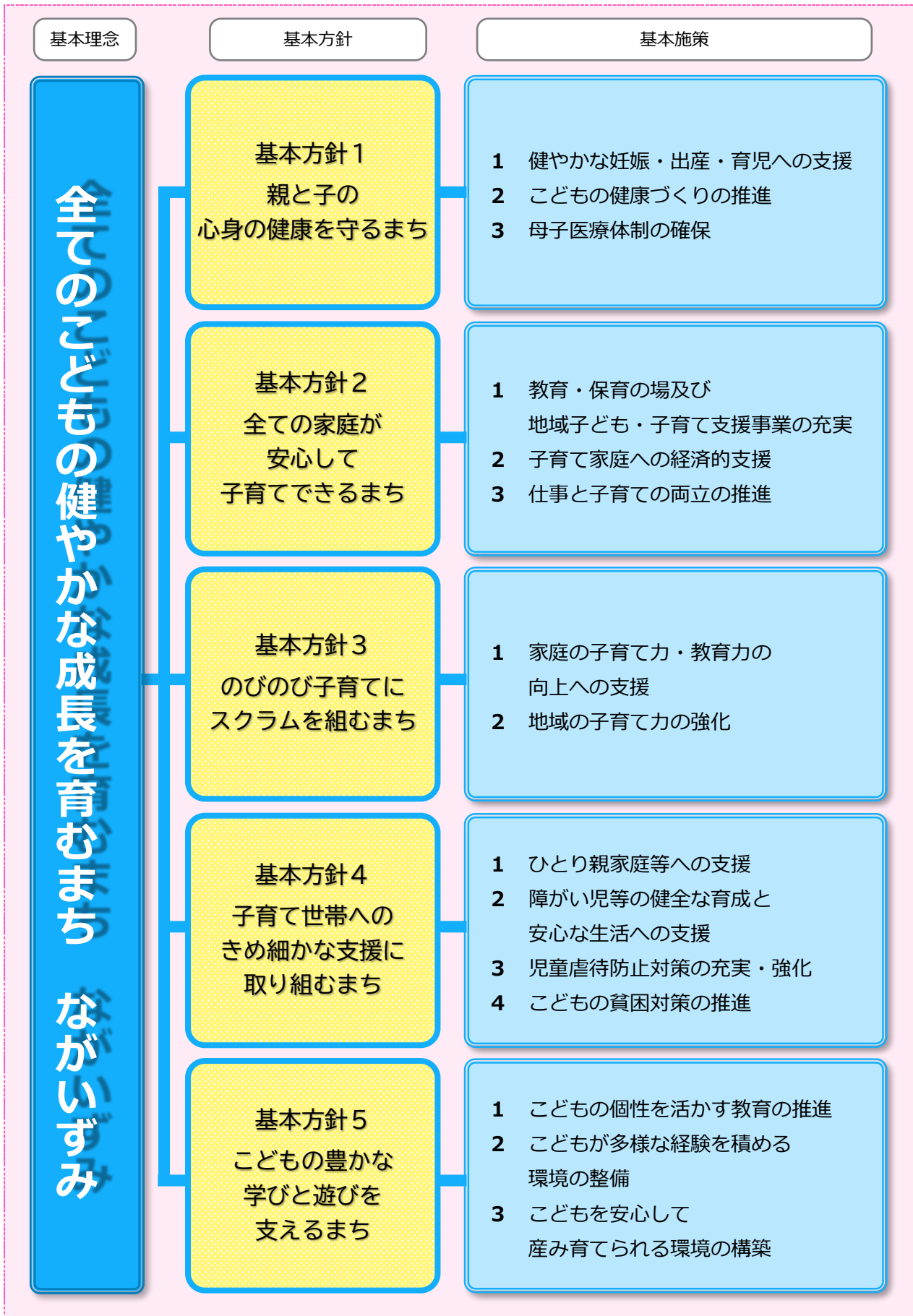
基本方針4 子育て世帯へのきめ細かな支援に取り組むまち

どのような環境の家庭においても、こどもが健やかに成長していくためには、各家庭の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。本町においては、こどもに対してはヤングケアラーに関する支援、保護者に対しては就労面などの支援を行い、貧困対策を推進します。児童虐待防止対策としては、町民への啓発・セミナーを行い、早期発見に努めます。他にも、ひとり親家庭や障がいのあるこどものいる家庭など、さまざまな子育て家庭の視点に立ち、きめ細かな支援の推進に努めます。

基本方針5 こどもの豊かな学びと遊びを支えるまち

こどもがその環境に左右されることなく、さまざまな学びや教育を得られるような環境の整備が求められます。本町においては、こどもが多くの経験を積むことにより、こども自身の生きる力を育むことができるような機会の充実を図ります。また、読書活動や道徳教育の推進、少人数制による学習指導を実施し、こども自身の個性を活かす教育を進めていきます。さらに、学校における相談体制の充実やバリアフリーのまちづくり、防犯面においても安心・安全なまちづくりを推進し、こどもを安心して産み育てられる環境を構築していきます。

3 施策の体系



第4章 施策の推進

※マークの施策は、新たに掲載した事業

基本方針1 親と子の心身の健康を守るまち

基本施策1 健やかな妊娠・出産・育児への支援

こどもが健やかに生まれ成長していく上で、母子の心身の健康は何よりも大切なことです。また、妊娠・出産・育児についての知識も必要不可欠です。子育てを通じて親子が絆を深め、心身ともに健やかな日々を送ることができるよう、妊娠・出産期、乳幼児期を通じたきめ細かな支援が必要となっています。本町では、母子健康手帳交付、妊産婦健康診査など出産前からの母子の健康管理、乳幼児健康診査、相談指導事業をはじめとするさまざまな母子保健事業を実施しています。今後も、子育て家庭が安心して子育てができるよう、医療機関や教育・保育施設等と連携を図り、既存の母子保健事業の内容の充実と質の向上に努めていくことが必要です。

【施策の方向性】

(1) 妊産婦保健指導の充実

- 出産を控える妊婦が安心して出産を迎えられるよう、また出産を終えた産婦が円滑に子育てを開始できるよう、保健師が助言・指導と相談支援を行います。
- パパママ学級等の機会を通じて、赤ちゃんを迎える家庭に対し、乳児を育てる上で必要となる知識を普及し、母親と父親が協力して行う育児を支援します。
- 妊婦等包括相談支援事業をはじめとする取り組みを通じて、妊娠中の母親への継続的な相談支援を図ります。また、産後うつ予防や望ましい養育環境の確保を図るため、出産後の母親への心身のケアを行います。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------|--|-------|
| 母子健康手帳交付時健康相談の実施 | 安全・安心な出産に向けて、母子健康手帳交付時に、保健師が妊婦に対し、健康相談を行います。 | 健康増進課 |
| パパママ学級の実施 | 母親と父親が協力して育児に取り組むことができるよう、パパママ学級を開催します。内容は、妊娠・授乳中の栄養管理や父親の妊婦体験等を行う「出産編」と、歯科医による歯科講話や沐浴・おむつ交換等の練習を行う「育児編」の2種類があります。 | 健康増進課 |
| 訪問指導の実施 | 妊産婦の居宅を訪問し、養育環境の状況を把握するとともに、子育てに関する相談・助言を行います。 | 健康増進課 |
| 妊婦等包括相談支援事業の実施※ | 母子健康手帳交付時の面接や妊娠7～8か月にアンケートを実施し、継続的に妊婦の支援を行います。 | 健康増進課 |

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 電話相談の実施 | 保健師・栄養士等の専門職が、妊産婦及び子育て家庭からの電話相談に対応します。また、支援が必要とみられる妊産婦及び子育て家庭には、町から電話による相談支援を行うとともに、継続的なフォローを行います。 | 健康増進課 |
| 父子健康手帳の配布 | 母子健康手帳交付時に、希望に応じて父子健康手帳を配布し、夫婦が協力して行う子育てを促進します。 | 健康増進課 |
| 産後ケア事業の実施※ | 産後の育児不安や産婦の心身の不調などについて、利用目的に応じて訪問・日帰り・宿泊で専門職による相談支援を実施します。 | 健康増進課 |
| 不妊・不育治療費の助成 | 不妊・不育治療に取り組む夫婦の、こどもをもちたいという希望を応援するため、高額な医療費を要する不妊・不育治療にかかる費用の助成を通じて、経済的負担の軽減に努めます。 | 健康増進課 |

(2) 妊産婦健康診査等の充実

- 安全・安心な出産に向けて、妊婦健康診査を実施するとともに、受診勧奨を行います。また、産後の母親の心身の回復と健康確保を図るため、産婦健康診査を実施します。
- 妊娠期間中の口腔ケアの重要性について周知するとともに、妊婦歯科健康診査を実施します。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------|---|-------|
| 妊婦健康診査・産婦健康診査の実施 | 安全・安心な出産に向けて、妊娠週数に応じた妊婦健康診査を実施します。また、産後間もない母親の心身の健康確保を図るため、医療機関にて産婦健康診査を実施します。 | 健康増進課 |
| 妊婦歯科健康診査の実施 | 妊娠期間中はむし歯や歯周病等のリスクが高まることから、妊娠中の母親の口腔ケアの重要性について啓発するとともに、妊婦歯科健康診査の受診勧奨を行い、受診率向上を図ります。 | 健康増進課 |
| 里帰り等妊婦健康診査補助金制度の実施 | 町内在住の母親が、里帰り先で受診した妊婦健康診査等に対して、健診費用の一部助成を行います。 | 健康増進課 |
| 医療機関等関係機関との連携 | 妊婦健康診査の結果、支援や指導が必要とみられる妊婦について、医療機関と連携しながら、保健師等による支援・指導を行います。 | 健康増進課 |

(3) 乳幼児健康診査の充実

- 月齢・年齢において定められた乳幼児健康診査を実施し、こどもの健康的な発育・発達と、疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育へのつながりを図ります。
- 月齢・年齢に応じて必要となる、栄養管理や歯と口腔の健康管理等について周知する育児教室を実施し、こどもの心身の健やかな成長を図ります。
- こどもの健康づくりに向けた指導及び療育支援等を行う保健師や臨床心理士、言語聴覚士等の専門職の確保に努めます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 各種健康診査の実施 | 1か月児健診・4か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診・5歳児健診を実施し、乳幼児の発育・発達状況を把握します。併せて、個別に栄養指導を実施します。 | 健康増進課 |
| 子育て離乳食教室の実施 | 生後3～4か月の乳児の保護者を対象に、離乳食を開始する上での留意点や、月齢（年齢）に応じた進め方等について指導します。 | 健康増進課 |
| 7か月児育児教室の実施 | こどもの動きが活発になり、離乳食中期である7か月児の保護者を対象に、事故防止や離乳食の進め方、乳児期における歯の手入れ等について周知する育児教室を実施します。 | 健康増進課 |
| 2歳児すてっぷ教室の実施 | 2歳児とその保護者を対象に、保健師による保健相談や栄養士による食事に関する指導、歯科衛生士による指導等を行う健康教室を実施し、こどもの健康の確保と、保護者のこどもとの良好な関わりを支援します。 | 健康増進課 |
| 発達・言語の相談の実施 | 健診、各種教室、相談等で、発達・言語に課題があるこどもの保護者やこどもとの関わり方を知りたい保護者を対象に、相談会を実施します。 | 健康増進課 |
| 健診事後教室の実施 | 健診、各種教室、相談等の結果、やりとりの力を伸ばしたい・集団生活の練習をしたいこどもや、こどもとの関わり方を知りたい保護者を対象に、遊びを通して成長を促す教室を実施します。 | 健康増進課 |
| 臨床心理士等の確保 | こどもの心理や発達、ことばに関する相談や専門的な支援等に従事する臨床心理士等の安定的な確保に努めます。 | 健康増進課 |

(4) 健康教育・健康相談の充実

- 家庭における健康づくりを推進するため、健康教育の機会を充実させます。
- 乳幼児の成長に合わせた健康相談を実施するとともに、支援が必要とみられることに対する継続的な支援を図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------|--|-------|
| 訪問指導の実施【再掲】 | 妊産婦の居宅を訪問し、養育環境の状況を把握するとともに、子育てに関する相談・助言を行います。 | 健康増進課 |
| 乳幼児健康相談の実施 | 乳幼児健康相談を実施し、こどもの発育・発達に応じた相談支援を実施します。また、相談内容に応じて、継続的な相談支援を図ります。 | 健康増進課 |
| 栄養相談の実施 | こども一人ひとりの栄養改善を図るため、栄養相談を実施するとともに、相談内容に応じた指導を実施します。また、パパママ学級の機会を利用した相談・電話による相談等にも対応します。 | 健康増進課 |
| 電話相談の実施【再掲】 | 保健師・栄養士等の専門職が、妊産婦及び子育て家庭からの電話相談に対応します。また、支援が必要とみられる妊産婦及び子育て家庭には、町から電話による相談支援を行うとともに、継続的なフォローを行います。 | 健康増進課 |
| 2歳児運動あそび教室事業の実施 | 2歳児を対象に、楽しみながら体を動かし、親子の運動あそびを通して、保護者には運動あそびの重要性の理解促進、こどもには運動習慣の定着を促すことを目的とした教室を行います。 | 健康増進課 |

(5) 乳幼児の歯科保健の充実

- こどもの歯と口腔を健康な状態に保つことができるよう、月齢・年齢に応じた口腔ケアを行うこと・かかりつけ歯科医をもつことの重要性や、正しく歯みがきを行う習慣の定着等について啓発していきます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 歯の健康教育の実施 | 7か月児育児教室において歯科衛生士による講話を、また、パパママ学級において歯科医による講話を行い、妊産婦とこどもの口腔ケアの重要性について周知するとともに、妊婦歯科健康診査の受診勧奨を行います。また、幼稚園・保育所（園）・認定こども園等において、歯みがき教室を実施します。 | 健康増進課 |
| かかりつけ歯科医の奨励 | 3歳児健康診査において、歯科健診を実施するとともに、かかりつけ歯科医をもつことの重要性について啓発します。 | 健康増進課 |
| フッ素塗布・洗口の実施 | 1歳6か月及び2歳6か月のこどもを対象に個別フッ素塗布券を送付し、歯科医院でのフッ素塗布を実施します。また、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の年長児を対象に、フッ素洗口を実施します。 | 健康増進課 |

基本施策2 こどもの健康づくりの推進

人間の成長と生涯にわたる健康づくりにおいて、乳幼児期からの生活習慣が大きな影響を与えることは広く知られています。そのため、食生活をはじめ、運動習慣や規則正しい生活など、いつまでも健康に暮らすことができるよう、望ましい生活習慣を身につけていくことが大切です。本町では、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小中学校での健康診断のほか、医療機関での定期予防接種など、こどもの健康管理を図る取り組みを行っています。また、家庭に向けた正しい食生活や栄養の啓発、教育・保育の場において給食や調理体験に本町の豊かな地場産品を取り入れるなど、さまざまな食育の施策を展開しています。従来のこどもの健康診断実施や定期予防接種の受診勧奨のほか、食育を通じてこどもが楽しみながら健康づくりに取り組めるような工夫や改善を図っていくことが必要です。さらに、近年増加傾向にある食物アレルギーについても、学校等において安全管理を徹底していくことが必要です。

【施策の方向性】

（1）こどもの心身の健康確保

- 幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小中学校において定期的な健康診断を実施し、こどもの健康管理に努めます。
- こどもの月齢・年齢ごとに必要な各種予防接種を実施していくとともに、確実な接種に向けた接種勧奨を行います。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------|--|-----------------|
| 各種健康診断の実施 | 幼稚園・保育所（園）・認定こども園にて、就園前健診・内科健診・歯科健診を定期的実施し、こどもの健康管理を図ります。また、次年度就学する児童には就学時健診を、在学中の児童・生徒には定期健診を実施します。 | こども未来課 教育推進課 |
| 感染症予防の啓発 | 感染症への感染予防対策について、周知・啓発します。 | 健康増進課 |
| 予防接種率の向上 | こどもが対象となっている各種予防接種（5種混合、小児肺炎、B型肝炎、日本脳炎等）を実施するとともに、その必要性について周知することにより接種勧奨を行います。 | 健康増進課 |

(2) 健康的な生活を支える食育の推進

- こどもたちが、食に関心をもち、食事をつくること・食べることの楽しさにふれることができるよう、収穫体験や調理体験等の機会を充実させます。また、給食等を活用して、本町が誇る地場産品を楽しむ機会を提供していきます。
- 食物アレルギーのあるこどもへの配慮を徹底するため、こどものアレルギーの保有状況の把握に努めるとともに、各園・学校にてアレルギー除去食の提供を行います。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|---|--|---------------------------|
| こどもキッチンの実施 | 5歳児を対象に、食に関心を持つ機会として、調理実習を行います。 | 健康増進課 |
| 食育推進会議の推進 | 食育基本法に基づく「長泉町食育推進会議」を設置し協議を行い、こどもを対象とした食育についても、その実施内容を検討していきます。 | 健康増進課 |
| 幼稚園等における食育の推進 | 幼稚園・保育所（園）・認定こども園において、野菜や果物の収穫などの食育に関する体験の実施や地場産品を活用した給食の提供等を通じて、こどもたちにつくる楽しさ・食べる楽しさを伝えます。 | こども未来課 健康増進課 |
| 食育推進ボランティアの育成 | 幼稚園・保育所（園）・認定こども園での活動をはじめとする食育推進活動を、町と連携して実施する食育推進ボランティアを養成するとともに、食育推進活動への積極的な関与を促進します。 | 健康増進課 |
| 食や栄養についての啓発 | 小中学校で配布する給食だよりや保健だよりを活用して、こども・保護者に向けた食や栄養についての啓発を行います。 | 教育推進課 |
| 学校給食における地場産品に関する理解の普及 | 小中学校の学校給食において、こどもたちが地場産品に親しむ機会として、毎月1回「長泉の日」を実施します。 | 給食センター |
| 食物アレルギー除去食の提供 | 食物アレルギーをもつこどもに対し、アレルギーに対応した給食を提供します。 | 給食センター こども未来課 |
| 食物アレルギーに対する情報提供 | 就学時健診の機会において、こどもの食物アレルギーの状況把握を行うとともに、個別の相談に対応します。 | 給食センター |
| 学校生活管理指導表による安全管理 | 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく学校生活管理指導表の提出や保護者との個別面談等の対応により、食物アレルギーに関する安全管理を徹底します。 | 給食センター 教育推進課 こども未来課 |
| 自己注射が可能なアドレナリン製剤交付児童・生徒の消防署（救命救急）への情報提供 | 幼稚園・保育所（園）・認定こども園及び小中学校でのアレルギー対応の一環として、園や学校内の情報共有を図るとともに、消防署への情報提供による備えを図ります。また、アドレナリン自己注射薬（エピペン）の使用に関する講習を園や学校の職員に対して実施します。 | 教育推進課 こども未来課 |

基本施策3 母子医療体制の確保

こどもが成長していく過程においては、病気にかかったり、けがをしったりすることは避けられません。こどもを安心して育てられる環境を整備する上で、医療の充実は非常に重要です。また、こどもは救急の対応が必要な場合が多く発生するため、休日や夜間の救急医療の整備は欠かせないものとなっています。本町では、広報紙のほか「お子さんの救急受診ハンドブック」を掲載するなど、家庭における病気・けが等への初期対応方法や救急医療機関の受診方法等について周知を図っています。今後も引き続き、近隣市町や沼津医師会等との連携を強化し、こどもを安心して育てられるよう医療体制の充実に向けた取り組みが必要となっています。

【施策の方向性】

(1) 地域救急医療体制の確保・充実

- より効果的なこどもの健康管理を促進するため、保護者にかかりつけ小児科医をもつよう啓発します。
- 子育て家庭が夜間・休日においても安心して医療機関を受診できるよう、医療提供体制を整備します。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| かかりつけ小児科医の奨励 | 3歳児健康診査において、かかりつけ小児科医をもつことの重要性について啓発します。 | 健康増進課 |
| 休日・夜間の救急医療体制の確立 | 夜間・休日等にも安心して医療機関を受診できるよう、近隣市町や沼津医師会等と連携しながら、受診体制を構築します。 | 健康増進課 |
| 救急医療体制の周知 | 広報ながいずみや町ホームページ、子育てアプリなどを活用して、救急医療体制について周知します。 | 健康増進課 |

基本方針2 全ての家庭が安心して子育てできるまち

基本施策1 教育・保育の場及び地域子ども・子育て支援事業の充実

少子化・核家族化といった社会の移り変わりと並行して、女性の社会進出のほか、さまざまな形態での就労の普及が進行しています。こうしたライフスタイルの変化に合わせて、支援のニーズも多様化・複雑化しており、家族や近隣住民との助け合いだけで生活の課題全てを解決することは難しくなっています。本町では、子育て家庭を支援するため、幼稚園・保育所（園）・認定こども園や地域子育て支援拠点、小中学校等において、教育・保育の提供や相談支援、交流促進を図る取り組みを実施しています。今後も多様化する支援のニーズに応えるべく、施設の整備とともに、保育士等の人材確保、より専門的な支援ができる人材・団体との連携、放課後の居場所づくりなどに注力し、地域において実施できる支援の幅を広げていくことが必要です。

【施策の方向性】

（1）教育・保育の場及び地域子ども・子育て支援事業の充実

- それぞれの子育て家庭が持つニーズに合った教育・保育の提供を実現するため、教育・保育事業の受け入れ体制の充実に努めるとともに、施設整備や保育士の確保・資質向上等によるサービスの質の向上を図ります。
- 病児・病後児保育や一時預かり、放課後児童健全育成事業等の、保護者の負担軽減に資する多様な地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------|--|--------|
| 病児・病後児保育（施設型）の実施 | 病院や保育所（園）等に付設された専用スペースにおいて、病児・病後児の保育を行います。 | こども未来課 |
| 地域子育て支援拠点事業の実施 | こどもの自由な遊びや仲間づくりの場を提供するとともに、保護者同士の交流や育児に関する相談をすることができる地域子育て支援拠点施設を、町内3箇所（パルながいずみ、みかんちゃん、ちえりーぶらっさむ）で運営します。 | こども未来課 |
| 保育所（園）等での延長保育の実施 | 保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所において、保育時間を超えた時間における延長保育を実施します。 | こども未来課 |
| 一時預かり事業（幼稚園型）の実施 | 幼稚園・認定こども園において、教育時間終了後の預かりを実施します。 | こども未来課 |
| 一時預かり事業（一般型）の実施 | こども交流センター「パルながいずみ」において、生後6か月以上の未就学児の一時預かりを実施します。また、民間保育所（園）・認定こども園においても、一時預かりを実施します。 | こども未来課 |

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|---|--------|
| 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の実施※ | 幼稚園・保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業所等を利用していない生後6か月から満3歳未満までのこどもを対象に、月10時間を上限とした預かりを行うことで、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られる場を提供します。また、保護者との面談や情報提供・助言等の援助を通じて、こどもの心身の状況及び養育環境、支援が必要とみられる子育て家庭の把握を図ります。 | こども未来課 |
| 保育所等の第三者 評価の検討 | 町内の保育所(園)や放課後児童会、児童養護施設等について、必要に応じて第三者による評価を受ける機会を確保し、適正な評価を実施します。 | こども未来課 |
| 保育所等苦情解決 体制の充実 | 幼稚園・保育所(園)・認定こども園等への苦情について、苦情解決制度の運用に基づく適切な対応を行います。また、苦情解決に関するマニュアルを整備し、関係する職員に周知します。 | こども未来課 |
| 低年齢保育の実施 | 0～2歳の低年齢児童を町内の保育所(園)にて受け入れる体制の確保を図るため、受け入れを行う民間保育所(園)等への補助を通して、保育士の確保を図ります。 | こども未来課 |
| 育児休業明けの年度 途中入園の円滑化 | 保育所(園)や認定こども園の利用申し込みについて、年度当初入園と年度途中入園を分けることなく継続して行うことで、育児休業明けの保育施設の利用の円滑化を図ります。また、民間保育所(園)等と連携しながら、入園の調整を図ります。 | こども未来課 |
| 民間保育所等への支援 | 町内の民間保育所(園)等に対し、運営費の補助を行うことで運営の円滑化と児童の健全育成を図ります。 | こども未来課 |
| 保育士等の資質の向上 | 民間保育所(園)等に対し、保育の質の向上につながる研修やキャリアアップ研修の受講に係る経費を助成し、スキルアップを支援します。また、町内の幼稚園教諭・保育士等が集まる情報交換会において、外部講師による研修を実施します。加えて、保育等を行う上での不安や疑問、悩み等を第三者に相談できる相談できる環境を整えます。 | こども未来課 |
| 放課後児童健全育成 事業(放課後児童会) の実施 | 就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後や学校休業中に専用の施設や空き教室を活用し、適切な遊びや生活の場を提供します。また、保護者の就労状況の変化等によるニーズに応えるため、夏季休業期間限定の放課後児童会を開設します。 | こども未来課 |

基本施策2 子育て家庭への経済的支援

少子化が加速する原因には、未婚化や晩婚化の進展などのほかに、育児に対する経済的負担が大きいことが挙げられます。子育て家庭においては、収入に占める養育費や教育費、医療費負担の比重が大きく、子育て期の経済的支援の基盤の強化が求められています。保護者向けに行った町民アンケート調査においても、子育て環境をさらに良くしていくためには、「出産費用や保育・教育費などの子育て費用の助成」に関する施策が重要であるという意見が多くみられています。経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種助成・手当等の経済的支援の充実を図ることが重要です。また、ひとり親家庭や障がいのある子どもを育てる家庭が増加するなか、さまざまな家庭の実態に対応した経済的支援策を適切に実施していくことが必要です。

【施策の方向性】

(1) 医療費等の助成

- 子どもにかかる医療費に対して助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------|--|--------|
| 子ども医療費の助成 | 高校生年代までの子どもにかかった医療費助成を実施します。 | 子ども未来課 |
| ひとり親家庭等医療費の助成 | 20歳未満の子どもを養育している、所得税が非課税のひとり親家庭等に対し、医療費助成を実施します。 | 子ども未来課 |
| 自立支援医療（育成医療）費の助成 | 障がいのある18歳未満の子どもで、医療を受けることにより確実な治療の効果が期待できる方に対し、医療費の一部を助成します。 | 福祉保険課 |

(2) 養育費等の負担軽減

- 児童手当の支給や、ひとり親家庭を対象とした手当の支給及び福祉資金の貸付、障がいのあるこどもを対象とした手当の支給を通じて、こどもの養育等に係る費用の負担軽減を図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-----------------|
| 福祉資金の貸付 | 静岡県が実施している、ひとり親家庭等を対象とする「母子父子寡婦福祉資金貸付金」について周知し、必要としている家庭による利用につなげます。また、貸付の受付事務を行います。 | こども未来課 (静岡県) |
| 児童手当の支給 | 高校生年代までのこどもがいる家庭に対し、児童手当を支給します。 | こども未来課 |
| 児童扶養手当の支給 | 18歳までのこどもがいるひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。 | こども未来課 |
| 特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給 | 20歳未満の障がいのあるこどもを養育している家庭に対し、特別児童扶養手当を支給します。また、重い障がいのあるこどもを対象に、障害児福祉手当を支給します。 | 福祉保険課 |
| 未来っこ応援事業の実施※ | 安心して子育てができる環境を整えるとともに、子育て世帯を応援するため、0歳児・3歳児・6歳児を対象に、こども商品券を交付します。 | こども未来課 |

(3) 保育料・教育費等の負担軽減

- 幼稚園・保育所（園）・認可外保育施設等への通園や、小中学校への通学にかかる費用の無料化・助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------|---|--------|
| 第2子以降保育料の無料化※ | 積極的に2人以上のこどもを産み育てようとする世帯の経済的な負担を軽減することで、就業と子育ての両立を支援するため、保育所（園）等に通う第2子以降の0～2歳児について、第1子の年齢や保護者の所得に関わらず、保育料を無料化します。 | こども未来課 |
| 認可外保育施設利用者助成事業の実施 | 保護者の経済的負担の軽減と待機児童対策を図るため、認可外保育施設の利用に対する費用の助成を行います。 | こども未来課 |
| 町単独副食費の助成 | 民間保育所（園）等に通う第2子以降の児童の副食費（給食費のうち、各種のおかず・おやつなどにかかる費用）に対する助成を行います。 | こども未来課 |
| 要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給 | 経済的に困窮している家庭のこどもの小中学校への就学にかかる費用の援助を行います。 | 教育推進課 |
| 遠距離通学費の助成 | 元長窪・東野地区の児童・生徒の通学におけるバス利用について、定期券及び回数券購入にかかる費用の助成を行います。 | 教育推進課 |

基本施策3 仕事と子育ての両立の推進

近年、女性の社会進出や就労形態の多様化を背景に、子育てと仕事の両立に対する子育て家庭のニーズも多様化しています。仕事と子育ての両立を図るためには、仕事と家庭のバランスがとれるような働き方の見直しを行い、職場や地域等における固定的な性別役割分担意識や職場優先意識の解消に向けた啓発活動を推進していく必要があります。このように、ワーク・ライフ・バランスの実現はより一層重要な課題となっており、子育て家庭が子育て支援の諸制度を活用しやすい職場環境づくりの促進が求められます。また、各種講座の開催、啓発資料の配布などを通じ、子育てについて男女で学ぶ機会の提供や、父親の子育て・家事への積極的な参加を呼びかけていくことが必要です。

【施策の方向性】

(1) 父親の育児・家事の参画促進

- 父親が母親とともに子育てを学ぶ機会の提供を通して、父親の育児・家事への積極的な参画を促進していきます。
- 男女共同参画に向けた啓発を通じて、性別に基づく固定的役割分担意識の解消を図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------------|--|--------|
| 子育てマイスター講習会の開催 | 子育てや託児に興味のある方、ファミリー・サポート・センターにて送迎や預かりを行う「まかせて会員」への登録を希望される方を対象に、育児に関する不安の解消や知識の習得を図る「子育てマイスター講習会」を行います。 | こども未来課 |
| 男性の育児参加応援事業の実施※ | 男性の育児参加を応援するため、子育てに関する知識やスキルが習得できる講座や情報発信を行います。 | こども未来課 |
| パパママ学級の実施【再掲】 | 母親と父親が協力して育児に取り組むことができるよう、パパママ学級を開催します。内容は、妊娠・授乳中の栄養管理や父親の妊婦体験等を行う「出産編」と、歯科医による歯科講話や沐浴・おむつ交換等の練習を行う「育児編」の2種類があります。 | 健康増進課 |
| 男女共同参画の啓発のための講座、講演会の開催 | 男女共同参画社会の浸透を図るため、人権の尊重と男女の固定的な役割分担意識の解消など、男女の社会参画意識の醸成・啓発を目的とした講座や講演会を開催します。 | 生涯学習課 |

(2) 母親の就業への支援

- 事業所に対し、妊娠・出産により退職した保護者の再雇用制度について普及・啓発を図ります。また、保護者の再就職の機会確保に向けた支援・情報提供を行います。
- 妊婦及び事業所に対し、保護者の就労に関する関連法制度についての周知を図るとともに、就労中の妊婦の確実な健診受診に向けて働きかけていきます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|----------------|
| 就職に係る情報提供・機会の提供 | 町内企業による合同就職相談会を開催し、妊娠・出産を機に退職した母親の就業支援を図ります。また、町と商工会が連携して実施する「創業スクール」において、子育て中の女性による創業への支援を行います。 | 産業振興課 (商工会) |
| 職場における母性保護に関する法律などの周知 | 母子健康手帳交付時等において、育児・介護休業法や労働基準法、男女雇用機会均等法等の関連法制度についてのリーフレット配布と説明を行い、育児休業の取得を啓発します。 | 健康増進課 |
| 働いている妊婦への相談支援の実施 | 母子健康手帳交付時等において、働いている妊婦に対し、妊娠・出産に関する企業等への報告・相談について啓発します。また、定期的な妊婦健診の受診の大切さを啓発し、確実な受診に向けて支援します。 | 健康増進課 |

基本方針3 のびのび子育てにスクラムを組むまち

基本施策1 家庭の子育て力・教育力の向上への支援

家庭における幼児期の教育は、その人の一生に大きな影響を与えるといわれています。しかしながら、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進行し、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況となっています。本町では、子育て家庭の孤立防止を目的として、こどもとその保護者の居場所づくり、交流の場としての地域子育て支援拠点施設の運営や、子育て情報の発信、子育て・育児相談を実施しています。今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座や情報提供など、子育ての不安、困難さや負担感を軽減する取り組みを通じ、家庭における子育て力・教育力向上のための支援を充実させることが必要です。

【施策の方向性】

(1) 家庭・地域への意識啓発の充実

- 家庭教育学級の開催や、「家庭教育の日」についての啓発を通して、家庭において約束事を決め、守ることや親子の積極的なコミュニケーションによる家庭教育の推進を図ります。
- こどもたちの相手を思いやる心を養うとともに、こどもを産み育てることの大切さを学ぶ機会として、小中学校の児童・生徒が下級生や幼稚園・保育所（園）・認定こども園の園児とふれあう機会を提供します。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|-------|
| 家庭教育学級「つながるシート講座」の実施 | 家庭での教育の実践に役立つ知識を学んだり、保護者同士の交流を図ったりする機会となる家庭教育学級「つながるシート講座」を、幼稚園・認定こども園・小学校にて実施します。 | 生涯学習課 |
| 子育て学習講座の開催 | 小中学校の入学説明会において、人づくり推進員をはじめとした講師による「子育て学習講座」を開催します。 | 生涯学習課 |
| 「家庭教育の日」の推進 | 毎月第1日曜日を、各家庭で親子のコミュニケーションを深めるとともに、家庭において決めた約束事について振り返る「家庭教育の日」として位置づけ、その実践について周知・啓発します。 | 生涯学習課 |
| 総合学習の授業による異年齢層とのふれあいの推進 | こどもたちの思いやりの心を育む機会として、小学校の総合学習の授業を活用し、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の児童や異なる学年の児童との交流を行います。 | 教育推進課 |
| 家庭科の授業によるふれあいの推進 | こどもを産み育てることの喜びや大切さを学ぶ機会として、中学校の家庭科の授業を活用し、幼稚園・保育所（園）・認定こども園を訪問して、園児との交流を行います。また、職場体験の一環として、幼稚園・保育所（園）・認定こども園での実習を行います。 | 教育推進課 |

(2) 子育て支援サービスの充実・強化

- 地域全体で子育てを支援していくために、こどもの預かりや送迎等の支援を相互に行うファミリー・サポート・センター事業の実施体制の拡充を図ります。
- こどもが自由に遊ぶことのできる地域子育て支援拠点施設において、保護者への支援につながる取り組みの充実に努めるとともに、取り組みについて周知し、利用促進を図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------------------|--|-----------------|
| 地域子育て支援拠点事業の実施【再掲】 | こどもの自由な遊びや仲間づくりの場を提供するとともに、保護者同士の交流や育児に関する相談をすることができる地域子育て支援拠点施設を、町内3箇所（パルながいずみ、みかんちゃん、ちえりーぶらっさむ）で運営します。 | こども未来課 |
| ファミリー・サポート・センター事業の充実に向けた取り組み | こどもの一時的な預かりや習い事の送迎等の援助を受けたい保護者（おねがい会員）を支援するファミリー・サポート・センター事業について、援助を行う会員（まかせて会員）の体制拡充に向けた広報活動や養成講座の実施を強化します。 | こども未来課 |
| 幼稚園等の園庭開放 | 地域のこどもの遊び場として、日曜日・祝日に町内の公立の幼稚園・認定こども園の園庭開放を行います。 | こども未来課 |
| 保育所（園）等での延長保育の実施【再掲】 | 保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所において、保育時間を超えた時間における延長保育を実施します。 | こども未来課 |
| 一時預かり事業（幼稚園型）の実施【再掲】 | 幼稚園・認定こども園において、教育時間終了後の預かりを実施します。 | こども未来課 |
| 一時預かり事業（一般型）の実施【再掲】 | こども交流センター「パルながいずみ」において、生後6か月以上の未就学児の一時預かりを実施します。また、民間保育所（園）・認定こども園においても、一時預かりを実施します。 | こども未来課 |
| 未就園児の会の開催 | 公立の幼稚園・認定こども園にて、就園前のこどもと保護者を対象に、園の教諭や園児と園庭で遊んだり、就園前の悩みを相談したりすることのできる「未就園児の会」を開催します。 | こども未来課 |
| 出生記念品の贈呈 | こどもが誕生した家庭に対し、こどもの誕生をお祝いする出生記念品を贈呈します。 | こども未来課 |
| 教育・保育アドバイザーの配置 | 幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校への円滑な就学を図る取り組みとして、教育・保育アドバイザーを配置し、各園と小学校の連携強化や、カリキュラムの共有等を図ります。 | こども未来課 教育推進課 |

基本施策2 地域の子育て力の強化

核家族化や親戚・近所付き合いの希薄化の進行により、身近な人に頼りにくい、身近に頼る相手がいないというケースは今や珍しいことではありません。また、共働き世帯の増加や就労形態の変化により、保育所（園）・認定こども園や放課後児童健全育成事業（放課後児童会）の利用ニーズの高まりがみられています。このような現状において、地域のつながりや絆の重要性が再認識される中、地域全体で子育てを見守り、支えていく環境づくりが求められています。本町では、地域子育て支援拠点施設や放課後児童会をはじめとした、親子同士の交流の場やこどもの安全で安心な居場所づくりを推進しています。子どもたちは、地域の中でのさまざまな経験を通じて、心身ともに健やかに成長していくことから、引き続き、子育て支援に関する地域活動へのサポート、イベントなどへの参加促進を行うなど、地域全体でこどもを育てる機運を醸成していくことが必要です。

【施策の方向性】

（1）地域サポートシステムの構築

- 地域において、子育て支援に取り組む団体の活動を支え、地域における支え合いを推進していきます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------|---|--------|
| 子育て支援団体の活動への支援 | 地域において子育て支援を行っている団体に対し、活動費の補助を行います。 | こども未来課 |
| 声掛け運動の展開 | 青少年補導員によって実施する補導活動を通じて、地域の子どもたちへの声掛け活動を展開していきます。 | 生涯学習課 |
| 保護者同士の座談会の開催 | 保護者同士の交流を促進するとともに、子育てや家庭に関する悩み・不安の軽減を図るため、保護者が集まり、家庭教育支援員とともに話し合う座談会を開催します。 | 生涯学習課 |

(2) 交流の場の充実と交流促進

- 子育て家庭の身近な場所で、いつでも気軽に集える場を提供し、こどもの自由な遊びや仲間づくりの場としていくとともに、子育て家庭同士の交流及びグループづくり、子育てに関する情報交換の機会を提供していきます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------|--|--------|
| 地域子育て支援拠点事業の実施【再掲】 | こどもの自由な遊びや仲間づくりの場を提供するとともに、保護者同士の交流や育児に関する相談をすることができる地域子育て支援拠点施設を、町内3箇所（パルながいずみ、みかんちゃん、ちえりーぶらっさむ）で運営します。 | こども未来課 |
| 子育てフェスティバルの開催 | 町内の子育て支援サークルや関係団体と連携し、子育て家庭が相互に交流できる機会の創出やイベント・レクリエーションなどを行う子育てフェスティバルを開催します。 | こども未来課 |
| 子育て支援サークルの活動への支援 | 地域で活動している子育て支援サークルの活動について周知することにより、悩みを抱える保護者への支援や、他の保護者との交流を求める子育て家庭の参加による活動の活性化を図ります。 | こども未来課 |

(3) 相談機能の充実

- こども・子育てに関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を中心とした、全庁的な相談機能の充実に努め、子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや不安の解消を図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|-----------------|
| 「こども家庭センター」の運営※ | 母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期における、こどもや子育てに関する一体的な相談支援を行います。 | 健康増進課 こども未来課 |
| 親子関係形成支援事業の実施※ | 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者や児童に対し、講義やグループワークなどを通じ、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談や助言、保護者同士の情報交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行います。 | 健康増進課 |
| 保健師・栄養士による相談支援 | 健康相談のみならず、各種幼児健康診査や健康教室等の機会も活用して、保健師・栄養士による相談支援を実施します。また、電話や来所による相談にも対応します。 | 健康増進課 |
| 保育士による相談支援 | 町内3箇所の子育て支援拠点施設において、保育士資格を有する職員による相談支援を行います。 | こども未来課 |
| 利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）の配置 | こども交流センター「パルながいずみ」において、利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）を配置し、こどもや保護者、妊婦等が教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業、その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、相談・助言を行います。 | こども未来課 |

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| 青少年相談事業の実施 | いじめ・不登校・子育て・健康等さまざまな悩みを抱える青少年と保護者への相談支援を行います。 | 生涯学習課 |
| 家庭相談支援員の配置 | 虐待（DV）や生活困窮、こどもの障がいなどの生活課題のある子育て家庭に対し、家庭相談支援員による相談支援を行います。また、新たな支援員の確保・養成を図るとともに、こども家庭センターをはじめとする他の相談支援機関との連携を図ります。 | 福祉保険課 |
| 重層的支援体制整備事業の実施※ | 介護、障がい、子育て、生活困窮の分野別に行われていた既存の相談支援や地域づくりの取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。 | 福祉保険課 |

（４）子育て情報の提供

- 町内の教育・保育施設に関する情報や子育てに係るサービス・イベントに関する情報等の子育てに関する情報を、「ちよどいい子育てアプリ」や町ホームページをはじめとするさまざまな手段で広く提供していきます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|--------|
| 「ちよどいい子育てアプリ」を活用した情報提供 | 妊娠期から継続して子育て家庭を支援する「ちよどいい子育てアプリ」を運用し、子育て情報の配信を行います。また、妊娠期・子育て期における健診や予防接種のスケジュール管理、こどもの成長の記録等の機能の活用促進を図ります。 | 健康増進課 |
| 子育て情報の提供 | 広報ながいずみや町ホームページ、町公式LINEなどの幅広い媒体を活用して、子育てに関する情報・イベント情報を発信します。 | こども未来課 |
| 子育て情報冊子「子育て支援ガイドブック」の作成 | こどもや子育てに関する情報をまとめた「子育て支援ガイドブック」を作成し、定期的な内容の更新を行います。また、電子版を町ホームページに掲載するとともに、冊子を母子健康手帳交付時や転入届提出時など適切な時期に配付し、積極的な周知を図ります。 | こども未来課 |

(5) こどもの居場所づくりの推進

- こどもが、自身の家庭の他に、勉強や遊びなどを通じて、居心地よく、自分らしく過ごすことのできる居場所づくりを推進します。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|-----------------|
| こどもの居場所づくりへの支援※ | こどもたちが無料・低価格で食事をとり、遊びや学習を行うことのできる居場所であるこども食堂など、こどもの居場所を運営している地域の関係団体に対し、運営支援を図ります。 | こども未来課 |
| 児童育成支援拠点事業の実施※ | 家庭や学校に居場所のない児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、児童や家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の状況に応じた支援を包括的に行います。 | こども未来課 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）の実施【再掲】 | 就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後や学校休業中に専用の施設や空き教室を活用し、適切な遊びや生活の場を提供します。また、保護者の就労状況の変化等によるニーズに応えるため、夏季休業期間限定の放課後児童会を開設します。 | こども未来課 |
| 放課後こども教室（のびのびスマイル）の実施 | 地域のボランティアと協力しながら、放課後の各小学校の運動場を使用して、こどもたちが安全・安心に過ごし、遊びを通じて地域の人々と交流することのできる居場所を提供します。 | 生涯学習課 |
| 新・放課後子ども総合プランの推進 | 小学生が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて、小学校の敷地内における放課後児童会と放課後こども教室の一体的な実施に努めます。 | 生涯学習課 こども未来課 |
| 教育支援センター「いずみ教室」の運営※ | 学校への登校ができない小中学生を対象として、学習や相談、遊びを通して、心の居場所を提供し、学力や心の活力、集団への適応力を育みます。 | 教育推進課 |

(6) 良質な子育て住宅の確保

- 子育て家庭の住まいの確保に関する支援について、情報提供を行います。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------|--|-------|
| 町営・県営住宅の情報の提供 | 町営・県営住宅の情報について、役場の窓口へのパンフレットの配架や町ホームページでの情報提供を行います。また、空き部屋が生じた際は、速やかな居室の提供に向けた修繕を行います。 | 建設計画課 |
| 子育て世帯家賃低廉化事業補助金の支給 | 子育て世帯の住宅の確保を支援するため、一定の所得基準に該当する子育て家庭に対し、子育て世帯家賃低廉化事業補助金を支給します。 | 建設計画課 |

基本方針4 子育て世帯へのきめ細かな支援に取り組むまち

基本施策1 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は子育てと生計の二つの役割を全て一人で果たすことが多く、負担の大きな生活を強いられています。そうした生活の中で、経済的にも心理的にも余裕がないひとり親が多く、その影響は子どもに及ぶこともあり、親子両者に対する包括的かつ多面的な支援が求められています。国勢調査によると、本町における18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は、令和2年時点で283世帯となっており、父子世帯・母子世帯ともに増加傾向にあります。児童扶養手当給付やひとり親家庭等医療費助成事業をはじめとした経済面での負担軽減に加え、親の経済的自立に向けた相談支援、子育て支援サービスに関する情報提供の強化など、一人ひとりの状況に合った適切な支援を行っていくことが必要です。

【施策の方向性】

(1) 自立支援の充実

- ひとり親家庭を対象とした費用助成等に関する支援を行い、自立支援を図るとともに、支援制度についての周知・啓発に努めます。

【施策の内容】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------|--|-----------------|
| 福祉資金の貸付【再掲】 | 静岡県が実施している、ひとり親家庭等を対象とする「母子父子寡婦福祉資金貸付金」について周知し、必要としている家庭による利用につなげます。また、貸付の受付事務を行います。 | 子ども未来課 (静岡県) |
| 児童扶養手当の支給【再掲】 | 18歳までの子どもがいるひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。 | 子ども未来課 |
| 子ども医療費の助成【再掲】 | 高校生年代までの子どもにかかった医療費助成を実施します。 | 子ども未来課 |
| ひとり親家庭等医療費の助成【再掲】 | 20歳未満の子どもを養育している、所得税が非課税のひとり親家庭等に対し、医療費助成を実施します。 | 子ども未来課 |
| 保育所等の入所への配慮 | 町内の保育所(園)・認定子ども園の利用について、ひとり親家庭のこどもの優先的な受け入れを行います。 | 子ども未来課 |
| 遺児手当の支給 | 親を亡くした、義務教育終了前の児童を養育している保護者に対し、遺児手当を支給します。また、対象者が手当を受給できるよう周知を図ります。 | 子ども未来課 |
| 放課後児童会利用者負担金の減額※ | 児童扶養手当の支給を受けている家庭の負担軽減を図るため、放課後児童会における利用者負担金の減額を行います。 | 子ども未来課 |
| 水道・下水道使用料の助成 | 町内のひとり親世帯及び障がいのある子どもがいる世帯を対象に、水道・下水道の使用料への助成を行います。 | 福祉保険課 |

(2) 情報提供・相談の充実

- 関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の生活に関する相談支援を行うとともに、それぞれのひとり親家庭の状況に応じた子育て支援サービスの情報を提供していきます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-----------------|
| ひとり親家庭等の相談の実施 | こども家庭センター及びこども未来課の窓口にて、ひとり親家庭の暮らしに関する相談支援を行うとともに、静岡県のひとり親サポートセンターなどの関係機関と連携した支援を図ります。 | こども未来課 (静岡県) |
| ひとり親家庭等の各種サービスの情報提供 | 国や県、その他の支援に係るサービスに関する情報を広報などがいずみへの掲載やポスターの掲載、役場等の窓口におけるチラシの配架等によって周知します。 | こども未来課 (静岡県) |

基本施策2 障がい児等の健全な育成と安心な生活への支援

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもに対しては、乳幼児期から就園・就学、就労までのライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。本町では、「長泉町第6次障がい者計画」及び「長泉町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査等での障がいの早期発見から、早期療育支援に努めるとともに、小中学校における特別支援教育などの障がい児施策を展開しています。障がいのある子どもや発達に特性のみられる子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要であり、社会参加と自立の促進に向け、発達段階や障がいの程度に応じた療育・教育環境を確保することが大切です。また、相談体制を整えるとともに、必要なサービス提供を行うことで、保護者や家庭の負担の軽減を図っていくことが必要です。

【施策の方向性】

(1) 障がい等の早期発見・相談の充実

- 各種健康診査及び学校での健康診断の実施を通じて、支援を必要とする乳幼児の早期発見及び早期対応・早期療育を図ります。
- 障がいのある子どもの健やかな成長を図るため、発達や日常生活に関する相談支援体制の充実に努めます。

【施策の内容】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------|---|---------|
| 各種健康診査の実施【再掲】 | 1か月児健診・4か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診・5歳児健診を実施し、乳幼児の発育・発達状況を把握します。併せて、個別に栄養指導を実施します。 | 健康増進課 |
| 乳幼児健康相談の実施【再掲】 | 乳幼児健康相談を実施し、子どもの発育・発達に応じた相談支援を実施します。また、相談内容に応じて、継続的な相談支援を図ります。 | 健康増進課 |
| 妊婦健康診査・産婦健康診査の実施【再掲】 | 安全・安心な出産に向けて、妊娠週数に応じた妊婦健康診査を実施します。また、産後間もない母親の心身の健康確保を図るため、医療機関にて産婦健康診査を実施します。 | 健康増進課 |
| 健康診断と個別指導の実施 | 小中学校において、必要な健康診断を実施し、学校生活における支障の有無を把握するとともに、検査結果に応じて医療機関の受診勧奨を行い、学校生活への配慮を図ります。 | 教育推進課 |
| 障がい児相談支援事業の実施 | 健康診査の結果等により支援が必要とみられる幼児の発達を促進するとともに社会性を育むため、相談支援事業所と連携しながら、きめ細かな療育相談を行います。 | 福祉保険課 |
| 子育てサポートファイルの配付 | 子どもの成長発達、各ライフステージにおける支援内容等を記録する子育てサポートファイルを希望者に配付し、継続的な支援を図ります。 | 福祉保険課 |
| ケース検討会議の開催 | 教育推進課・福祉保険課・健康増進課・子ども未来課が連携し、支援が必要とみられる家庭・児童等に関する情報共有・個別ケースごとの支援策の検討を行う会議を実施します。 | 関係各課・機関 |

(2) 各種サービス等の充実

- 乳幼児健康診査等の結果を受けて実施する教育・相談等を通じて、こどもの発達を促進するとともに、保護者等の負担軽減に向けた支援を図ります。
- 障がいのあるこどもの在宅生活に必要なサービスの適切な給付に努め、こどもとその保護者を支援します。
- 障がいのあるこどもの幼稚園・保育所（園）・認定こども園や学校、放課後児童会での受け入れを推進するとともに、障がいのあるこどもの日常生活や学習を支援する加配職員や補助員・指導員等の確保と適正配置に努めます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------------|---|--------|
| 障害者（児）補装具・日常生活用具の給付 | 障がいのある人（こども）の在宅生活に必要な補装具・日常生活用具の交付・修理を行います。 | 福祉保険課 |
| 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 | 小児慢性特定疾患のあるこどもに対し、日常生活用具の交付・修理を行います。 | 福祉保険課 |
| 難病患者介護家族リフレッシュ事業の実施 | 難病患者等を介護している家族の負担軽減を図るためのリフレッシュ事業を行います。 | 福祉保険課 |
| 発達・言語の相談の実施【再掲】 | 健診、各種教室、相談等で、発達・言語に課題があるこどもの保護者やこどもとの関わり方を知りたい保護者を対象に、相談会を実施します。 | 健康増進課 |
| 健診事後教室の実施【再掲】 | 健診、各種教室、相談等の結果、やりとりの力を伸ばしたい・集団生活の練習をしたいこどもや、こどもとの関わり方を知りたい保護者を対象に、遊びを通して成長を促す教室を実施します。 | 健康増進課 |
| こどもの言葉教室の実施 | 年中児から小学2年生までの児童を対象に、言葉に関する指導を行う教室を実施します。 | 教育推進課 |
| 特別支援教育補助員・教育指導員及び特別支援学級補助員の配置 | 障がいのある児童・生徒をはじめとする、特別支援学級に通う児童・生徒の学校での学びをサポートする特別支援教育補助員・教育指導員、特別支援学級補助員を小中学校に配置します。 | 教育推進課 |
| 障がい児に対する各種サービスの実施 | 障がいのあるこどもの発達促進及び生活能力の向上を図る児童発達支援や放課後等デイサービス、日常生活を支えるライフサポートや日中一時支援等の各種障がい児福祉サービスの円滑な提供に努めます。 | 福祉保険課 |
| 障がい児保育の推進 | 障がいのある児童の受け入れに必要な加配職員の配置等を通じて、幼稚園・保育所（園）・認定こども園における受け入れを行います。また、巡回員による相談支援を行い、障がいのあるこどもの保育の質の向上を図ります。 | こども未来課 |
| 放課後児童会での障がい児の受け入れ | 放課後児童会において、障がいのある児童の受け入れを行います。 | こども未来課 |

基本施策3 児童虐待防止対策の充実・強化

近年、わが国では痛ましい児童虐待が報じられています。児童虐待は、こどもの人権を著しく侵害し、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、根絶されなければなりません。児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感の高まり、家庭や生活上の問題、日常生活におけるストレス、地域における家庭の孤立化による子育て機能の低下などが複雑に関与しています。本町では、こどもの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防から早期発見・早期対応など総合的な支援を展開しています。今後も、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関とのさらなる連携のもと、虐待等の被害に遭ったこどもの情報共有や支援を進めていくことが必要です。また、養育支援の必要なこども・保護者・妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担を行い、連携して有効な支援を積極的に行うことが必要です。

【施策の方向性】

(1) 虐待予防策の推進

- 乳児のいる居宅の訪問や相談支援の機会を通じて、虐待等のリスクを抱える子育て家庭の早期把握・支援を図ります。
- 児童虐待の防止に向けて、各種セミナー・講座の開催やチラシの配布・ポスターの掲示等による啓発を推進します。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------|--|--------|
| 乳幼児健康相談の実施【再掲】 | 乳幼児健康相談を実施し、こどもの発育・発達に応じた相談支援を実施します。また、相談内容に応じて、継続的な相談支援を図ります。 | 健康増進課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業の実施 | 乳児のいる居宅を訪問し、子育てに関する助言・指導を行うとともに、継続的な支援を必要とする子育て家庭の把握を図ります。 | 健康増進課 |
| 養育支援訪問事業の実施 | 養育支援を必要とする家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで家庭の適切な養育環境の確保を図ります。 | 健康増進課 |
| 子育て世帯訪問支援事業の実施※ | 家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴・助言を行うとともに、家事・育児等の支援を行います。 | こども未来課 |
| 子育て短期支援事業の実施 | 保護者の病気や仕事等の理由により家庭でこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、施設等で一定期間の預かりや支援を行います。 | こども未来課 |
| 児童育成支援拠点事業の実施【再掲】 | 家庭や学校に居場所のない児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、児童や家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の状況に応じた支援を包括的に行います。 | こども未来課 |

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-----------------|
| 「こども家庭センター」の運営※【再掲】 | 母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期における、こどもや子育てに関する一体的な相談支援を行います。 | 健康増進課 こども未来課 |
| 町民への啓発、講演会の開催 | 毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間において、町民向けに講演会を実施します。また、町内の子育て関連施設や教育機関等において、虐待防止推進に関するポスターの掲示やチラシの配架等による啓発を実施します。 | こども未来課 |
| こども人権教室の実施 | こどもたちを対象に、人権擁護委員が友達と仲良くすることや相手を思いやることの大切さについて教える「こども人権教室」を実施し、こどもたちの豊かな心の養成を図ります。 | 行政課 |
| 人権擁護委員による啓発活動の実施 | 人権擁護委員による人権相談や人権啓発活動の実施を通して、こどもの人権についても広く啓発していきます。 | 行政課 |

(2) 児童虐待の早期発見・対応への取り組み

- 要保護児童対策地域協議会を中心とした、児童虐待等の事案に早期に対応する体制づくりを図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------|---|--------|
| 要保護児童対策地域協議会の開催 | 要保護児童対策地域協議会の実務者会議を開催し、虐待等の被害に遭ったこどもの情報共有・支援方針の検討を行います。また、代表者会議を開催し、関係機関との情報共有のもと方針決定を行います。 | こども未来課 |
| 国・県等主催研修への参加 | こども家庭センターの職員が、児童相談所等が主催する虐待予防に向けた研修に参加し、支援の質の向上を図ります。 | こども未来課 |
| 養育支援訪問事業の実施【再掲】 | 養育支援を必要とする家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで家庭の適切な養育環境の確保を図ります。 | 健康増進課 |

基本施策4 こどもの貧困対策の推進

子どもたちがさまざまなことに挑戦し、未来を切り拓いていけるような社会であることが望まれますが、現実はこの将来がその生まれ育った家庭の事情に左右されてしまう場合が少なくありません。こどもの貧困は、経済的な困窮のみならず、学習面や生活面、心理面などさまざまな面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。そのため、こどもの貧困問題を地域全体でとらえた上での早急な対策が求められています。生活困難世帯が多いひとり親世帯への支援を充実させるほか、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を進めることが重要となっています。また、貧困状態にある家庭の多くは、その背景に経済的問題だけでなく、労働に関する問題や保護者の健康問題、人間関係等の多様な課題を抱えています。それぞれの家庭の実態把握を通じて、適切な支援につなげるとともに、生活困難世帯のこどもに対して、経済的支援だけでなく、学習や健康づくり、居場所づくりなどの包括的な支援を提供していくことが必要です。

【施策の方向性】

(1) 教育への支援

- スクールソーシャルワーカーなどの活用によって、生活に困窮している世帯のこどもを早期に生活支援や福祉制度等の必要なサポートにつなげていきます。
- 生活に困窮している世帯のこどもの幼稚園・保育所（園）・認定こども園の円滑な利用を支援するため、必要な用品や食事の提供等に要する費用の負担軽減を図ります。
- 日常的な家事や家族の世話等により、学校生活や人間関係に悪影響が及んでいるヤングケアラーについて、実態の把握を図るとともに、個別ケースに応じた支援提供する体制整備に努めます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------|---|-----------------|
| スクールソーシャルワーカーの配置 | 社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを小中学校に配置し、不登校や発達障がい、児童虐待などの課題を持つこどもと保護者に対する相談支援を行います。 | 教育推進課 |
| ヤングケアラーへの支援・対応※ | 障がいや病気のある親や祖父母、年下のきょうだいなどの介護や世話をしているこどもを指す「ヤングケアラー」の支援を図るため、町内における状況把握と相談支援体制の構築に努めます。 | 教育推進課 こども未来課 |
| 実費徴収補足給付事業の実施 | 幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通う生活保護受給世帯等のこどもを対象に、日用品等の費用の助成を行います。また、新制度未移行幼稚園に通う園児の世帯のうち、一定の基準に該当する世帯を対象に、副食費の助成を行います。 | こども未来課 |
| 町単独副食費の助成【再掲】 | 民間保育所（園）等に通う第2子以降の児童の副食費（給食費のうち、各種のおかず・おやつなどにかかる費用）に対する助成を行います。 | こども未来課 |

(2) 生活への支援

- 乳児と母親の心身の健康保持に努めるとともに、生活に困窮している子育て家庭の早期発見・早期対応を図るため、乳児家庭全戸訪問事業を通じた養育環境の把握に努めます。
- 子育て家庭の経済状況に関わらず、「こども家庭センター」が中心となって、妊娠期から子育て期までのさまざまな支援ニーズへの対応を図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-----------------|
| 乳幼児健康相談の実施【再掲】 | 乳幼児健康相談を実施し、こどもの発育・発達に応じた相談支援を実施します。また、相談内容に応じて、継続的な相談支援を図ります。 | 健康増進課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業の実施【再掲】 | 乳児のいる居宅を訪問し、子育てに関する助言・指導を行うとともに、継続的な支援を必要とする子育て家庭の把握を図ります。 | 健康増進課 |
| 養育支援訪問事業の実施【再掲】 | 養育支援を必要とする家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言を行うことで家庭の適切な養育環境の確保を図ります。 | 健康増進課 |
| 子育て世帯訪問支援事業の実施※【再掲】 | 家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴・助言を行うとともに、家事・育児等の支援を行います。 | こども未来課 |
| 子育て短期支援事業の実施【再掲】 | 保護者の病気や仕事等の理由により家庭でこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、施設等で一定期間の預かりや支援を行います。 | こども未来課 |
| 「こども家庭センター」の運営※【再掲】 | 母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期における、こどもや子育てに関する一体的な相談支援を行います。 | 健康増進課 こども未来課 |

(3) 保護者の就労への支援

- 生活に困窮している家庭の保護者が安定した就労機会を確保し、育児と仕事を両立に向けた支援を図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|--|--------|
| さまざまなニーズに応じた保育の実施 | 保護者の仕事と家庭の両立を支援するため、病児保育や延長保育、一時預かりなどの、柔軟な受け入れを行う保育サービスの提供体制の充実に努めます。 | こども未来課 |
| ファミリー・サポート・センター事業の充実にに向けた取り組み【再掲】 | こどもの一時的な預かりや習い事の送迎等の援助を受けたい保護者（おねがい会員）を支援するファミリー・サポート・センター事業について、援助を行う会員（まかせて会員）の体制拡充に向けた広報活動や養成講座の実施を強化します。 | こども未来課 |

(4) 経済的支援

- 生活に困窮している家庭を対象とした各種費用助成や手当支給等の経済的支援を行います。
- 子育て家庭の経済状況に関わらず、経済的負担の軽減を図るため、こどもの医療費の助成を行います。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------------|---|--------|
| 実費徴収補足給付事業の実施【再掲】 | 幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通う生活保護受給世帯等のこどもを対象に、日用品等の費用の助成を行います。また、新制度未移行幼稚園に通う園児の世帯のうち、一定の基準に該当する世帯を対象に、副食費の助成を行います。 | こども未来課 |
| 町単独副食費の助成【再掲】 | 民間保育所（園）等に通う第2子以降の児童の副食費（給食費のうち、各種のおかず・おやつなどにかかる費用）に対する助成を行います。 | こども未来課 |
| 遺児手当の支給【再掲】 | 親を亡くした、義務教育終了前の児童を養育している保護者に対し、遺児手当を支給します。また、対象者が手当を受給できるよう周知を図ります。 | こども未来課 |
| こども医療費の助成【再掲】 | 高校生年代までのこどもにかかった医療費助成を実施します。 | こども未来課 |
| ひとり親家庭等医療費の助成【再掲】 | 20歳未満のこどもを養育している、所得税が非課税のひとり親家庭等に対し、医療費助成を実施します。 | こども未来課 |
| 要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給【再掲】 | 経済的に困窮している家庭のこどもの小中学校への通学にかかる費用の援助を行います。 | 教育推進課 |
| 水道・下水道使用料の助成【再掲】 | 町内のひとり親世帯及び障がいのあるこどもがいる世帯を対象に、水道・下水道の使用料への助成を行います。 | 福祉保険課 |

基本方針5 こどもの豊かな学びと遊びを支えるまち

基本施策1 こどもの個性を活かす教育の推進

少子化の進行に伴って兄弟姉妹の数も少なくなり、乳幼児期に異なる年齢のこどもと接する機会等が減少していることから、集団生活による教育・保育はこどもの育ちにとって大切な経験となります。また、学童期・思春期は、生きる力を育み、心身の調和のとれた発達を図り、社会を構成する主体として成長していく重要な時期となります。そのため、幼児期からの教育を一層充実していくなど、幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小中学校まで切れ目のない発達段階に応じた教育の推進が必要です。そして、こどもが学ぶ喜びや、確かな学力の向上を実感でき、豊かな人間性を育むための教育の場や環境整備が求められています。児童・生徒一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすため、多様なニーズに応じた特別支援教育の推進、教育相談体制の充実のほか、こどもたちの生きる力を育成する取り組みが必要です。

【施策の方向性】

（1）地域に開かれた学校づくりの推進

- 学校運営の透明性を高め、地域との連携による学校運営に努めます。
- 地域に開かれた学校教育の推進に努めるとともに、地域の人材等の社会資源を活用した教育を展開します。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------|---|-----------------|
| 学校運営協議会の設置 | 各小中学校に「学校運営協議会」を設置し、運営委員を務める地域住民と学校との連携による、よりよい学校運営を図ります。 | 教育推進課 |
| 運動会・文化祭など学校行事の公開 | 各小中学校で開催される運動会や文化祭等について、開催について地区に通知し、地域の方に来校してもらうことで、こどもたちの活躍する姿の地域への公開を図ります。 | 教育推進課 |
| 生きる力を育成する教育課程の編成 | こどもたち一人ひとりが確かな学力を身につけることに加えて、希望を持って未来を切り拓く生きる力を育成するための教育課程の編成に努めます。 | 教育推進課 |
| 新・放課後子ども総合プランの推進【再掲】 | 小学生が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて、小学校の敷地内における放課後児童会と放課後こども教室の一体的な実施に努めます。 | 生涯学習課 こども未来課 |

(2) 心を育てる教育の推進

- 道徳教育や人権教育の充実を通して、こどもたちが他者を思いやり、尊重する心の養成を推進します。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| こども人権教室の実施【再掲】 | こどもたちを対象に、人権擁護委員が友達と仲良くすることや相手を思いやることの大切さについて教える「こども人権教室」を実施し、こどもたちの豊かな心の養成を図ります。 | 行政課 |
| 道徳教育の推進 | 「考え議論する道徳」をテーマに、各小中学校で道徳教育全体計画を策定し、他者を尊重し、思いやる心を養う道徳教育を推進します。 | 教育推進課 |
| 「いのちの学習」の実施 | 小中学校の学級活動や保健体育の授業において、生命の尊さや自他を思いやる心について学ぶ「いのちの学習」を行います。 | 教育推進課 |
| 環境教育の推進 | 各学校におけるリサイクル活動の実践やごみ処理場の見学等の機会を通じて、こどもたちが環境や地球温暖化防止等について関心を持つことのできる教育を推進します。 | 教育推進課 |

(3) 読書活動の推進

- 読書を通じて感性や探求心を育み、豊かな人間性の形成が図られるよう、成長過程に応じた本にふれるさまざまな機会を通して、こどもたちによる自発的な読書活動を促進します。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| ブックファースト事業の実施 | 7か月育児教室において、乳児がはじめて本にふれる機会として、図書館司書や読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせと、絵本の贈呈を行います。 | 生涯学習課 |
| 読み聞かせの推進 | こどもたちが本にふれる機会として、小中学校において、読み聞かせボランティアによる読み聞かせ活動を行います。 | 生涯学習課 |
| 読み聞かせボランティアの養成 | 小中学校で読み聞かせ活動を行うボランティアを担う方を養成する「読み聞かせボランティア養成講座」を実施します。 | 生涯学習課 |
| おはなし会の開催 | 図書館において、読み聞かせボランティアや司書による読み聞かせを行うおはなし会を定期的で開催します。 | 生涯学習課 |
| 児童図書の収集・提供 | 学校と連携した学校図書資料や、図書館の児童図書の充実に努めます。 | 生涯学習課 |
| 電子図書館の導入※ | 電子図書館の導入により、利便性の向上と新たな図書館利用者の開拓、多様な読書推進を図るとともに、電子書籍の充実に努めます。 | 生涯学習課 |

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------|---|-------|
| こども読書推進講座の開催 | 本に関心を持ち、読書への意欲の向上を図るため、児童書や絵本の関係者による読み聞かせやワークショップを行う「こども読書推進講座」を行います。 | 生涯学習課 |
| 図書館体験事業の実施 | 読書や図書館への関心向上を図るため、図書館についての座学や本の貸出や返却、配架、読み聞かせなどの体験を行う「一日図書館員体験」を行います。 | 生涯学習課 |
| こども読書感想文コンクールの開催 | 読書を通じて、こどもたちの豊かな心の育成を図るため、小中学生を対象に、こども読書感想文コンクールを行います。 | 生涯学習課 |
| 学校での読書活動の推進 | 各学校において、児童・生徒へのおすすめの本の周知や読書キャンペーンの実施等を通じて、こどもたちによる読書活動の推進を図ります。 | 教育推進課 |

(4) 基礎学力の向上と個性を培う学校教育の推進

- 学級に支援員や指導員を配置することによって、学校生活への支援をはじめ、一人ひとりの習熟の程度に応じたきめ細かな指導を行い、児童・生徒一人ひとりの基礎学力の向上を図ります。
- 「生きる力」の育成に向けた総合的な学習の時間の充実を図り、児童・生徒の一人ひとりが心身の成熟感・充実感を味わいながら、個性と創造力を伸ばすことができる教育を推進していきます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|--|-------|
| 小学1・2年生支援員の配置 | 小学1・2年生のこどもたちの学びをサポートする生活・学習支援員を各学級に配置します。 | 教育推進課 |
| 少人数学習指導の実施 | 小中学校において、一人ひとりのこどもたちに配慮した指導が可能となるよう、少人数学習指導や一人の教諭が授業を進め、もう一人の教諭が授業の理解をサポートするTT（チームティーチング）指導を行います。 | 教育推進課 |
| 総合的な学習の時間の充実 | 小中学校がそれぞれの校区の特性やこどもの実態に応じ、国際理解、情報、環境、福祉等の課題、児童・生徒の興味関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題等を踏まえ、創意・工夫を凝らした教育実践を展開します。 | 教育推進課 |
| 特別支援教育補助員・教育指導員及び特別支援学級補助員の配置【再掲】 | 障がいのある児童・生徒をはじめとする、特別支援学級に通う児童・生徒の学校での学びをサポートする特別支援教育補助員・教育指導員、特別支援学級補助員を小中学校に配置します。 | 教育推進課 |

基本施策2 こどもが多様な経験を積める環境の整備

急速な少子化の進行や、地域コミュニティの希薄化等により、こどもが社会生活を通して必要なことを学ぶ機会が減ってきています。本町では、こどもが遊びや体験を通して、自分で考え、選択する力を身につけられるよう、自然とのふれあい等の多様な体験活動や、地域の人々との交流を図るためのイベント等の機会を提供しています。また、スポーツや文化・芸術、ボランティア活動等、こどもがさまざまな分野に興味を持って経験を積み、家庭や学校の授業だけでは学ぶことのできない力を身につけられるような取り組みの充実を図っています。今後も、学校、地域、関係機関等と連携しながら、豊かな感性と社会性を学ぶ場を提供することで、こどもの健やかな成長を支える環境づくりが必要です。

【施策の方向性】

(1) こどもの地域活動・ボランティア活動への参加促進

- こどもたちが地域づくりに資する活動やボランティア活動に参加する機会を充実させることで、地域への愛着と福祉の心の養成を図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------------|--|---------|
| 生涯学習推進地域づくり活動事業の実施 | 生涯学習の推進を図るため、各区から推薦される地域づくり活動委員と連携・協働しながら、地域づくりに参画する機会を提供していきます。 | 生涯学習課 |
| ボランティアサポートスタッフ（中学生）の育成 | 中学生を対象に、地域においてボランティア活動を担う「ボランティアサポートスタッフ」を務める人材を募集し、ボランティア活動の機会を提供していきます。 | 社会福祉協議会 |
| ボランティア体験講座の開催 | 児童・生徒に対し、夏休み等の長期休暇の期間においてさまざまなボランティア活動を体験することのできる講座を開催します。 | 社会福祉協議会 |
| 中学生体験学習の推進 | 町内の福祉施設や保育所（園）、中学校と連携し、中学生が福祉体験を行う機会を提供します。 | 社会福祉協議会 |
| 福祉教育実践校の指定 | 児童・生徒の福祉に対する関心向上を図るため、町内の小中学校及び高校を「福祉教育実践校」として指定し、町内の福祉団体や専門職と連携した福祉教育を行います。 | 社会福祉協議会 |

(2) 青少年活動・交流活動の活性化

- 各地区の子ども会が実施する活動の充実に努めます。
- こどもたちが地域交流や世代間交流等の多様な交流を行うことのできる機会の充実に努めます。
- こどもたちが、仲間と協力し合いながら物事に取り組むことで、自主性や協調性、探求心等を育むことのできる教育機会を充実させます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------|---|--------|
| 子ども会育成連合会・単位子ども会への支援 | 町の子ども会の育成と、こどものための活動支援、活動の企画・運営を行う子ども会育成連合会の活動を支援します。 | 生涯学習課 |
| 子ども会リーダーの育成 | 子ども会の活動において、指導者とこどもたちの中間的な役割を担う中学生・高校生リーダー（子ども会リーダー）を養成するとともに、積極的な活動への参画を支援します。 | 生涯学習課 |
| 少年少女（はぴはぴ）サークルの実施 | 町内の小中学生を対象に、さまざまな遊びや文化活動等のサークル活動を実施する少年少女（はぴはぴ）サークルを開催するとともに、実施内容の充実を図ります。また、1年間の活動の成果や普段の活動について発表するイベントを開催します。 | 生涯学習課 |
| こども体験講座の開催 | こどもたちの長期休暇の期間において、こどもたちがものづくりや親子そろっての実験等を行うことができる体験講座を開催します。 | 生涯学習課 |
| わんぱく通学合宿の実施 | こどもたちが、学校や家庭を離れた環境で仲間と協力しながら、自分たちの力で生活体験を行うことにより、日常生活に必要な生活能力の獲得と協力し合う心の育成を図る「わんぱく通学合宿」を実施します。 | 生涯学習課 |
| 宇宙の学校の開催 | 親子で実験工作と家庭学習に取り組む講座「宇宙の学校」を開催し、こどもの考える力と探求心の養成を図ります。 | 生涯学習課 |
| 園児による高齢者施設訪問 | 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の園児による地域での多世代交流の一環として、町内の高齢者施設への訪問を実施します。 | こども未来課 |
| 水生生物観察会の開催 | こどもたちが自然や生き物について学ぶ機会として、桃沢川の清流を楽しみながら、水生生物の採取・観察を行うイベントを開催します。 | くらし環境課 |

(3) 文化・スポーツ活動環境の充実

- 次代を担う子どもたちの、文化芸術への関心の向上を図るため、鑑賞・体験等の芸術にふれる機会を充実させます。
- 子どもたち一人ひとりが、個々の体力や個性に応じて身体を動かし、身近なスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、多様なスポーツを体験できる機会を充実させます。
- 身近な遊び場である公園・広場等の整備に努め、子どもたちが気軽に集まり、思い切り身体を動かして遊べる環境づくりを図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|---------------------------------|---|-------------------|
| 少年少女（はぴはぴ）サークルの実施【再掲】 | 町内の小中学生を対象に、さまざまな遊びや文化活動等のサークル活動を実施する少年少女（はぴはぴ）サークルを開催するとともに、実施内容の充実を図ります。また、1年間の活動の成果や普段の活動について発表するイベントを開催します。 | 生涯学習課 |
| 文化芸術鑑賞・体験事業の推進 | 子どもたちの文化芸術への関心を高める機会として、「長泉町民文化祭」、「ながいずみ美術展」、「長泉ピアノマラソン」等を開催するとともに、子どもたちの積極的な参加に向けた周知・内容の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| 桃沢工芸村での各種体験講座の開催 | 町内の体験型施設「桃沢工芸村」において、子どもを対象とした陶芸体験や木工体験等の体験講座を開催します。 | 健康増進課 |
| カラダフェスタの開催※ | 誰もが気軽に立ち寄り楽しめる、自身の体を知り自身に合った健康づくりにつなげることを目的としたカラダフェスタを開催し、子どものスポーツに関する体験ができる機会を提供します。 | 健康増進課 |
| スポーツ推進委員の派遣 | 子どもを対象としたスポーツ教室の開催や、学校及び地域団体へのスポーツ推進委員の派遣により、身体を動かすことを楽しむ環境づくりを図ります。 | 健康増進課 |
| スポーツ指導者等の育成 | 子どもたちがスポーツに親しむ機会の拡充を図るため、地域でさまざまなスポーツに関わる専門の人材であるスポーツ指導者等の育成を行います。 | 健康増進課 |
| 総合型地域スポーツクラブ「ながいずみ健康わくわくクラブ」の充実 | 子どもを含む町民の運動習慣の定着を図るため、また、地域の指導者等の町民主体による自主的なスポーツ活動の促進を図るため、初心者の方でも参加可能な多様なスポーツ教室を実施し、町民ニーズを踏まえながら各種教室の充実を図ります。 | 健康増進課 (スポーツ協会) |
| スポーツ少年団への支援 | 「長泉町スポーツ少年団補助金交付要綱」に基づき、町からスポーツ少年団に対し補助金を交付します。また、各少年団について広く周知し、参加者の拡大を支援します。 | 健康増進課 (スポーツ協会) |
| スポーツ少年団の育成 | 小中学校を通じて、町内で活動しているスポーツ少年団の団員募集を行い、各少年団の活発な活動を支援します。 | スポーツ協会 |

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-----------|---|----------------|
| 地区公園の維持管理 | こどもたちの遊び場となる公園の遊具等の計画的な整備・修繕・環境保全を行います。 | 工事管理課 |
| 身近な広場の整備 | こどもたちが、家から気軽に通い、集まることのできる広場を整備します。 | 建設計画課 工事管理課 |

(4) こどもの声を町政に活かす取り組みの推進

- こどもたちが、日ごろ考えていることや町に対する要望、将来の夢等について声を届けることのできる機会の充実を図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------|---|--------|
| こどもの意見聴取の実施 ※ | 「こども大綱」の示す方向性に沿って、町内の小中学生、高校生が町の取り組みなどに対する意見を表明できる機会の創出を図り、聴取した意見の施策への反映について検討していきます。 | こども未来課 |
| 「わたしの主張大会」の開催 | 町内の小中学生、高校生が日ごろ、さまざまな視点で考え、感じたことを主張、発表する「わたしの主張大会」を開催し、青少年の健全育成と、地域の青少年への理解促進を図ります。 | 生涯学習課 |

基本施策3 こどもを安心して産み育てられる環境の構築

子育て世帯に限らず、全ての人々の暮らしにおいて、道路や交通、防犯、まちのバリアフリー化等、安全で安心な環境は必要不可欠なものです。また、子育て世帯においては、身近な生活環境である道路や公共施設の整備のほか、こどもの安全な遊び場の維持管理など、子育て世帯の視点に立った取り組みが求められています。さらには、昨今こどもが巻き込まれる事故や犯罪が大きく取り上げられることもあり、その防止対策の充実を図る必要性が高まっています。本町では、自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築しています。今後も、こどもの安全を守るためにも、地域住民の力を借りながら見守り活動を推進していくとともに、交通安全や防犯に関する講座や指導をより充実させるなど、こどもや保護者が安全・安心に過ごせるような環境の整備を図ることが必要です。また、こどもたちが犯罪に関わらないための啓発活動等についても推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

(1) こどもの問題行動の防止・支援

- いじめや不登校等に苦しむ児童・生徒の悩み・不安を受け止め、こども・保護者・学校のそれぞれに対し、必要なアプローチをとることのできる相談支援体制の整備に努めます。
- 外部講師の活用も含めて、児童・生徒の心と身体の健康について周知するとともに、飲酒・喫煙・薬物・エイズ・性感染症等に関する正しい知識の普及を図ります。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------------|---|-------|
| 心の教室相談員の配置 | 中学校に心の教室相談員を配置し、いじめや不登校等の悩みを抱える生徒への相談支援を行います。 | 教育推進課 |
| スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】 | 社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを小中学校に配置し、不登校や発達障がい、児童虐待などの課題を持つこどもと保護者に対する相談支援を行います。 | 教育推進課 |
| スクールカウンセラーの巡回 | 悩みや不安を抱える児童・生徒の観察・相談支援や保護者へのカウンセリングを行うとともに、教職員等への相談支援や情報提供等を行うスクールカウンセラーが各小中学校を巡回し、児童・生徒、保護者、教職員へのケアにあたります。 | 教育推進課 |
| 保健室における相談の実施 | 小中学校の保健室において、養護教諭・養護教員が児童・生徒が抱える不安・悩みへの相談支援を行い、心のケアに努めます。 | 教育推進課 |
| 薬学講座の実施 | 小中学校において、薬剤師による薬学講座を実施し、飲酒・喫煙・薬物が身体に与える影響に対する児童・生徒への理解促進を図ります。 | 教育推進課 |

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|----------------|--|----------------|
| 学級活動・保健指導の充実 | 学級活動や保健体育の授業において、飲酒・喫煙・薬物・エイズ・性感染症等に関する資料を効果的に活用し、正しい知識を養い、判断力を高めます。 | 教育推進課 |
| 学校における生徒指導の実施 | 各学校において発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導を行いながら、児童・生徒のいじめや問題行動の、早期発見・対応に努めます。 | 教育推進課 |
| 生徒指導連絡協議会の実施 | 生徒指導連絡協議会を定期的の実施し、学校・警察・地域・関係機関との情報共有・協議を行い、こどもたちの健全育成を図ります。 | 教育推進課 |
| 青少年相談事業の実施【再掲】 | いじめ・不登校・子育て・健康等さまざまな悩みを抱える青少年と保護者への相談支援を行います。 | 生涯学習課 |
| 声掛け運動の展開【再掲】 | 青少年補導員によって実施する補導活動を通じて、地域のこどもたちへの声掛け活動を展開していきます。 | 生涯学習課 |
| 青少年補導の実施 | 青色防犯パトロール車によるパトロールや地域の見回りを通じて、町内全域での巡回・補導を行います。 | 生涯学習課 |
| 青少年を守る家・店の登録 | 青少年を事件や事故から守るための緊急避難所である「青少年を守る家」・「青少年を守る店」の拡充と、青少年への周知に努めます。 | 生涯学習課 地域防災課 |

(2) バリアフリーのまちづくり

- ベビーカーを使用する保護者やこどもも安心して歩くことのできる、十分な広さのある歩道の整備や、誰にとっても利用しやすい道路・公園・施設の整備に努めます。
- 乳児の世話を行うことのできる施設の拡充を通して、子育て家庭が安心して外出できるまちづくりを推進します。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|--------------------------------|--|----------------|
| ゆずりあい駐車場事業の推進 | 公共施設等にあるゆずりあい駐車場の利用を必要とする妊産婦の方や障がいのある児童・生徒のいる家庭等に対し、利用証を交付します。 | 福祉保険課 |
| バリアフリー新法に関連する条例・規則に基づく道路、公園の整備 | 町内の道路を整備する際は、ベビーカーや車椅子等の使用に配慮した歩道の幅員の確保に努めます。また、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの考え方に基づく公園の整備を行います。 | 建設計画課 工事管理課 |
| ベビーステーション事業の推進 | 子育て世帯が安心して外出できる環境づくりを図るため、おむつ換えや授乳を行うスペース、ミルク用のお湯の提供など、ベビーステーションの要件を満たした施設の拡充を図ります。 | こども未来課 |

(3) 安全で住みよいまちづくり

- 生活空間における暗がりの解消や交通事故の減少に向けた取り組みとして、防犯灯の設置や交通安全施設の適切な維持管理等を通じて、子どもだけでなく誰もが安心して外出できるまちづくりを図ります。
- 子どもを交通事故等の被害から守るため、交通安全教室の実施やシートベルト・チャイルドシートなどの使用に向けた啓発を通じて、子どもと保護者をはじめとする町民全体の交通安全意識の高揚を図ります。
- 子どもを犯罪の被害から守るため、地域におけるパトロールや学校における防犯体制の充実に努めます。

【 施策の内容 】

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|------------------------|---|-----------------|
| 交通安全教育の推進 | 幼稚園・保育所（園）・認定子ども園を対象に、交通安全指導員と町交通指導員との共同による交通安全教室を実施し、子どもたちの交通安全意識の向上を図ります。また、自転車に乗る時のヘルメット着用の重要性や電動モビリティに関する知識について、警察と連携しながら周知・啓発を図っていきます。 | 地域防災課 |
| シートベルト・チャイルドシート等の使用の推進 | 交通安全教室等の機会を通じて、乳幼児・小学生及びその保護者に対し、適切なチャイルドシート・ジュニアシート・シートベルトの使用について周知・啓発します。 | 地域防災課 |
| 交通安全施設の整備 | 車道と歩道の区別をわかりやすくする「グリーンベルト」やカーブミラーなどの交通安全施設について、各自治会からの要望や町の設置基準に照らして整備・修繕を行います。 | 地域防災課 |
| 防犯灯の設置 | 各地区（各自治会）の協力を得て、LED型防犯灯の新設や老朽化した防犯灯の改修を進めていきます。 | 地域防災課 |
| こどもの犯罪等の情報提供 | 不審者等に関する情報は警察と連携し、緊急情報メール配信等各種SNSを活用して情報提供を行います。 | 地域防災課 |
| 防犯講習会の開催 | 裾野警察署管内防犯協会と協力して、幼稚園・保育所（園）・認定子ども園・小学校において防犯教室を開催します。 | 地域防災課 |
| 地域防犯活動の推進 | 地域防犯活動の主体的役割を担う地域安全推進員において、青色防犯パトロールや子どもを見守る活動を推進します。 | 地域防災課 |
| 地区安全会議活動の推進 | 区長や関係団体等によって構成される地区安全会議を小学校区ごとに設置し、犯罪防止に向けた見守り活動や防犯パトロールを実施します。 | 地域防災課 |
| 防犯ブザーの配付、利用の指導 | 小学校入学時の記念品として防犯ブザーを児童に贈呈するとともに、正しい使い方についての指導を行います。 | 教育推進課 |
| スクールガードボランティアの活用 | スクールガードボランティアによる、各小中学校の敷地内や通学路等のパトロールを通じて、子どもたちの安全確保を図ります。 | 教育推進課 |
| 緊急連絡メールの活用 | 学校等メール連絡システム及び公立の幼稚園・保育所（園）・認定子ども園における保育業務支援システムを活用し、緊急時における保護者への連絡を行います。 | 教育推進課 子ども未来課 |

| 施策 | 施策の内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|-------|
| 有害図書自動販売機 追放運動の推進 | 町内に有害図書を販売する自動販売機が設置された際に、 関係機関との連携のもと対応を行います。 | 生涯学習課 |
| 有害図書・玩具類等の 販売先への立入調査 | 有害している図書や玩具類等を販売している店舗が確認され た際は、立ち入り調査と指導を実施します。 | 生涯学習課 |

第5章 各事業の量の見込み及び確保の方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、自治体は教育・保育を提供するために、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や施設の整備状況等から、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

第2期計画までの考えを踏襲し、本計画においても、町全体を1つの区域として設定します。

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の推計の考え方

(1) 「量の見込み」を算出する項目

「量の見込み」を算出する教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業は以下のとおりです。

●教育・保育●

- ① 1号認定（3～5歳）
- ② 2号認定（3～5歳）
- ③ 3号認定（0～2歳）

●地域子ども・子育て支援事業●

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| ①延長保育事業 | ②放課後児童健全育成事業 |
| ③子育て短期支援事業 | ④地域子育て支援拠点事業 |
| ⑤一時預かり事業 | ⑥病児・病後児保育事業 |
| ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | |
| ⑧利用者支援事業 | ⑨妊婦健康診査事業 |
| ⑩乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪養育支援訪問事業 |
| ⑫子育て世帯訪問支援事業※ | ⑬児童育成支援拠点事業※ |
| ⑭親子関係形成支援事業※ | ⑮産後ケア事業※ |
| ⑯妊婦等包括相談支援事業※ | ⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※ |
| ⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |

※マークの事業は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により、本計画から新たに地域子ども・子育て支援事業に盛り込まれた事業

(2) 推計の手順

令和7年度から令和11年度までの計画期間中に必要となる子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計は、国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月）』に基づいて、以下の方法により算出しました。

また、過去の実績と、推計した量の見込みの乖離が大きい事業については、実績値をもとに推計値を補正しています。

- ① 計画期間中の各年度における年齢別のこどもの数を推計
- ② ニーズ調査の調査結果を家庭類型※ごとに分類し、各類型において事業の利用意向を算出
- ③ ①と②を掛け合わせることで各年度における量の見込みを推計



※家庭類型

各家庭における保育の必要性に基づいた集計を行うため、両親の就労状況等に基づいて、以下の8類型に区分しました。その際には、将来的な就労希望等も考慮して、適当な保育施設等がないために就労できない等の事情も組み入れています。

教育・保育における認定区分との関係は以下のとおりです。

保育の必要性が高い家庭類型（2号認定・3号認定）… A・B・C・E

保育の必要性が低い家庭類型（1号認定）…………… C'・D・E'・F

| | |
|-------|---------------------------|
| タイプA | ひとり親家庭 |
| タイプB | 両親ともにフルタイム勤務 |
| タイプC | 片親がフルタイムで片親が一定時間以上のパート勤務 |
| タイプC' | 片親がフルタイムで片親が一定時間未満のパート勤務 |
| タイプD | 片親が働いており、片親が専業主婦（夫） |
| タイプE | 両親ともに一定時間以上のパート勤務 |
| タイプE' | 両親ともにパート勤務でいずれかの勤務時間が一定未満 |
| タイプF | 両親ともに無職 |

(3) 計画期間中のこどもの数の見込み

子ども・子育て支援事業計画において定める事業の対象となる、0～17歳のこどもの人口を推計した結果は以下のとおりとなっています。

【計画期間中のこどもの数の推計結果】

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳 | 377 | 377 | 376 | 373 | 374 |
| 1歳 | 385 | 388 | 388 | 387 | 384 |
| 2歳 | 358 | 375 | 378 | 378 | 377 |
| 3歳 | 411 | 359 | 376 | 379 | 379 |
| 4歳 | 389 | 408 | 357 | 374 | 377 |
| 5歳 | 424 | 391 | 410 | 359 | 376 |
| 6歳 | 429 | 417 | 384 | 403 | 352 |
| 7歳 | 477 | 426 | 415 | 382 | 401 |
| 8歳 | 406 | 472 | 422 | 411 | 378 |
| 9歳 | 464 | 406 | 472 | 422 | 411 |
| 10歳 | 447 | 465 | 407 | 472 | 423 |
| 11歳 | 451 | 447 | 465 | 407 | 472 |
| 12歳 | 469 | 447 | 443 | 461 | 403 |
| 13歳 | 465 | 468 | 447 | 443 | 461 |
| 14歳 | 476 | 469 | 472 | 451 | 447 |
| 15歳 | 431 | 472 | 465 | 469 | 448 |
| 16歳 | 511 | 434 | 475 | 468 | 472 |
| 17歳 | 471 | 511 | 434 | 475 | 468 |
| 0～17歳合計 | 7,841 | 7,732 | 7,586 | 7,514 | 7,403 |
| 0～5歳合計 | 2,344 | 2,298 | 2,285 | 2,250 | 2,267 |
| 6～11歳合計 | 2,674 | 2,633 | 2,565 | 2,497 | 2,437 |
| 12～17歳合計 | 2,823 | 2,801 | 2,736 | 2,767 | 2,699 |

※コーホート変化率法（同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を算出し、変化率に基づいて将来人口を推計する方法）に基づいて算出

(4) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

本町における教育・保育事業については、今後、国における幼児教育・保育の施策動向や町の施策に係る影響等を踏まえて、公立施設の運営形態の検討や民間施設との情報共有・連携を図りながら整備を進めていきます。

今回、令和7年度から令和11年度における本町の教育・保育事業については、各認定区分に応じた量を以下のとおり見込み、確保策を定めました。

教育・保育事業の認定区分は以下のとおりです。

| 認定区分 | 対象年齢 | 利用目的 | 保育の必要性 | 利用先 |
|------|------|------|--------|--------------------------------|
| 1号認定 | 3～5歳 | 主に教育 | 低い | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 | | | 高い | |
| 3号認定 | 0～2歳 | 主に保育 | | 保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業所 等 |

- **1号認定** …保育の必要性が低く、幼稚園や認定こども園の利用が認定されている満3歳以上のこども
- **2号認定** …保育の必要性が高く、保育所（園）や認定こども園の利用が想定されている満3歳以上のこども
- **3号認定** …保育の必要性が高く、保育所（園）や認定こども園、地域型保育事業所等の利用が想定されている満3歳未満のこども

(1) 教育事業【1号認定・2号認定(教育)】

【事業内容】

満3歳以上の就学前のこどものうち、保育の必要性が低いとされるこどもを対象に、幼稚園や認定こども園等にて日中の教育を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

| | 推計 | | | | |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 699 | 661 | 652 | 635 | 646 |
| 1号認定 | 434 | 410 | 405 | 394 | 401 |
| 2号認定(教育ニーズ) | 265 | 251 | 247 | 241 | 245 |
| ②確保の内容 | 831 | 831 | 831 | 831 | 831 |
| 特定教育・保育施設 | 501 | 501 | 501 | 501 | 501 |
| 施設給付でない幼稚園 | 330 | 330 | 330 | 330 | 330 |
| 差(②-①) | 132 | 170 | 179 | 196 | 185 |

【確保の方策】

量の見込みに対して、確保の内容は十分な量があります。

(2) 保育事業【2号認定(保育)】

【事業内容】

満3歳以上の就学前のこどものうち、保育の必要性が高いとされるこどもを対象に、保育所(園)や認定こども園等にて日中の保育を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

| | 推計 | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 513 | 486 | 479 | 466 | 475 |
| ②確保の内容 | 618 | 618 | 618 | 618 | 618 |
| 特定教育・保育施設 | 592 | 592 | 592 | 592 | 592 |
| 企業主導型保育施設 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 認可外保育施設 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 差(②-①) | 105 | 132 | 139 | 152 | 143 |

【確保の方策】

量の見込みに対して、確保の内容は十分な量があります。

(3) 保育事業【3号認定(0～2歳児)】

【事業内容】

満3歳未満の就学前のこどものうち、保育の必要性が高いとされるこどもを対象に、保育所(園)や認定こども園等にて日中の保育を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)

| 0歳児 | 推計 | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 105 | 105 | 104 | 104 | 104 |
| ②確保の内容 | 113 | 113 | 113 | 113 | 113 |
| 特定教育・保育施設 | 68 | 68 | 68 | 68 | 68 |
| 地域型保育事業所 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 |
| 企業主導型保育施設 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 認可外保育施設 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 差(②-①) | 8 | 8 | 9 | 9 | 9 |

| 1歳児 | 推計 | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 175 | 177 | 177 | 176 | 175 |
| ②確保の内容 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| 特定教育・保育施設 | 113 | 113 | 113 | 113 | 113 |
| 地域型保育事業所 | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| 企業主導型保育施設 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 認可外保育施設 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 差(②-①) | 5 | 3 | 3 | 4 | 5 |

| 2歳児 | 推計 | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 191 | 200 | 202 | 202 | 201 |
| ②確保の内容 | 229 | 229 | 229 | 229 | 229 |
| 特定教育・保育施設 | 139 | 139 | 139 | 139 | 139 |
| 地域型保育事業所 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 |
| 企業主導型保育施設 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 認可外保育施設 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 差(②-①) | 38 | 29 | 27 | 27 | 28 |

【確保の方策】

量の見込みに対して、確保の内容は量を満たしていますが、保育ニーズの高まりにより、3号認定も高止まりとなっていることからその動向を注視するとともに、待機児童ゼロを維持するための取り組みを継続していきます。

【保育利用率】

3号認定（0～2歳）のこどもの数全体に占める、教育・保育事業の利用定員数の割合（保育利用率）は以下の通りです。

| | 推計 | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 0～2歳人口（人） | 1,120 | 1,140 | 1,142 | 1,138 | 1,135 |
| 利用定員数（人） | 522 | 522 | 522 | 522 | 522 |
| 保育利用率 | 46.6% | 45.8% | 45.7% | 45.9% | 46.0% |

（5）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①延長保育事業

【事業内容】

保育所（園）・認定こども園において、保育時間（標準時間11時間、短時間8時間）を超えた時間に、こどもを預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人／年）

| | 推計 | | | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 290 | 284 | 282 | 278 | 280 |
| ②確保の内容 | 981 | 981 | 981 | 981 | 981 |
| | 13箇所 | 13箇所 | 13箇所 | 13箇所 | 13箇所 |
| 差（②－①） | 691 | 697 | 699 | 703 | 701 |

【確保の方策】

実施している保育所（園）・認定こども園及び地域型保育事業所に入所している園児全員を事業の対象としていることから、十分なサービスの提供が可能です。

②放課後児童健全育成事業

【事業内容】

就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後や学校休業中に専用の施設や空き教室を活用し、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

| 町全体 | 推計 | | | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 594 | 633 | 628 | 628 | 598 |
| 1年生 | 188 | 182 | 168 | 176 | 153 |
| 2年生 | 196 | 176 | 171 | 158 | 165 |
| 3年生 | 105 | 163 | 147 | 142 | 131 |
| 4年生 | 69 | 62 | 96 | 86 | 84 |
| 5年生 | 32 | 40 | 35 | 56 | 49 |
| 6年生 | 4 | 10 | 11 | 10 | 16 |
| ②確保の内容 | 660 | 660 | 660 | 660 | 660 |
| | 10箇所 | 10箇所 | 10箇所 | 10箇所 | 10箇所 |
| 差(②-①) | 66 | 27 | 32 | 32 | 62 |

【確保の方策】

保育へのニーズの高まりに合わせて、本事業の利用ニーズの高まりがみられていることから、令和4年度に長泉小学校区の定員を拡大し、提供体制の充実を図っています。

本計画期間中においても、長泉小学校区においては引き続き高い利用ニーズが見込まれることから、必要に応じて、実施施設や指導員の確保を通じた提供体制の拡大について検討していくとともに、夏季休業期間限定の受け入れを行うなど、一時的な利用ニーズの高まりへの対応を図ります。

(単位：人)

| 長泉小学校区 | 推計 | | | | |
|--------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 227 | 239 | 235 | 231 | 221 |
| 1年生 | 74 | 72 | 66 | 69 | 60 |
| 2年生 | 75 | 67 | 66 | 60 | 63 |
| 3年生 | 41 | 62 | 56 | 54 | 50 |
| 4年生 | 25 | 22 | 33 | 29 | 29 |
| 5年生 | 11 | 12 | 10 | 16 | 14 |
| 6年生 | 1 | 4 | 4 | 3 | 5 |
| ②確保の内容 | 240 4箇所 | 240 4箇所 | 240 4箇所 | 240 4箇所 | 240 4箇所 |
| 差(②-①) | 13 | 1 | 5 | 9 | 19 |

| 南小学校区 | 推計 | | | | |
|--------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 171 | 184 | 185 | 188 | 178 |
| 1年生 | 48 | 46 | 43 | 45 | 39 |
| 2年生 | 53 | 48 | 46 | 43 | 45 |
| 3年生 | 33 | 49 | 44 | 43 | 39 |
| 4年生 | 23 | 22 | 33 | 30 | 29 |
| 5年生 | 12 | 16 | 15 | 23 | 20 |
| 6年生 | 2 | 3 | 4 | 4 | 6 |
| ②確保の内容 | 200 3箇所 | 200 3箇所 | 200 3箇所 | 200 3箇所 | 200 3箇所 |
| 差(②-①) | 29 | 16 | 15 | 12 | 22 |

| 北小学校区 | 推計 | | | | |
|--------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 196 | 210 | 208 | 209 | 199 |
| 1年生 | 66 | 64 | 59 | 62 | 54 |
| 2年生 | 68 | 61 | 59 | 55 | 57 |
| 3年生 | 31 | 52 | 47 | 45 | 42 |
| 4年生 | 21 | 18 | 30 | 27 | 26 |
| 5年生 | 9 | 12 | 10 | 17 | 15 |
| 6年生 | 1 | 3 | 3 | 3 | 5 |
| ②確保の内容 | 220 3箇所 | 220 3箇所 | 220 3箇所 | 220 3箇所 | 220 3箇所 |
| 差(②-①) | 24 | 10 | 12 | 11 | 21 |

③子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の病気や仕事等の理由により家庭でこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、施設等で一定期間の預かりや支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

| | 推計 | | | | |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| ②確保の内容 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

2箇所の施設において本事業の実施体制を確保しており、量の見込みに対する対応が可能です。また、本事業における利用対象者が拡大されていることから、実施体制の確保や適切な周知を図っていきます。

④地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

こどもの自由な遊びや仲間づくりの場を提供するとともに、子育て世帯が気軽に集い、保護者同士の交流や子育てに関する不安や悩みを相談することができる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人回／年)

| | 推計 | | | | |
|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 45,957 | 45,055 | 44,800 | 44,114 | 44,447 |
| ②確保の内容 | 55,500 | 55,500 | 55,500 | 55,500 | 55,500 |
| | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 |
| 差(②-①) | 9,543 | 10,445 | 10,700 | 11,386 | 11,053 |

【確保の方策】

町内3箇所の地域子育て支援拠点（パルながいずみ・みかんちゃん・ちえりーぶらっさむ）において、本事業を実施しています。確保の内容は、利用実績をもとに算出しており、量の見込みに対し十分な量があります。

⑤一時預かり事業

【事業内容】

幼稚園・認定こども園の在園児を対象にしたものと、それ以外のものがあります。幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした一時預かりは、教育時間終了後に預かりを行います。それ以外のものについては、保護者の急病などにより、緊急かつ一時的に保育が必要となる場合や、育児疲れの解消や私的な理由で一時的な保育が必要となる場合など、理由を問わずこどもを預かる事業で、こども交流センターや民間保育所（園）等で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

1. 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり

(単位：人日/年)

| | 推計 | | | | |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 41,418 | 39,185 | 38,677 | 37,628 | 38,305 |
| 1号認定の利用 | 3,717 | 3,517 | 3,471 | 3,377 | 3,438 |
| 2号認定の利用 | 37,701 | 35,668 | 35,206 | 34,251 | 34,867 |
| ②確保の内容 | 166,200 | 166,200 | 166,200 | 166,200 | 166,200 |
| | 9箇所 | 9箇所 | 9箇所 | 9箇所 | 9箇所 |
| 差(②-①) | 124,782 | 127,015 | 127,523 | 128,572 | 127,895 |

2. その他（在園児対象型を除く）の施設における一時預かり

(単位：人日/年)

| | 推計 | | | | |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 3,890 | 3,814 | 3,792 | 3,734 | 3,762 |
| ②確保の内容 | 5,448 | 5,448 | 5,448 | 5,448 | 5,448 |
| | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 | 4箇所 |
| 差(②-①) | 1,558 | 1,634 | 1,656 | 1,714 | 1,686 |

【確保の方策】

在園児を対象とした一時預かり・その他の一時預かりともに確保の内容は定員に開所日数を乗じて算出した数値であり、最大限利用されたことを想定した量であるため、この量と同等の利用ニーズが発生するとは限りません。いずれも量の見込みに対して、十分なサービスの提供が可能です。

⑥病児・病後児保育事業

【事業内容】

就労等の理由により保護者が病気の児童を家庭で保育することが困難な場合に、病院等において一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

| | 推計 | | | | |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 511 | 502 | 494 | 484 | 479 |
| ②確保の内容 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 差(②-①) | 689 | 698 | 706 | 716 | 721 |

【確保の方策】

病院内の病児保育室における、本町の児童による利用を想定した定員を確保の内容としています。量の見込みに対して、確保の内容は十分な量があります。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

子育てを援助したい方と子育てを応援して欲しい方が会員となり、小学6年生までの児童を対象に、保育所（園）や習い事への送迎、保育所（園）・小学校の終業時刻前後にこどもを預かるなどの助け合いを会員間で相互に行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

| | 推計 | | | | |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 1,308 | 1,288 | 1,255 | 1,221 | 1,192 |
| ②確保の内容 | 1,630 | 1,630 | 1,630 | 1,630 | 1,630 |
| 差(②-①) | 322 | 342 | 375 | 409 | 438 |

【確保の方策】

量の見込みに対して、確保の内容は十分な量があります。十分なサービス提供体制の充実を図るため、子育て家庭へのサポートを行う協力会員の確保に努めます。

⑧利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者、妊婦等の身近な場所において、教育・保育・保健・その他の子育て支援の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施することにより、利用者のニーズに合う適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所)

| | | 推計 | | | | |
|---------------------------------------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 基本型 | ①量の見込み | 0 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | ②確保の内容 | 0 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定型 | ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | ②確保の内容 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| セコ ン ド も 家 型 庭 | ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | ②確保の内容 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

特定型は子ども交流センター「パルながいずみ」に配置している子育てコンシェルジュを、子ども家庭センター型は健康増進課内及び子ども未来課内に設置している子ども家庭センターを確保の内容とします。

また、町内3箇所の地域子育て支援拠点施設を活用することで、基本型（地域子育て相談機関）の実施設として運用できるよう調整を図ります。

⑨ 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊婦と胎児の健康・発育状態を医師等が確認し、異常の早期発見や早期対応を図り、妊娠各期に応じた保健指導を受ける機会を確保することで、安心して妊娠期間を過ごし、出産を迎えられるよう健康診査を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人回／年)

| | 推計 | | | | |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 5,278 | 5,278 | 5,264 | 5,222 | 5,236 |
| ②確保の内容 | 5,278 | 5,278 | 5,264 | 5,222 | 5,236 |
| 差 (②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

量の見込み・確保の内容ともに人口推計結果をもとに設定していますが、本事業は全ての妊婦を対象としている事業であるため、確保の内容を上回る量の見込みにも対応可能な実施体制の整備を図ります。

本事業は、安全・安心な出産と子育ての開始において必要不可欠な事業であることから、対象となる妊婦の確実な受診につながるよう、受診勧奨を行います。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

乳児の健やかな成長と子育て世帯の安心を支えるため、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に保健師等が訪問し、こどもの発育や育児についての相談、町の母子保健事業の説明などを行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人/年)

| | 推計 | | | | |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 377 | 377 | 376 | 373 | 374 |
| ②確保の内容 | 377 | 377 | 376 | 373 | 374 |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

量の見込み・確保の内容ともに人口推計結果をもとに設定していますが、本事業は乳児のいる全ての世帯を対象としている事業であるため、確保の内容を上回る量の見込みにも対応可能な実施体制の整備を図ります。

乳児の望ましい養育環境の確保を図るため、訪問を通じた養育状況の把握や子育てに関する助言・指導、支援を必要とする子育て家庭への継続的なサポートに努めます。

⑪養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援を必要とする家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、家庭での適切な養育環境の確保を図る事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人/年)

| | 推計 | | | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| ②確保の内容 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

量の見込みに応じた保健師等の訪問による対応を想定していることから、確保の内容は量の見込みと同数としますが、確保の内容を上回る量の見込みにも対応可能な実施体制の整備を図ります。

⑫子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴・助言を行うとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

| | 推計 | | | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| ②確保の内容 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

量の見込みは、こども家庭センター等における相談事業の対応実績をもとに設定しています。なお、確保の内容は、事業者による実施体制の整備を想定していることから、量の見込みと同数としますが、確保の内容を上回る量の見込みにも対応可能な実施体制の調整を図ります。

⑬児童育成支援拠点事業

【事業内容】

家庭や学校に居場所のない児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、児童や家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

| | 推計 | | | | |
|--------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| ②確保の内容 | 0 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 差(②-①) | ▲20 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

量の見込みは、こども家庭センター等における相談事業の対応実績をもとに設定しています。なお、本事業については、令和8年度までに実施体制の整備を図り、国が示す利用定員20人分のサービス提供体制を確保することを目標とし、事業の実施に向けた関係機関との連携・調整を進めます。

⑭親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じ、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、保護者同士の情報の交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

| | 推計 | | | | |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| ②確保の内容 | 0 | 10 | 20 | 20 | 20 |
| 差(②-①) | ▲20 | ▲10 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

量の見込みは、こども家庭センター等における相談事業の対応実績をもとに設定しています。なお、本事業については、令和8年度までに実施体制の整備を図り、令和9年度にかけて実施体制を拡充していくことを目標とし、事業の実施に向けた関係機関との連携・調整を進めます。

⑮産後ケア事業

【事業内容】

医療機関や助産院または自宅において、出産後、家事や育児等に対して十分な支援が得られず、体調や心の状態が不安定な母親や育児に不安を感じている母親が助産師等のケアを受けることができる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日/年)

| | 推計 | | | | |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| ②確保の内容 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

量の見込みに応じて、病院や助産院等の複数の委託先と連携した対応を図ることを想定していることから、確保の内容は量の見込みと同数としますが、確保の内容を上回る量の見込みにも対応可能な実施体制の整備を図ります。

⑩妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、保健師等の専門職による伴走型の相談支援を継続的に実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人回／年)

| | 推計 | | | | |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 1,146 | 1,146 | 1,143 | 1,134 | 1,137 |
| ②確保の内容 | 1,146 | 1,146 | 1,143 | 1,134 | 1,137 |
| 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

量の見込みは、各年度の母子健康手帳交付件数として想定している数に面談回数3回を乗じたものとしています。また、量の見込みに応じた保健師等の訪問による対応を想定していることから、確保の内容は量の見込みと同数としますが、確保の内容を上回る量の見込みにも対応可能な実施体制の整備を図ります。

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

幼稚園・保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所等を利用していない生後6か月から満3歳未満までのこどもを対象に、月10時間を上限とした預かりを行うことで、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を通じたこどもの成長を促す制度です。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

| 0歳 | 推計 | | | | |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | | 2 | 2 | 4 | 4 |
| ②確保の内容 | | 2 | 2 | 4 | 4 |
| 差（②-①） | | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 1歳 | 推計 | | | | |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | | 6 | 6 | 12 | 12 |
| ②確保の内容 | | 6 | 6 | 12 | 12 |
| 差（②-①） | | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 2歳 | 推計 | | | | |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | | 4 | 4 | 8 | 8 |
| ②確保の内容 | | 4 | 4 | 8 | 8 |
| 差（②-①） | | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

令和8年度からの本格実施に向けて、量の見込みを満たす確保の内容を提供できるよう、町内の幼稚園・保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所等と調整を進めます。

【提供体制】

地域の幼稚園・保育所（園）・認定こども園等と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、事業者と園の間で情報を共有することができる体制の整備等により、事業の利用から園の利用への円滑な接続に努めます。

⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

低所得世帯及び多子世帯の経済的負担軽減を図るため、幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の利用に係る日用品等や副食費に対する助成を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人／年)

| | | 推計 | | | | |
|------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 日用品等 | ①量の見込み | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | ②確保の内容 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 副食費 | ①量の見込み | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| | ②確保の内容 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| | 差(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【提供体制】

社会的支援の必要性が高いこども及び子育て家庭を支援するため、対象となる家庭を把握し、適切な支援を実施します。

⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業の内容】

幼稚園・保育所（園）・認定こども園等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力の活用を促進するための事業

【提供体制】

「長泉町公立教育・保育施設再配置計画」等の関連計画の推進に合わせながら、検討を進めます。

3 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ認定こども園については、保護者の就労状況に関わらず柔軟にこどもを受け入れることができ、待機児童対策の効果も期待できることから、児童数の推移や保育利用ニーズ、既存施設の状況等を踏まえ、今後の整備について検討を行います。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、保護者による一人ひとりの発達に応じた関わりに加えて、安心して過ごすことのできる質の高い教育・保育施設やさまざまな子育て支援の提供等が必要不可欠です。

教育・保育施設は、保護者以外の保育者が形成する、安心して過ごすことのできる環境の中で教育・保育を行う施設として、自分以外のこどもや大人と主体的に関わり成長できる場所としての役割を担っています。

また、地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を対象に、地域におけるニーズを踏まえた、多様な子育て支援を展開していきます。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業者の連携方策

地域における子育て支援の中核的役割を担う教育・保育施設とともに、原則として3歳未満の保育を必要とするこどもの預かりを行う地域型保育事業者は、相互が本町の教育・保育の提供体制の充実において重要な役割を担っています。

それぞれの施設でサービスに差が生じることなく、質の高い教育・保育が提供されるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者が連携・補完できる体制の構築に努めます。

(4) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校等の連携方策

幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校等への円滑な接続を図るため、就学に向けたカリキュラムの実践、教育・保育アドバイザーの活用、幼稚園教諭・保育士等と小学校教諭が相互理解を行う機会を設けるなど、就学に向けた連携強化に取り組みます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴い創設された「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法により実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務に執行や権限の行使について、認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼するなど、県と連携して実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進においては、町のこども・子育てや教育、母子保健の担当部署のみならず、多岐にわたる分野における協力が必要不可欠です。家庭をはじめ、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、学校、地域、支援にあたる関係機関・団体等と広く連携・協働しながら施策に取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本町では、子育て支援に関する情報やサービスの利用方法について、広報ながいずみや町ホームページ、町公式LINE、「ちょうどいい子育てアプリ」などを活用して発信し、子育て家庭への周知・啓発に努めてきました。

今後も引き続き、本計画の進捗状況や町内の施設・サービス等の情報について、多様な広報媒体を通じて周知・啓発を推進し、地域全体でこどもの成長を見守る機運の醸成を図っていきます。

(3) 広域調整や県との連携

こども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、こどもや保護者のニーズに応じて、幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その供給を図る中で、保育の広域利用や障がいのあるこどもへの対応等、町の区域を超えた広域的な供給体制や基盤整備が必要である場合については、周辺市町や県との連携・調整を図り、引き続き、子育て家庭のサービス利用希望の実現に努めます。

2 計画の進行管理

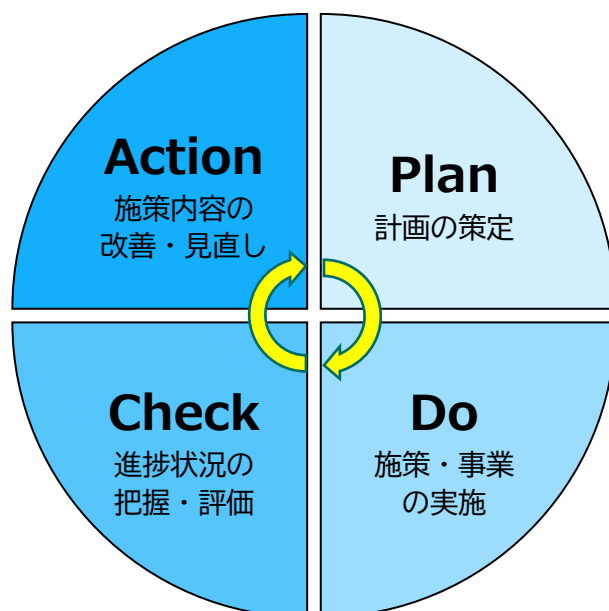
本計画の進捗管理においては、計画に沿って各施策・事業が適切に実施されているか、事務局が年度ごとに進捗状況を把握し、目標に対する評価を実施します。

また、計画の着実な推進のため、PDCAサイクルに従った点検・評価・改善・実施に取り組んでいきます。

「PDCAサイクル」とは

PDCAサイクルとは、物事を効果的な管理における段階的な考え方です。

本計画の策定においては、「PLAN（計画の策定）」・「DO（施策・事業の実施）」・「CHECK（進捗状況の把握・評価）」・「ACTION（施策内容の改善・見直し）」の一連の流れを絶えず繰り返すことで、物事の継続的な維持・向上を推進します。



資料編

1 こども大綱と本計画の整合

本計画において推進する本町の子育て支援策が、国が掲げる「こども大綱」において示されている「こども施策に関する重要事項」のどの事項に紐づいているかを、以下の通りまとめます。

| こども大綱 「こども施策に関する重要事項」 | 長泉町の計画における位置づけ | |
|------------------------------------|----------------|-----------------------------------|
| | 位置づける計画 | 本計画における位置づけ (基本方針—基本施策—施策の方向性) |
| ■ ライフステージを通じた重要事項 | | |
| こども・若者が権利の主体であることの社会 全体での共有等 | 子ども・子育て支援事業計画 | 5 - 2 - (4) |
| | 子ども・若者計画 (予定) | - |
| 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり | 子ども・子育て支援事業計画 | 5 - 2 - (1) |
| | | 5 - 2 - (2) |
| | | 5 - 2 - (3) |
| | 子ども・若者計画 (予定) | - |
| こどもや若者への切れ目のない保健・医療の 提供 | 子ども・子育て支援事業計画 | 1 - 2 - (1) |
| | 子ども・若者計画 (予定) | 1 - 3 - (1) |
| こどもの貧困対策 | 子ども・子育て支援事業計画 | 4 - 4 - (1) |
| | | 4 - 4 - (2) |
| | | 4 - 4 - (3) |
| | | 4 - 4 - (4) |
| 障害児支援・医療的ケア児等への支援 | 子ども・子育て支援事業計画 | 4 - 2 - (1) |
| | | 4 - 2 - (2) |
| 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 及びヤングケアラーへの支援 | 子ども・子育て支援事業計画 | 4 - 3 - (1) |
| | | 4 - 3 - (2) |
| | | 4 - 4 - (1) |
| こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・ 若者を守る取組 | 子ども・子育て支援事業計画 | 5 - 3 - (1) |
| | | 5 - 3 - (3) |
| | 子ども・若者計画 (予定) | - |

| こども大綱 「こども施策に関する重要事項」 | 長泉町の計画における位置づけ | |
|--|-----------------------|--|
| | 位置づける計画 | 本計画における位置づけ (基本方針—基本施策—施策の方向性) |
| ■ ライフステージ別の重要事項 | | |
| (1) こどもの誕生前から幼児期まで | | |
| 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの 切れ目ない保健・医療の確保 | 子ども・子育て支援事業計画 | 1-1-(1) |
| | | 1-1-(2) |
| | | 1-1-(3) |
| | | 1-1-(4) |
| | | 1-1-(5) |
| こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 | 子ども・子育て支援事業計画 | 2-1-(1) |
| (2) 学童期・思春期 | | |
| こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の 高い公教育の再生等 | 子ども・子育て支援事業計画 | 5-1-(1) |
| | | 5-1-(2) |
| | | 5-1-(3) |
| | | 5-1-(4) |
| | 子ども・若者計画(予定) | - |
| 居場所づくり | 子ども・子育て支援事業計画 | 3-2-(5) |
| 小児医療体制、心身の健康等についての 情報提供やこころのケアの充実 | 子ども・子育て支援事業計画 | 1-2-(1) |
| | | 1-2-(2) |
| | | 1-3-(1) |
| 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する 情報提供や教育 | 子ども・子育て支援事業計画 | 3-1-(1) |
| | 子ども・若者計画(予定) | - |
| いじめ防止 | 子ども・子育て支援事業計画 | 5-3-(1) |
| | 子ども・若者計画(予定) | - |
| 不登校のこどもへの支援 | 子ども・子育て支援事業計画 | 5-3-(1) |
| | 子ども・若者計画(予定) | - |
| 校則の見直し | 子ども・若者計画(予定) | - |
| 体罰や不適切な指導の防止 | 子ども・若者計画(予定) | - |
| 高校中退の予防、高校中退後の支援 | 子ども・若者計画(予定) | - |
| (3) 青年期 | | |
| 高等教育の修学支援、高等教育の充実 | 子ども・若者計画(予定) | - |
| 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 | 子ども・若者計画(予定) | - |
| 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 | 子ども・若者計画(予定) | - |
| 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する 相談体制の充実 | 子ども・子育て支援事業計画 | 3-2-(3) |
| | 子ども・若者計画(予定) | - |

| こども大綱 「こども施策に関する重要事項」 | 長泉町の計画における位置づけ | |
|-----------------------------------|----------------|-----------------------------------|
| | 位置づける計画 | 本計画における位置づけ (基本方針-基本施策-施策の方向性) |
| ■ 子育て当事者への支援に関する重要事項 | | |
| 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 | 子ども・子育て支援事業計画 | 2-2-(1) |
| | | 2-2-(2) |
| | | 2-2-(3) |
| 地域子育て支援、家庭教育支援 | 子ども・子育て支援事業計画 | 2-1-(1) |
| | | 3-1-(1) |
| | | 3-1-(2) |
| | | 3-2-(1) |
| | | 3-2-(2) |
| | | 3-2-(4) |
| | 3-2-(6) | |
| 子ども・若者計画(予定) | - | |
| 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 | 子ども・子育て支援事業計画 | 2-3-(1) |
| | | 2-3-(2) |
| ひとり親家庭への支援 | 子ども・子育て支援事業計画 | 4-1-(1) |
| | | 4-1-(2) |

2 長泉町子ども・子育て会議条例

平成25年10月23日条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、長泉町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を行うものとする。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業所を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

3 長泉町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

| 氏名 | 選出区分 | 団体名・役職名 | 備考 |
|---------|---------------------------|------------------------------|-----|
| 三浦 靖幸 | 学識経験者 | | 会長 |
| 渡邊 直樹 | 労働者を代表する者 | 三島地区労働者福祉協議会長泉支部 | 副会長 |
| 田中 優花 | 子どもの保護者 | 町立幼稚園PTA連絡協議会 会長 (南こども園) | |
| 佐々木 百合子 | | 町立保育園父母の会 会長 (中央保育園) | |
| 猿田 あや | | 町立小中学校PTA連絡協議会 会長 (長泉中学校) | |
| 大木 有加 | 事業所を代表する者 | 東レ株式会社三島工場 | |
| 土山 法往 | 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者 | 私立認定こども園 園長 | |
| 野秋 和弘 | | 私立幼稚園 園長 | |
| 飯沼 裕 | 町長が必要と認める者 | 町校長会 (長泉小学校) | |
| 川島 一郎 | | 長泉町民生委員・児童委員協議会 会長 | |
| 秋山 勉 | | 長泉町社会福祉協議会 事務局長 | |
| 小掠 敬子 | | 主任児童委員 | |

関係課

| 氏名 | 部署名 | 役職名 | 備考 |
|--------|-------|-----|----|
| 加藤 和則 | 教育推進課 | 課長 | |
| 小野 秀則 | 生涯学習課 | 課長 | |
| 小長井 圭美 | 福祉保険課 | 課長 | |
| 三澤 哲也 | 健康増進課 | 課長 | |

事務局

| 氏名 | 部署名 | 役職名 | 備考 |
|-------|--------|----------|----|
| 目黒 健一 | 教育委員会 | 教育部長 | |
| 穴戸 浩 | こども未来課 | 課長 | |
| 杉山 良太 | | こども保育チーム | |
| 野村 亮揮 | | 子育て支援チーム | |
| 大川 雄司 | | | |

4 計画の策定経過

| 年月日 | 項目名 | 内容等 |
|----------------------|--------------------------------------|--|
| 令和5年9月26日 | 令和5年度 第1回長泉町子ども・子育て会議 | ○第3期子ども・子育て支援事業 計画策定のためのアンケート調査 について |
| 令和5年12月18日 | 令和5年度 第2回長泉町子ども・子育て会議 | ○第3期子ども・子育て支援事業 計画策定のためのアンケート調査 について |
| 令和6年1月22日 ～2月7日 | 第3期子ども・子育て支援事業計画 策定のためのアンケート調査の実施 | |
| 令和6年2月20日 | 令和5年度 第3回長泉町子ども・子育て会議 | ○第3期子ども・子育て支援事業 計画策定のためのアンケート調査 の集計について |
| 令和6年6月26日 | 令和6年度 第1回長泉町子ども・子育て会議 | ○第2期子ども・子育て支援事業 計画の進捗状況について ○第3期子ども・子育て支援事業 計画策定のためのアンケート調査 の結果について ○第3期子ども・子育て支援事業 計画策定スケジュールについて |
| 令和6年9月20日 ～10月11日 | こどもの意見聴取（オンラインアンケート） の実施 | |
| 令和6年10月31日 | 令和6年度 第2回長泉町子ども・子育て会議 | ○第2期子ども・子育て支援事業 計画の施策評価結果について ○第3期子ども・子育て支援事業 計画の骨子案について ○第3期子ども・子育て支援事業 計画の基本理念（案）と施策体 系（案）について |
| 令和6年12月26日 | 令和6年度 第3回長泉町子ども・子育て会議 | ○第3期子ども・子育て支援事業 計画の素案について |
| 令和7年2月1日 ～3月2日 | パブリック・コメントの実施 | |
| 令和7年3月7日 | 令和6年度 第4回長泉町子ども・子育て会議 | ○パブリック・コメントの結果について ○第3期子ども・子育て支援事業 計画の承認 |

第3期
長泉町子ども・子育て支援事業計画
(令和8年3月改定版)

令和8年3月

発行：長泉町こども未来課

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地

TEL : 055-989-5573 FAX : 055-989-5993

E-mail : kosodate@town.nagaizumi.lg.jp

ちょうどいいが いちばんいい
Nagaizumi

近ごろ、世の中、〇〇すぎるが多すぎる

目立てばいいというわけではありません。そこへきて、この長泉町です。

静岡県なのに、東京まで小一時間。地方なのに財政が豊か。

緑が多いのになんだか都会。

産業は充実してるし、少子化の時代でも、子どもが多い。

有名じゃないのに、すごく暮らしやすい。

長泉町は、一長一短のないきわめてバランスに優れた都市なのです。

ながく住むなら、やっぱりこういう町がいいですよ。

え？それでも何か目立つ特徴がほしかった？

いえ、欲をかいてはいけません。ちょうどいいが、いちばんいいんです。

あなたに、みんなに、もっと“ちょうどいい”町にしていきませんか。